

第八十四回国会 社会労働委員会 議事録 第十号

昭和五十三年四月六日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君

理事 相沢 英之君

石橋 一弥君

大坪健一郎君

川田 正則君

谷 洋一君

津島 雄二君

葉梨 信行君

森 美秀君

安島 友義君

大原 亨君

栗林 三郎君

矢山 有作君

古寺 宏君

浦井 洋君

出席國務大臣 厚生 大臣 小沢 辰男君

出席政府委員 社会保障制度審議会事務局長 竹内 嘉巳君

厚生大臣官房會計課長 持永 和見君

厚生省公衆衛生局長 松浦十四郎君

厚生省社会局長 上村 一君

厚生省児童家庭局長 石野 清治君

厚生省年金局長 木暮 保成君

社会保険庁年金 大和田 潔君

社会保険部長

委員外の出席者

総理府恩給局長 手塚 康夫君

給問題審議室長 菊地 信雄君

経済企画庁物価局物価調査課長 山崎 登君

大蔵省主計局共済課長 梅澤 節男君

大蔵省主税局総務課長 田淵 孝輔君

労働省職業安定局長 中村 一成君

労働省指導課長 河村 次郎君

参考人 社会労働委員会調査室長

委員の異動 四月四日

井上 裕君 補欠選任

大坪健一郎君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

同日 田中 六助君 補欠選任

同日 西銘 順治君 補欠選任

同日 井上 裕君 補欠選任

森 美秀君 小坂徳三郎君

四月三日 療術の制度化に関する請願外一件(阿部文男君紹介)(第二六四八号)

同(稻富稜人君紹介)(第二六四九号)

同(外三件)川田正則君紹介(第二六五〇号)

同(外二十件)鯨岡兵輔君紹介(第二六五一号)

同(篠田弘作君紹介)(第二六五二号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第二六五三号)

同(外二件)友納武人君紹介(第二六五四号)

同(外二件)中川一郎君紹介(第二六五五号)

同(外五件)灘尾弘吉君紹介(第二六五六号)

同(外一件)長谷雄幸久君紹介(第二六五七号)

同(外四件)浜田幸一君紹介(第二六五八号)

同(外五件)林大幹君紹介(第二六五九号)

同(外一件)船田中君紹介(第二六六〇号)

同(外六件)増岡博之君紹介(第二六六一号)

同(外二件)箕輪登君紹介(第二六六二号)

同(山崎拓君紹介)(第二六六三号)

同(山本悌二郎君紹介)(第二六六四号)

同(三原朝雄君紹介)(第二六七三三号)

同(山崎平八郎君紹介)(第二七七二四号)

同(大平正芳君紹介)(第二七五〇号)

同(外四件)片岡清一君紹介(第二七五一号)

同(田中昭二君紹介)(第二七五二号)

同(江崎眞澄君外一名紹介)(第二七五三三号)

同(外五十六件)竹本孫一君紹介(第二七八五号)

同(辻英雄君紹介)(第二七八六号)

同(森田欽二君紹介)(第二七八七号)

同(消費生活協同組合の育成強化等に関する請願(伊藤公介君紹介)(第二六六五号)

同(外一件)板川正吾君紹介(第二六六六号)

同(鯨岡兵輔君紹介)(第二六六七号)

同(沢田広君紹介)(第二六六八号)

同(長谷雄幸久君紹介)(第二六六九号)

同(田中美智子君紹介)(第二七二〇号)

同(細谷治嘉君紹介)(第二七二二二号)

同(山本政弘君紹介)(第二七二二二号)

同(武藤山治君紹介)(第二七五五号)

同(山村山喜一君紹介)(第二七五六号)

同(山田耻目君紹介)(第二七五七号)

同(山花貞夫君紹介)(第二七五八号)

同(湯山勇君紹介)(第二七五九号)

同(吉原米治君紹介)(第二七六〇号)

同(北側義一君紹介)(第二七一七号)

同(長谷雄幸久君紹介)(第二七一八号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二七八八号)

同(医療保険制度の改正に関する請願(橋本龍太郎君紹介)(第二六七一七号)

水道事業の国庫補助等に関する請願(安藤巖君紹介)(第二七〇二二号)

視覚障害者の雇用促進に関する請願(伊東正義君紹介)(第二七〇三三号)

同(宇野亨君紹介)(第二七〇四四号)

同(田中龍夫君紹介)(第二七〇五五号)

同(谷洋一君紹介)(第二七〇六六号)

同(津島雄二君紹介)(第二七〇七七号)

同(戸沢政方君紹介)(第二七〇八八号)

同(登坂重次郎君紹介)(第二七〇九九号)

同(外一件)友納武人君紹介(第二七一〇〇号)

同(濱野清吾君紹介)(第二七一〇一〇号)

同(増岡博之君紹介)(第二七一〇二〇号)

同(三塚博君紹介)(第二七一〇三〇号)

同(武藤嘉文君紹介)(第二七一〇四〇号)

同(医療保険制度の改悪反対等に関する請願(浦井

洋君紹介(第二七一五号)  
 老人医療費の有料化反対及び現行制度の改善に  
 関する請願(浦井洋君紹介(第二七一六号))  
 奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う補償措置  
 に関する請願(古寺宏君紹介(第二七一九号))  
 旧満州開拓団の行方不明者調査等に関する請願  
 (瀬長亀次郎君紹介(第二七五四号))  
 日雇健康保険制度の改善に関する請願(瀬野榮  
 次郎君紹介(第二七八九号))  
 失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する  
 請願(瀬野榮次郎君紹介(第二七九〇号))  
 は本委員会に付託された。

四月三日

国民健康保険制度の改善等に関する陳情書(津  
 市議会議長川辺寛(第二四八号))  
 緊急医療体制の確立等に関する陳情書(奈良市  
 六条緑町二の一五三七の一五四尾山香代外三千  
 二百名(第二四九号))  
 筋肉痙攣症医療費の公費負担制度拡充に関する陳  
 情書(十都道府県議会議長会代表広島県議会議  
 長西田修一外九名(第二五〇号))  
 療術の単独立法阻止に関する陳情書外二件  
 (佐世保市三川内本町三五〇佐世保鍼灸マッ  
 サージ師会長藤本俊雄外二名(第二五一号))  
 療術行為の法制化促進に関する陳情書外一件  
 (宇都宮市長小池嘉子外一名(第二五二号))  
 児童手当制度の拡充整備に関する陳情書外九件  
 (宮崎県議会議長後藤基晴外十五名(第二五三  
 号))  
 生活保護法による生活扶助基準の是正に関する  
 陳情書(近畿二府六県議会議長会代表三重県議  
 会議長倉田文治外七名(第二五四号))  
 老齢福祉年金の年齢段階別支給に関する陳情書  
 (東京都新宿区百人町二の七の三日本百歳会理  
 事長河野義(第二五五号))  
 雇用対策の確立に関する陳情書外一件(十都道  
 府県議会議長会代表広島県議会議長西田修一外  
 十九名(第二五六号))

母子家庭の母親の雇用促進法制定等に関する陳  
 情書(十都道府県議会議長会代表広島県議会議  
 長西田修一外九名(第二五七号))  
 水道用水供給事業の助成措置に関する陳情書  
 (近畿二府六県議会議長会代表三重県議会議長倉  
 田文治外七名(第二五八号))  
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
 参考人出頭要求に関する件  
 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提  
 出第四〇号)  
 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律  
 の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

○木野委員長 これより会議を開きます。  
 国民年金法等の一部を改正する法律案を議題と  
 し、質疑を行います。

○安島委員

まず大臣にお伺いしたいのですが、  
 昨年の十二月九日、これまで一年半にわたる審議  
 の経過を中間意見として、年金制度基本構想懇談  
 会から大臣の方に、その報告書が提出されたわけ  
 です。この中には、現状の八種類に分かれている  
 年金制度全体について非常に細かい分析が行  
 われておるわけです。また、問題指摘として、制  
 度間の格差が大きいことや年金額も十分ではな  
 い、それから人口構造の老齢化、これからの後代  
 の負担増等を分析されているわけですが、中間報  
 告ということから、ある程度やむを得ない面もあ  
 りますが、問題点の指摘に多くを費やしておいて  
 基本構想としての提言が不十分だと思つてわけ  
 です。

になるのか。これらについて大臣の方から御見解  
 をお伺いしたいと思います。

○木暮政府委員

経過を私から先に申し上げさせ  
 ていただきます。日本の年金制度でございますが、四十八年度の  
 大改正で、年金制度が目指す水準といたしまして  
 は欧米に比較して遜色のないところまで来たわけ  
 でございます。しかし現実には、いま先生お話し  
 ございましたように、いろいろな問題が残っており  
 まして、そういう問題を解決してまいりますため  
 には、厚生年金だけ、あるいは国民年金だけで検  
 討できるという問題はほとんどなくなつたわけ  
 でございます。八つの制度を、それぞれ横断的に検  
 討していかなければ対処できないという問題が残  
 されておるわけでございます。一方、これも先生  
 御指摘のように今後、老人人口がだんだんふえて  
 まいりますと年金の給付費も非常にかさんでまい  
 るわけでございます。そういう長期的な問題にも  
 対処しなければならぬ。したがって、長期的  
 な視野に立つて八つの制度を横断的に検討する必  
 要があるということで、昨年の五月に、八つの  
 制度を見渡していただける先生方にお集まりいた  
 だしまして懇談会を開いた次第でございます。

○安島委員

その後、二年近くの歳月を費やしたわけござ  
 います。問題が非常に広範多岐にわたりますと  
 と、それから、やはり国民の選択をお願いをする  
 という点もございまして、最終的な結論を出す  
 のに時間がかかるわけでございますが、中間意見  
 を出して、各界の御意見をいただいて、さらに最  
 終結論を出したい、こういう段取りを考えておる  
 わけでございます。

少なくとも、いま国民の最大の関心事である年金  
 が幾つかに大きく分かれている。そして、その持  
 ついろいろな矛盾点。それから財政的にも、どの  
 年金もかなり問題を持っているということになり  
 ますと、基本構想として、まず、どこにメスを入  
 れるかという問題が主体になるべきではないの  
 か、こう思うので、基本懇に諮問をする場合の厚  
 生省、主務大臣としての考え方が、那辺にあつ  
 たかということを実はお伺いしたいわけでは  
 ない。

○木暮政府委員

ただいま御答弁申し上げました  
 ように日本の年金制度は一定のところまでまいり  
 ましたけれども、今後、人口の老齢化に従つて保  
 険財政が非常に大きなものになっていくわけござ  
 います。そういう長期的視野と、それから、そ  
 の八つの制度がばらばらになっておりますが、そ  
 ろういふ段階に来ておるわけでございますので、  
 長期的視野に立つて、なおかつ各制度を横断的に  
 検討していただきたいということで諮問をいたし  
 ておるわけでございます。

○安島委員

それで中間意見でございますが、文字どおり中  
 間意見でございますので、必ずしも結論が出てお  
 るわけではございませんけれども、一番大きな問  
 題としては、八つの制度を一本にすることは、従  
 来の沿革もあり、また年金制度の特質もございま  
 すので、それは無理であろう。しかし、八つ  
 の制度がそれぞれ、ばらばらにやられていくとい  
 うことは老齢化の波に対処できないということ  
 で、部分的統合と申しますか、基礎年金の形とい  
 くか、あるいは財政調整の形でいくか、どちらか  
 で考えていかなければならぬという方向は出し  
 ていただいております。

算制の問題、婦人の年金保障の問題、業務処理体制の整備、そういうことにつきましても方向を出していただいております。

○安島委員 いろいろの問題はございますけれども、要約しますと給付水準をできるだけ平準化する方向と、その財源をどこに求めるかというのが共通した最も基本的な課題で、この問題、特に財源問題に対して検討を進め、国民的な合意を得る、そういう段取りをどうつけるかということ抜きにして、どんなに、いまの制度間のいろいろな問題を議論したところで先に進むはずはない。ですから検討のあり方としては、いろいろな問題を事細かく検討することは当然ですが、何か順序として、いまの八つの種類に分かれてる年金制度の一つ一つの問題点を洗い直していくことも結構だけれども、そういう作業を進めていく場合には、これは一体いつごろ結論が出るのですかと

いう点にいきさか疑問を持つわけなんです。まず骨組みをしっかりと置いて、むしろ、その基本的な問題に対して、いろいろの討議を起すよつうなことから細部の作業に入るというのが順序ではないかと思ひますが、これは基本懇の委員の方々は当然、厚生省の諮問内容について検討されているわけですから、私は委員会のことをどうこう言うわけじゃない。厚生省としての、この年金問題に對する基本的な姿勢についてお伺いしているわけなので、余り細かいことを聞いてお伺いしているわけじゃないです。そういう点で、これは一体いつごろまでに答申というのか報告という形になるのか、まとめは終わるのですか。

○小沢国務大臣 老齢化社会の入口に立って、私どもは、いろいろな厚生行政全般にわたる問題について感慨を新たにしていかなければならぬというところは厚生白書で指摘しておるわけでございます。そういうような観点から、一番問題になる年金制度というものについて、いろいろ、われわれも、われわれとして研究をして進めていきますけれども、やはり学識経験者の意見もあらゆる角度からいただきたいというので基本構想懇談会と

いうものを持つたわけでございますが、いま先生がおっしゃるように、確かに一体、年金制度はどうあるべきか、それから出てくる、いろいろな問題点を整理していく必要があるのじゃないか。問題点だけ指摘して、ただそれだけでは困るじゃないかという御意見はごもっともだと思ひますが、ざいまして、私もその基本的な構想、方向というものを、現在から考えますと一年間たいて、ぜひひとつ、そういうものをつくりたい。そういう意味で基本構想の懇談会の先生方にも、今後ともひとつ、いろいろ努力をしていただきたいと考えておるわけでございます。一年かけて、今年いっぱいかけて、それを決めたい、こう思っております。

○安島委員 今回の改正案の骨子というのは、この年金懇の中間報告とは直接的な関係はないわけですね。

○木暮政府委員 おっしゃるとおりでございます。いま各方面でいろいろの関心が持たれてる年金制度の問題点というのは、いま申し上げましたような、いろいろな制度間の格差の問題とか、あるいは給付水準の問題とか、いろいろありまされども、まずやはり私が先ほど申し上げておりましたように、人口の老齢化というものと低成長時代の中で、これままでのように、ただ保険財政だけでは、現行のような形だけでは賄い切れないような問題が幾つかあるわけですね。

そこで、時間の関係もございまして、ごく簡潔に、いわゆる人口構造の推移、これは全部ですと長くなりますから、問題となるところのポイントだけ、比率で結構です。たとえば生産年齢人口というのは若干ながら減って、むしろ高齢者がどんどんふえていく、そういう傾向等についてどういう見通しなのか。それから当然その中からはいきりしてくるわけですね、どちらかということ、これからの方々、若い世代に負担が大きくかかってくる、そういう点をポイントだけ御説明いた

ただきたい。

○木暮政府委員 老齢人口を六十五歳でとらえますと、現在、約九百四十六万人の方がいるわけでございます。それが昭和七十五年になりますと、倍の一千九百万人になり、さらに昭和九十五年ごろになりますと二千六百万人ということにふえていくわけでございます。それで仮に六十五歳以上の人口と全人口の比率を見ますと、現在六十五歳以上の方が全人口の八・二%でございます。昭和七十五年の段階では一九%近くになるといふことでございます。また十五歳から六十四歳までの方を生産年齢というふうな仮に考えますと、六十五歳以上の方は現在一二%でございます。大体十人足らずで一人の老人のめんどうを見る、こういうことだと思ひますが、昭和七十五年には二一・七%になりますので、五人で一人の老人をお世話する。さらに昭和九十五年になりますと三〇%でございます。さらに急な傾向をたどるといふふうに見込んでおるわけでございます。

○安島委員 厚生年金と国民年金で年金加入者の大体九〇%を占めてる。大体九〇%近いわけですが、前のあなたの方で出しているパンフレット、あれは新しいのを、ことしはまだ出していませんね。そういう計画はおありなんですか。

○木暮政府委員 先生のおっしゃいますのは、昭和五十一年の財政再計算のときにいたしました非常に詳細なものだと思ひますけれども、次回の再計算まではあれでいいかというふうな考えでございまして、現在新しいものを出し準備はございせん。

○安島委員 検討をする際に、当然のことながら厚生省から出されてくる資料は、その年度や月のとり方で全部違つてくるものだから、比較して、この前の時点から一番最近の近い時点で、どうなっているかというのを見るときに非常に困るわけですね。そういう点で十分配慮してもらわないと、年金に対する関心が非常に高まるといふときです

から、やはりきめ細かなそういう配慮を特に要望しておきたいのです。

ところで、一番近い状態で厚生年金、国民年金で結構です。この加入者の状況と受給者、これは全体の受給者と、それから無拠出の福祉年金の受給者ですね。それから老齢年金の受給者はどのくらいいるのか。それから、その中の老齢福祉年金はどうなっているのか。五十一年版で皆さんの方を出しました資料に沿って、そのまま御質問しているわけですね。

○木暮政府委員 五十二年十月現在で申し上げまして、厚生年金の場合には加入者が二千三百八十四万人でございます。それで受給者が二百八十八万人でございますが、そのうち老齢年金の受給者は二百二十三万人でございます。それから国民年金は加入者が二千六百四十六万人でございます。受給者の総数が三百八十二万人でございますが、そのうち老齢年金の受給者が三百三十七万人でございます。福祉年金につきましては、受給者は四百五十万人でございますが、そのうち三百九十七万人が老齢福祉年金の受給者でございます。

○安島委員 この年金懇の中間報告の中でも問題指摘を通じて、年金保険を通じて所得の再分配を高めるべきだといふ提言をしております。たとえ加入期間五年、十年の経過の年金について、あるいは高齢者の生活実態を考慮をして、できる限り引き上げるべきだ。つまり将来の年金のあり方も、そのいわば経過的措置。そして、いままでに指摘されておられますが、それを放置したままですと、八つに分かれてる制度の統合、一元化を目指すと言つても、これは無理な話であつて、やはり段階的にメスを入れるということと基本的な問題について並行して討議を進めていくということが同時に進行されるべきだと思ひます。そういう点で、これまでと同じような考え方に今度の改正案は大体どまっておりますように思ひますが、これらの関連について今回の改正案というものはどういふふうにお考えになつておるわけですか。

か。

○木暮政府委員 先生の御指摘のように、厚生年金の水準あるいは国民年金が予定をしておりますが、国民年金の経過年金と言われるものは現在余り高い水準にはないわけでございます。もちろん制度のデザインからいいますと、年月の経過につれて高い年金が出るということにはなるわけでございますけれども、現状は必ずしも十分ではないわけでございます。その点につきまして国会でいつも御審議をいただいておりますけれども、基本懇の中間意見でも、この経過年金につきまして何らかの措置をとることが必要だという意見を出していただいております。

その際、むずかしい点が二つございまして、一つは日本の年金が社会保険方式と申しますか、掛金比例方式をとっておりますので、短い拠出の方は長い拠出の方よりも多くの年金を出せないという問題があるわけでございます。逆に申しますと、経過年金を上げますと、よけい保険料をかけました年金も引き上げていかなければならないという、その体系の問題があるわけでございます。その点につきましては、基本懇の中間意見は、経過年金を引き上げることによって本来年金を底上げするようになること。そうでなくとも年金の財政が大変なので、そこを何とか切り離すような方法を考えたいという意見をいただいております。

もう一つの問題は、当然ながら財政の問題でございまして、たとえば福祉年金で申し上げますと、月額千円上げるのに六百億円の財源が要るわけでございます。したがって、従来の一般会計方式では大きな財源を捻出することができないので、何か新しい財源を考へるべきであろう、こういう意見をいただいております。この二点につきまして、さらに検討を続けていただく予定になつておるわけでございます。

○安島委員 具体的な問題で、障害福祉年金につ

いてお伺いしますが、この給付額の算出根拠はどこに求めておられるのですか。

○木暮政府委員 障害福祉年金につきましては、老齢福祉年金とバランスをとっております。昭和五十三年度は老齢福祉年金は一万六千五百円でございまして、障害福祉年金の場合には、この一万六千五百円にリンクをさせておるわけでございまして、なお、障害の重い方に差し上げます一級障害年金につきましては、従来とも、その五割増しということにできておるわけでございまして、今回も老齢福祉年金の五割増しの二万四千八百円というふうに考えておるわけでござい

○安島委員 この八つに分かれている年金制度の、それぞれの歴史と生い立ちが違いますから、一概に批判はできませんが、発足当時は一応のそういう横にらみの関係で給付水準を決めたと思われのですが、年金というものが根本的に一体、これまでも単に単に加入期間といいますが、保険金を納めているいわゆる加入期間の長い、短いということだけで考へるべきものなのか。あるいは働きたくても働けないような状況に置かれておる者の年金というものは、一体どういう考へ方にして、これを社会全体として、いわゆる救済というか、めんどろを見ようとするのか。これが問い直されているわけですね。

そういう点で、発足当時の考へ方を、そのままずっと延長したような形で考へているということに對して、財政的な問題があるから総花的に、どれか上げるというわけにいかないかもしれないけれども、たとえば、いまお話がありました一級障害というものは、もうほとんど仕事ができる状態ではありませぬ。これが今回の改正案でも現行の二万二千五百円が二万四千八百円に上がっただけです。それで二級障害の場合、これは国民年金の関係で、ちょうど無拠出の老齢年金にベースを合わせて、一方は年金制度の発足後、日が浅く、これはどうして、ここで定めている加入期間に到

達する見込みがないということのこういう措置をとっている。一方は全く働けない状態。当初から、その出発点が異なっている。こういう最も気の毒なというか、社会全体で考へなければならぬ問題は、基本的に年金制度のあり方をこれから検討するにしても、現在でも将来でも同じ考へ方から、この方々に対する救済措置、そして年金のあるべき姿をやはり考へなければならぬ問題だと思ひますが、この点について大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○木暮政府委員 いま先生御指摘のとおりでございます。日本の年金制度は掛金比例制ということになっておるわけでございます。この点につきましては基本懇の中間答申でも、掛金期間の短い方には非常に低い年金しか出ない。一方、掛金期間の長い方は場合によれば高過ぎる年金になる可能性もある。そういう点で、年数加算制度の功罪と申しますか、メリット、デメリットを見直すと申します。基本懇でも、さらに、この点について詰めていただけたらということになっておるわけでござい

○小沢国務大臣 いま局長が申し上げたようなこととでございますが、先生の主張されたいというお気持ち、この障害年金というものについてお述べになりました御意見で私も想像つくわけでござい

ただ遺憾ながら、まだ私が十分な検討をしておりませんので、ここで御満足のいくお答えができませんけれども、先生のお考へは何かわかるような気がいたしますので、私も大いに勉強させていただきます。検討させていただきます。お答えをさせていただきます。

○安島委員 年金懇の中間報告書の少し後に社会保障制度審議会が、これは昨年の十二月二十日、皆年金下の新年金体系について福田首相に建議書を提出しております。

まず、これは建議書ということになりますと、大体、考へ方それから、これからの問題についてまとめて提出しておりますから、さらに、これから作業が続くと考へていないわけなので、私はそう思ひませぬので、結局これは政府として、この建議書について、どう取り扱うのかという問題になってくるというふうに思ひますが、厚生大臣は、これは非常に密接な関連を持って内容ですから、これについては今後この建議書がどういうふうに関われる段取りになるのか。あるいは、厚生省、主務大臣の立場からは、これはどういふふうに関われる段取りになるのか。

○小沢国務大臣 私は、非常に貴重な意見だと受けとめております。したがって、この御意見を、ことに基礎年金構想ということについては、私、大変同感の面もございまして、その他、ただ、いま五十五年までに実施しろという御提言がございまして、これはなかなか困難ではないかなと思つております。いろいろ、この組み合わせ等が、この御提言では基礎年金以外に各種年金をそこへ上積みしていくんだということでありまして、そうなりますと相当の負担増になってまいります。また、この構想は、いわば目的税的のもの創設の御提案をしておるわけでございまして、そうなりますと、われわれだけで、これを簡単に実行できるわけではありませぬ。税法系全般の問題にも関連をいたしますし、御承知の国家財政全般の中で、やがて増税をしなければいかぬということについては必須な状態だと思ひますが、そ

いろいろな点もいろいろ関連をしましてまいりますので、五十五年までという御提言は、ちよつと無理だと思ひますし、また、その積み重ねをする各種の年金制度、まさに、その制度自体をわれわれは根本的にひとつ、いろいろ見直してみたいと思つておる最中でございますので、そのままというわけにいきませんけれども、非常に貴重なユニークな御意見だと思ひますので、十分参考にしていきまして、検討をさせていただきます、こう思つております。

○安島委員 いま大臣も述べられているように、まず基本年金制度を五十五年に発足させて、そして以降十年間ぐらゐを目安にして、現行の各公的年金制度を社会保険年金に切りかえて、この基本年金に上積みするような形で、六十五年には一応いろいろな問題処理の仕上げを終わらうという目安を立て、かなり具体的な思い切つた提言をしているのです。五十五年に基本年金制度が発足できるかどうかというのは、一にかかつて、この取り扱ひを政府部内では、具体的に、政府として、この建議書を受けとめて、具体的に、恐らく今度は厚生省、まあ大臣の方に、これから、いろんな法案も整理しなければならぬのですから、そういう作業が順次出てくるはずだと思つていますが、私は、五十五年にこの基本年金制度が発足することがむずかしいか、むずかしくないかの問題よりも、この建議書の取り扱ひはどうなるのかということ、大臣の立場でお伺ひしているわけです。

○小沢国務大臣 私が最初に申し上げましたように、一年の歳月を過ぎて、年金制度の根本的な考え方、方針をまとめて、年々上げました、その際の非常に大きな、重要な参考意見である、かように受け取つておりますので、御了承いただきたいと思つております。

○安島委員 どうも質問していることかみ合つてないのです。この社会保障制度審議会というのは内閣総理大臣の諮問機関です。私は、それだけの審議会や懇談会だからというので軽重を言っているわけじゃない。内閣総理大臣の諮問機関で

ある社会保障制度審議会としてまとめたものだ。これは、この具体化については、それぞれ、特に厚生省等が中心になって、これからどう煮詰めるのか。それから一方、厚生省は独自の立場から基本懇を發足させて検討中だ、これとどういふふうにかの建議書と結びつけるのか。いま大臣の話でいくと、建議書は建議書として出さし、このことなるのですか。ですから、あなたの方に聞くのがどうかと思ひますが、いまはまだ建議書として出された段階なので、本来は、この会長にでも出してもらつて、いろいろお伺ひしたかったが、それではちよつとまずいと思ひまして、きょうはやはり大臣の方から、その辺、少なくとも内閣総理大臣に出されたものが、これから具体的に年金全体の問題を考へる場合に、どういふふうにかの建議書というものが位置づけられるのかということをお伺ひしているわけです。

○木暮政府委員 年金の改革案でございますが、ここ二年ぐらゐ、各政党から出していただきまして、また、いろいろな研究団体からも、それぞれのビジョンが発表されておるわけでございまして、それらの改革案につきましても、基本懇でいろいろ検討させていただいておるわけでございまして、そこに昨年の暮れ、制度審議会からも御意見がいただけたわけでございまして、その制度審議会の御意見も、当然のことながら基本懇の主な議題ということになるわけでございまして、それで制度審議会の建議でございますが、もし、こういう言葉が許されるといふしますれば、年金制度の将来につきましても一つの理念を出していただいたことだと思つてございまして、私も、実施官庁でございまして、年金の改革案をつくり出す場合には、実施面につきまして、かなり重点を置いた検討をしなければならぬわけでございまして、そういう観点から、先ほど大臣が申し上げました一年の間に制度審議会の御建議につきましても、いろいろ掘り下げをさせていただいて結論を出したい、こういうふうにしておる次第でございまして。

○安島委員 そこで、社会保障制度審議会の事務局の方、来ておられますね。きょうは事務局の方を通してお伺ひしたいと思つたのですが、この検討の中で、やはり最も問題になるのは財源の問題でございますが、制度審では所得型の付加価値税、いわゆる年金税という目的税の創設について述べているわけですが、これも、このいわゆる所得型付加価値税というものは、どういふ内容の税なのか、簡単にひとつ御説明願ひたいということ、この中で当面——当面というのは、いまの水準ということだと思ひますが、いまの水準で計算した場合には、この年金税の場合も二%ぐらゐの低い税率でさしあつては賄える、こう言つておるわけですが、この二%というものの根拠をあわせて御説明いただきたいと思ひます。

○竹内内政委員 お答え申し上げます。付加価値税、特に建議の中では純粹な意味での付加価値税と申しております。これは、いま先生からもお話がございましたように、所得型の付加価値税と称してございまして、簡単に申しますと、一つの企業を例にとつて申しますと、一年間の総売上高に對して、その総売上高から原材料と固定資産の償却分を取り除いた残りの部分がすべて付加価値という考え方に立つておるわけでありまして、したがって、端的に申しますと、人件費といふものが給与も、それから利益も、あるいは、その利子も、配当も、これらがすべて付加価値になる。その付加価値全体に對して二%をかけるというのが年金税の基本的な考え方でございます。それで、この純粹な意味での付加価値税ということ、制度審議会が建議の中で取り上げました理由の一つには、老人夫婦世帯の標準的な生計費の五割程度は、この基本年金でカバーをしようといふことが、まず前提にあるわけです。一方、純粹な意味の付加価値というものが、これを総計いたしますと国の国民所得全体に當るわけ、国民所得の中から、いわば国民それぞれ生活費が賄われていくわけでありまして、そういう意味で、必ずしも国民所得の推移と標準的な老人夫婦世帯の

生計費とが並行的にバラレルに動くとは思ひませんけれども、いわば、ある程度の相關関係があるからあるということから、基本年金額を経済の変動に對して常にバランスを保つて財源が確保できるように、そういう意味で国民所得をいわば課税対象とする。国民所得を課税対象にするという意味は、個々の企業なり自営業者が一年間の働いて得た付加価値全体に對して二%をかけるということ、目的税として、これを基本年金の財源にしたいということでございます。

○安島委員 先ほど、ちよつとお伺ひしました厚生省の年金局がまとめた五十一一年版のパンフレットです。この中で、わが国の年金は國際的に見ても遜色がないと自画自賛しておるわけですが、その根拠として、年金給付水準とおるものをILOの百二二条約あるいは百二十八条約との比較の上に立つて、先進諸國の給付水準と比較しても低くない、こう言つておるわけですが、そこでお伺ひしたいのですが、社会保障制度審の建議書の中の最も中核部分である国民全体に基本年金として夫婦で五万円程度を目安として、だれでも同じように支給するということ、わが国では夫婦で基本年金部分として五万円を、これか

らどのくらい時間がかかるかわからぬが、いろいろ検討しながら、その方向に、いまから歩み出そうとしている。ところが賃金水準を比較しても最も日本に類似しているイギリスの場合、見てみますと、この基本年金に相当するイギリスの基礎年金は、昨年の十一月すでに日本円換算で五万五千八百円に引き上げられているということがあるわけですが、したがって、必ずしも十分な水準と言えなくとも、この五万円という目標、目安というのは、現在の生活水準等といういろいろ比較して、最低生活保障というたてまえの上におおむね妥当ということができるわけですが。

ところが、ここで日本の場合、比較対照になっているのは厚生年金でございます。日本の場合は御承知のように、これは中小零細等の場合はちょっとまだ別になります、厚生年金を比較にしておりますから、お伺いするのですが、日本には一時金という、年間四カ月ないし五カ月、これは諸外国に例を見ない貸金後払いの性格、これは主として労働側が言っていることですが、そういう性格を持つ一時的な、いわゆる一時所得とはいながら、かなり生計に影響の大きい給与が給付されているということを考えますと、毎月の所定の賃金と比較して一定率を出して、賃金に比較して給付水準は大体何%に相当しているから、諸外国と比較しても遜色がない、こう言っているわけですが、これは日本の年金の実態というものを正確にあらわしていないということ、日本の場合に最も問題になっているのが言うまでもなく国民年金であるということも考え、少なくとも、いまの年金制度と現状というものを正しく国民に知らしめているとも言えないし、国際比較の上においても問題があるのではないかと思っているのですが、この点いかがですか。

○木暮政府委員 厚生年金の場合には、私ども、いろいろの機会が説明させていただいておられますように、大体国際的な水準になっておるのじやないか。確かにポナナスの問題がございますけれども、いまの年金水準は標準報酬に對しまして六

○%ということでございますが、ポナナスを入れても四七%くらいになっておるといふふうな思われまして、I.L.O.の百二二号条約で言っております四〇%あるいは百二十八号条約が言っております四五%の線には達しておるといふふうな思われまして、ただ、国民年金につきましては御指摘のとおり、まだ経過年金の段階でございます十分ではございませんが、十年年金では五十三万二千四百円になりますので、夫婦でございますと四万八千円ということになります、かなりのところまでいくわけでございますが、五年年金の場合には夫婦を合わせまして三万五千円程度、それから老齢福祉年金の場合には夫婦で三万三千円ということでございます、先ほど来、先生の御指摘のございませ経過年金の問題というのには、私も重要な課題として今後、取り組んでいかねばならない、こういうふうな思っているわけでございます。

○安島委員 私は、厚生年金を中心にして比較することとは一面だけを伝えているのではないかと。最も問題のある国民年金というものをどう考えるかという観点も含めて検討し、比較対照すべきだという観点で申し上げているのですから、お間違えにならないようにしてください。年金そのものの比較だけでなく、あなたの方で出している資料が厚生年金で比較しているから、そこにも若干の問題点がありますよ、最も問題になっているのはやはり国民年金ではないかという観点で申し上げているわけですか。

続けますが、この建議書の中で私が非常に評価しているのは、老人問題に対する基本的な考え方、これは失礼かもしれませんが、どうも厚生省の考え方とはちよつと思想的に違つていて、いいますか、もっと広い分野にわたつた物の考え方、立て、きちんと整理されている、こう私は思うのです。たとえば高齢者にとつて仕事を持つことは生きがいにつながる。年金は高齢者に生きていく誇りと意義を与える足場であるということが指摘されている。全く私は同感です。さらに、年金

は単なる金だけの問題ではないということも強調されているわけですね。全体を通じて、この建議書は、老齢化社会の到来に備えて、できるだけ早い機会に新しい年金体系をつくる必要がある、これは皆さん方も同感だと思つたのですが、この点を力説しているわけですか。

と同時に、やはり、この目標に到達するまでにはいろいろな問題があるわけですが、その中で最も重要なかわりを持つ問題は、きょうは時間の関係から多くをこの問題に費やすことができませんけれども、やはり何といつても財源問題ですね。そうすると全国民の負担となる所得型付加価値税の制度というものを非常に安定的な財源として、これは議論が多くあるところは承知して、私、私は非常に重要な問題提起だといふような受けとめ方をしているわけですが。

このことは、きょうはおきまして、特にわが国の場合は高齢者の雇用を促進しつ、つ、ということと、年金の支給開始年齢を、これはいまのところ国際比較の上において六十五歳程度が妥当だ、ですから年金の支給開始年齢を六十五歳にするというところは、平均寿命がどんどん延びていくというわが国の現状では、その方の面からだけすれば合理性もあり、もつともだと思つたのだが、一方諸外国と最も異なっている点は、ほとんどの企業が現在五十五歳定年制であるということにかんがみまして、これはやはり雇用政策としても重要な問題が含まれているわけであつて、このことを抜きにして六十五歳からと言つても、なかなかこれは国民的な合意は得られない、ですから財源問題が最も重要な問題であると同じように、雇用政策という面からも非常に問題があると思つたのですけれども、労働省の方、来ておられると思つたのか、労働省の立場から、年金と雇用というものがかわり、それから労働省自身は、この定年制延長に對してどういふ考へ方で、これが延長されるような方向に努力されているのか、これを簡単に御説明いただきたいと思います。

○田淵説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のありました五十五歳定年の件でございますが、昭和五十一年の調査が労働省の調査では一番新しい調査でございますが、それでは五十五歳定年を決めている企業は四七・三%と、ようやく半数を割つた状態でございます。この調査を始めた昭和四十三年には七割近くの企業が五十五歳でございました。そういう意味で、歩みは遅うございませが、かなり順調に定年延長は進んできております。ただ、この時期、非常に不況下で、定年延長が後退しないようにということで労働省としても行政指導に特に力を入れておられるわけでございますが、今後の問題として、六十歳までは少なくとも定年延長によつて雇用を確保していく。それから六十歳から六十四歳につきましては定年後の再雇用とか勤務延長を含めて再就職を促進していく。さらに六十五歳以上の方につきましては、それらの方々の能力に應じた社会参加の機会を確保するといふ観点から雇用の促進を図つていく、こういう基本的な考へ方で進めておりますが、お尋ねの年金とのかかわり合ひの件につきましては、六十五歳に支給開始年齢を引き上げる問題との関連につきましては、雇用の問題、雇用はまた賃金の問題とも大きなかわり合ひを持って、ありますので、労働省としても深い関心を持って、この関係について検討を進めておられるところでございます。

○安島委員 いまの問題点の中で二つほど、いわゆる雇用政策とのかかわり、それから何度も申し上げております新財源をどこに求めるかという問題、それにもう一つ加えますと、制度の再編成によつて既得権を侵害されることのないような経過措置をとるということが同時に非常に重要な課題である、こう思つたのですが、時間も来ましたので、最後に大臣にお伺いしたいと思います。一番初めに御質問した趣旨と関連しますが、いろいろの審議会や懇談会、それぞれの性格を持つて、いろいろの検討を依頼されているわけですが、そのことをどういふ言つておられるわけじやない

のですが、ここまで年金問題が国民の非常に重要な関心事となつてきている段階におきましては、具体的に、これから、この問題に一定の方向、結論を導き出すための検討としては、やはりある程度、政府内部において意思統一を図り、骨組みをしっかりと立てて、そこから、いろいろなことにまたがる部分、これは、これまでの経過もござい

ますから各省庁や何かに具体的ないろいろな問題の検討を諮問するとしても、少なくとも社会保障制度審議会から建議書が出ていくことを踏まえて、これからの年金懸念の作業の進め方、この辺、それぞれの委員会あるいは委員の方々の意見は諮問される側の考え方がまちまちであつたのでは、そういうものがこれからいろいろ答申書だとか、あるいは意見書とか建議書という形式で余り出してもらつたのでは、こちらの方としても、やはり、この問題を検討する上において必ずしもプラスになるだけの面ばかりではない、マイナスの面も出てくると思うのです。

特に厚生省は年金に加入している者の大部分、国民年金、厚生年金というものを中心にして所管されていくというところからしても、先ほどから言つておりますように、この建議書に対して政府内部でどう評価し、今後どういうふうにしてこれを生かす方向で具体的に、それぞれの審議会や懇談会というところで審議して、あるいは法案として提出するようになるのか。いわば当面の措置と、それから、かなり長い年月のかかるという部分の問題とを整理して、これから私どもにわがかなるような形で年金問題というものがおろされるようにすべきではないかと思うのですが、この点、主務大臣としての立場から御見解を伺いたいと思ひます。

○小沢国務大臣 安島先生おっしゃるとおりだと思つたのです。私も、先ほど言ひましたように、一年かかつて何とかひとつ基本的な方針を決めていきたい。その場合に、制度審の御意見は一つの非常に示唆に富んだ御意見として十分参考にしていただきますし、同時にまた、年金基本構想

談会で御指摘ありましたいろいろな問題点について十分よく検討をさせていただいて、何とか一年後には年金の改正についての基本的な方針だけは定めて、国民の皆様の前に御批判を得たい、御理解も得たい、かように考えておりますから、やってみたいと思ひます。

○安島委員 これは、おくれればおくれるほど問題がますますたくさん出てくるという性格を持つていられるわけですから、まず基本的な柱になるべきような、いま三つほど申し上げました。どこで審議しようか、財源をどこに求めるか、雇用政策をどう展開するか、既得権の侵害ということにならないような段階的経過措置をどう講じるか、この三点が何といつても避けて通れない問題だと思ひます。そして毎年毎年これまでも同じような形での年金の部分的な改正をしていけば、ますますこの制度間の格差が拡大し、高齢化社会の方に一歩一歩近づいて、受給者はますますふえていく、そして格差が拡大していく中で、今度は、それができるだけ一元化する方向に持っていくというものがむずかしくなる。こういう問題を抱えているわけですから、ぜひ政府内部で、特に小沢厚生大臣は閣議の場でも、この建議書の取り扱いについて厚生大臣としての立場から、やはり慎重に検討すると同時に、これからの年金の基本構想というものを、まず最初に骨組みになる部分だけでも意思統一を図り、それから、いろいろな細部の作業に入るというような形をつくつていただきたいというところを最後に要望いたしました。質問を終わります。ありがとうございました。

○木野委員長 次に、村山富市君。

○村山(憲)委員 ただいま、わが党の安島委員から年金の当面する基本的な問題点等について御質疑がございました。いま日本にある八つの年金制度の中で、将来を展望してみても、どういふところに改善をしなければならぬ問題点があるのか、この問題については、ある意味では認識の一致はできているのじやないかと私は思ふのです。これは具体的な、そういう問題点をどう改善し

ていくのかというところに当面の課題があると思ひます。

いまも、お話がございましたように、たとえば基本構想懇談会の中間報告を見ましても、いろいろ当面する年金の問題点が指摘されています。それから、そうした問題を踏まえて社会保障制度審議会からは相当抜本的な改革案が建議されておる、こういうことになっておると思ふのです。これから厚生省は、大臣も先般わが党の大原委員の質問にお答えになりましたように、そうしたいろいろな意見も踏まえて、できれば、ことしじゅうに意見をまとめて一応の考え方をつくりたい、こういうお話がございましたが、その点に変わりはないかどうかということが第一点です。

それから第二点は、私も五十三年度予算を審議する際に、これは野党の共同要求として一兆二千億円の減税要求をいたしました。そのときに減税要求に対して福田総理、大蔵大臣等が国会を通じて答弁されたのは、日本の場合には貯蓄性が相対的に高い。だから減税をやつても貯蓄に回つて消費に回らない。だから景気回復には効果がなないのだ。こういう答弁を繰り返していただきました。

なぜ、それでは消費に回らずに貯蓄に回るといふば、これはよく言われまますように、たとえば病氣をした場合に不安だから、あるいは住宅を何とか自分の代につくりたい、しかし、いまの所得ではなかなか賄えないので、そのために準備をする。あるいは教育費に金がかかる。あるいは老後が不安である。こういう事情によつて日本の国民は大変貯蓄性が高い。

ちなみに最近の貯蓄率を見ますと、国民所得の中で大体二五％ぐらい占めておるわけです。これを外国と比較してみても、個人の貯蓄率は、日本の場合にはいま申しましたように二四・九％、米国の場合で七・九％、イギリスの場合が一・二％、こういうふう非常に高いわけです。高いのは、いま言ったような理由で高いのだ。これは言うならば、病氣にしても住宅にしても老後

の不安等にいたしましても、社会保障に関連する部分に非常に多いわけです。これはある意味では社会保障が立ちおくれおるから先行きが不安である。だから何かあつたときには自分自身を守る以外にない。それが貯蓄をして備へるのだというところにつながつておると思ひます。

したがって、そういう点からしますと、やはり思い切つて社会保障制度を何とか引き上げて充実をしようというのを考えていかなければならぬと思ふのですけれども、こういう問題について大臣はどういうふうにお考えでありますか。まず、その二点についてお伺ひいたします。

○小沢国務大臣 第一点は、変わりはございませぬ。

それから第二点は、確かに日本の貯蓄性向の高いのは四つの不安があるからだという御説についても、私はそれだけとは思ひませんが、それが大きな理由であることも否定できないと思ひます。したがって、そういう面でも社会保障の充実は、より一層私どもとして真剣に取り組んでいかなければならぬ、かように考えます。

○村山(憲)委員 そこで最近、新聞等で伝えられる情報を聞いていますと、思い切つて五十三年度、公共事業を中心とした大型予算を組んでおるのだ。しかし景気の回復のめどがなかなか立ちつかない。依然として円高攻撃は加つていく。したがつて、これは内需を拡大、喚起する以外にない。秋には相当思い切つた補正予算を組まざるを得ないのではないかと、こういう話もあるわけです。これは、公定歩合も下げるだけ下げて、ほとんど打つ手は打つた。しかし、いま申しましたように、依然として景気の回復のめどはなし。だから秋には大型補正予算を組んで、もう一遍予算でて入れをする必要があるのではないかと、こういう話も伝わつておるわけです。秋に補正予算をどの程度規模で組むかはともかくとして、やはり一方では公共事業、一方では思い切つた減税措置を講じて内需を喚起するという以外にはないと思ふのです。

その減税が、いま申しましたように貯蓄に回らずに消費に回るようにするためには、もし粗まるとすれば、補正予算の中における社会保障の年金、医療といった部分の位置づけはきわめて大事だと思つておられます。そうでないと依然として同じ傾向をたどつていくように思いますが、仮に補正予算を組まれる場合の社会保障の位置づけといったものについて、大臣はどういうふうにお考えですか、聞いておきたいと思つておられます。

○小沢国務大臣 景気対策の一環として社会保障を考へるといふ基本的な考へ方については、私は同調できないのです。社会保障といふものは景気のいかんにかかわらず、基本的に必要なことは進めていかなければならぬわけでございます。ただしかし、現実に関連があることは事実だと思つておられます。老後の不安をなくするようには、できるだけの充実に努めていく。その結果として景気対策に役立つていくものであろう。目的と結果といふものは別に考へていかなければならぬだろう。厚生省としては目的を景気対策に置いて社会保障を臨時的に進めるといふ考へはない。しかし社会保障を進めることによつて、それが結果的に景気対策になるということについては十分理解をしております。しかし補正予算を組むかどうかは、まだ私も聞いておりません。それとは無関係に、少なくとも一年間に基本方針を何とかはつきり決めていきたいという場合には、作業はできるだけ進めていくようにいたしたい、かように考へておられます。

○村山(喜)委員 社会保障を充実するのは、直接の景気対策をするために社会保障を充実するのだということにはならぬと思つておられます。それはそのとおりだと思つておられます。しかし日本のいまの現状から考へても、冒頭に申し上げましたように、仮に景気回復の手段として内需を喚起する必要があるとして、内需を喚起するためには国民の皆さんに物を買つてもらうなければならぬわけですね。物を買う力をつけるためには、減税をするか、所得をふやすか、安定した生活にするかしかないのです。

から、そういう基盤をつくつていくということが恒常的に日本の経済を回復していく、安定した基盤をつくつていく大事なことではないかという意味では、やはり社会保障といふものを、しっかりと位置づけしていく必要があるのではないかと、こういう意味で言つておられます。その点は余り変わらぬと思つておられます。

○小沢国務大臣 そのとおりだと思つておられます。○村山(喜)委員 いずれ補正予算も組まれると思つておられます。大臣の活躍を期待いたしておられます。そこで、次に質問を移しますが、今回の改正案の主要な柱は、無年金者を解消する対策を講じたということですね。これは、いままでの質疑の中でもたびたび議論がございましたように、特例納付の保険料が四千円、二カ年間で分割納付をするということになっておられますが、従来から二回ほど、やつてこられて今度は三度目ですね。この三度目をもって無年金者対策の終わりにしたいという気持ちと同じだと思つておられます。そのためには、せつかくやるのですから、効果が上がつて無年金者がなくなるというような措置を講じていただかないと、依然として無年金者が残つていくということになつたのでは余り効果がないと思つておられます。仮に十年間納付する人考へた場合に、特例納付の保険料は総額で五十万円くらいになるわけですね。五十万円を二年間で納付するということは現状から考へてみて、ちよつと荷が重いのではないかと考へられるわけですね。

これは先般、大原委員から、四千円という特例納付の保険料を決めた根拠は何か、こういう質問がございましたね。その質問に対しては、二年間の分割納付で三年度にわたる。そうすると三年年度の保険料が三千六百五十円になる。それに物価関係のスライドを若干含めて四千円くらいが、まづ妥当だと思つておられます。そこで、これはちよつとはかる尺度がないわけですね。仮に三千六百五十円になれば、その三千六百五十円くらいというものをめどに特

例納付の保険料を決めてもよかつたのではないかと考へるのです。その意味で四千円という保険料を下げる考へはないかどうか、お答えをいたしたいと思つておられます。

○木暮政府委員 ただいま先生からお話のございましたように、今回の特例納付の保険料の四千円というのは、三年度にわたります。特例納付の最終年度の保険料三千六百五十円ということで御提案申し上げておられるわけでございますが、三千六百五十円につきましては、五十二年四月からの保険料としていただきますように、前年度に物価スライドがあれば、その率を掛けるわけでございます。そういうことをお願いをしておられるわけでございます。それで恐らくは三千六百五十円というのには四千円近い保険料になるのではないかと考へておられるわけでございます。

今度の特例納付が私も一番心配をいたしておられます。国民年金といふのが世界に例のない変わった制度でございます。二千六百万人の方々の自主的な保険料納付で支えられておられるというところでございます。この二千六百万人の方が保険料を積極的に納めていただけませんと制度の運営ができないうわけでございます。それで一回、二回と繰り返しまして三回目の特例納付ということになりますと、この特例納付が今後一定期間を置いて繰り返されるのではないかと印象がどうして出てくると思つておられます。特例納付をやること自体、二千六百万人の方々の保険料納付に微妙な影響が出てくると思つておられます。もし一般保険料よりも低いというふうなことになるならば、一般の被保険者の方々の納付意欲に、かなり大きな影響が出るのではないかと考へておられます。いろいろペナルティみたいなことも考へたわけでございますが、ただ一つの事柄としまして一般保険料より下回らないということだけは、ぜひ、やらしていただきたいということ御提案したのでございます。三千六百五十円にするにはお許しいただきたいと思つておられます。

○村山(喜)委員 経過や事情はわからぬことは

ないわけですね。保険料はともかくとして二年間に分割納付する。そうすると、いま申しましたように五十万円くらいになる人もあるわけですね。ですから、これをたとへば四年にするとか、五年にするとか分割納付の期間を延ばして、できるだけ納めやすいように配慮してあげるといふような方法は考へられませんか。

○木暮政府委員 今度の特例納付は二年間窓口を開くということをお願いをいたしておりますが、過去二回も二年ということをやつてまいりましたし、それから、やはり特例的な措置でございます。一定期間に集中してやらしていただく、PR等もいふふうになつておられます。もし五年ということになりますと、三千六百五十円なり四千円なりの保険料の先の一般保険料とのバランスの問題がまた出てまいりまして、そこら辺を考へますと二年でやらしていただきたい、こういうふうな思つておられます。

○村山(喜)委員 技術的な扱いで大変むずかしい点もあると思つておられます。冒頭に申し上げましたように、これはせつかく無年金者を解消するといふ目的で講ずる措置ですから、せつかくやつたのに無年金者がなお残つていた、こうなれば、またいづれ問題になる可能性もあるわけですから、できるだけ今回で解消できるように手だてを講じていくということが必要ではないかと考へておられます。

そこで、今度やつた対策は過去の滞納分に対して一括納入を認める、こういう方式ですね。ところが、いま計算しますと、たとえば三十六歳から国民年金に入つて、六十歳までですから二十四年しかかける期間がなかつた。こうした者については、あと一年というところで期間が足りなかつた。だから年金はもらえない、こういうことだつて起り得るわけですね。これは極端な例ですけども、あと二年、三年かければ済むという人があるかもしれない。そういう方々にとつては、六十歳までで納入期間を切るのではなくて、将来分



については任意に継続して保険料を納められる。たとえ六十一歳まで納めていいとか六十二歳まで納めていいとかいうことにして、できるだけ二十五年度の期間を満たせるように手だてを講じてあげる、こういう方法は考えられないのですか。

○木暮政府委員 正直に申し上げまして、無年金者対策をやりやすきに、前二回の特例納付と同じことは、できるだけ避けたいということと検討いたしましたわけでございます。ほかの方法でやりたくない保険料を納めるということは有力な案ということで、私も検討をいたしましたわけでございます。その案の一番私ども、つらいところは、いまの例でもございましたように、現在三十六歳の方がたとえ六十歳になって、一年足りないということと一年間延納しますのは二十五年先のことになってしまふわけであります。こういう特例措置を二十五年なり三十年なり、窓口を開いていくということ、非常にいろいろな不都合が出てくるのではないか。年金の制度もいろいろ改正しなければなりません事態に、そういう措置を長く続けていくのは、どうしてもやりにくいのではないかと、ということで、その案をあきらめたわけでございます。

○村山(富)委員 これは特例措置としてではなくて、そういう制度をある程度弾力的に恒常的に認めていく。これは後でまた問題を出しますけれども、任意加入の制度もあるわけですから、したがって、そういうものに合せて任意で継続して加入できるような措置を講じれば、ある程度そうしたものの救済ができるわけですから、したがって私は、今後の問題として十分検討もしていただきたいと思うのです。ここで、いま結論を求めるといふことではございませんから、十分ひとつ検討してもらいたい。

ただ私は、くどくど申し上げますけれども、ある市の窓口でいろいろ聞いてみたわけです。その市の窓口の人が言うには、無年金者、主として住所は転々として変わる、こういう人を対象にすつ

と整理してみましたら、大体千二百九件あった。その千二百九件の方に、あなたは年金がありませんよ、一度おいでください、と言って葉書を出した。そうしたら大体五百五十人くらいが窓口に来られました。この五百五十人の方を調べてみたら、一年かけておったり、二年かけておったり、あるいは五年かけておつて時効になったりなんかしている人が多いですね。これは所得も不特定だし、住居も不特定で転々と変わる、こういう人が多いから窓口は大変苦勞するわけですね。

○木暮政府委員 御指摘のように五十万という金額は非常に大きな額である場合があるだろうと思えます。それで、そういう方々は大変御苦勞されなければならぬということだと思ふのですけれども、実は一般の保険料を納めておる方々も、さまざまな生活条件の方がおられて、苦しい中を納めておられる方も数多くあるのじゃないかと思ふわけでございます。そういう方々とのバランスを考えますと、特例納付の方に貸付制度をつくるということとは、どうしてもまたその面では公平を欠くのではないかと。

さらに私も、三回目の特例納付をやるのが非常に大きな影響が出ると思つておるわけでございますが、前二回と違って貸付制度もあるという

ことでは、先にいけばいくほど、何かうまい救済措置をやつてもらえるのじゃないかという感じが出てまいりまして、それはやはり国民年金全体の運営からいって非常に困る問題にならうかというところで、私もといたしましては貸付制度をつくらないでいきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○村山(富)委員 四千円という保険料を考えた場合に、さつき答弁の中にもございましたように、やはり若干のペナルティーの要素も入つておるといふような意見もございましたし、一般の方もそういう受けとめ方をしているわけですよ。だから、これはこれで償いをするのだという気持ちもある。しかし、どうしても金の工面がつかないで納入ができないという人もあるかもしれませんよ。

○小沢國務大臣 私は、村山先生の御意見を聞いていますと、何か、ぎりぎりのところは、もっとも

○村山(富)委員 私は経緯も事情もよく承知の上でお願いしているわけですから、ひとつ温かい措置を考慮していただいて、この措置を講じた目的が十分果たせるように手だてを講じていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思ひます。

○村山(富)委員 私は経緯も事情もよく承知の上でお願いしているわけですから、ひとつ温かい措置を考慮していただいて、この措置を講じた目的が十分果たせるように手だてを講じていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思ひます。

○小沢國務大臣 私は、村山先生の御意見を聞いていますと、何か、ぎりぎりのところは、もっとも

○村山(富)委員 私は経緯も事情もよく承知の上でお願いしているわけですから、ひとつ温かい措置を考慮していただいて、この措置を講じた目的が十分果たせるように手だてを講じていただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思ひます。

○小沢國務大臣 私は、村山先生の御意見を聞いていますと、何か、ぎりぎりのところは、もっとも

には世帯単位に構成されておる。したがって、夫が被用者年金に加入しておれば、無業の妻の場合でも一応の年金権があるというふうになっておるわけですね。しかし、それはきわめて不安定な意味で年金権があると言われているだけであつて、はつきり妻にも年金権がありますか。これは言えない状況になる場合がある。たとえば比較的高齢で離婚をした妻等については年金がなくなつてしまふということだつてありますからね。これはたとえば昭和五年四月一日までに生まれた者については短縮措置がありますから、何も二十五年の加入期間にこだわらなくてもいいわけですね。しかし原則としてやはり二十五年かけなければならぬわけですから、したがって高年齢で離婚したような場合には年金権に結びつかない、無年金者になる、こういう不安定な妻というものが存在するわけですね。こういう者に対しては何か救済するような措置というものは全然考えられていないわけですか。たとえば空期間になりますね。空期間で計算をされるけれども、しかし仮に結婚期間が二十年あつた。そしてあと五年間だけ国民年金に入った。通算して二十五年ですから年金権はありますけれども、しかしきわめて低額な年金の額になりますね。したがって年金権のある場合だつて額は低い。同時に全然年金権のない妻が出てくる。こういう者についての救済措置というのは何か考えていますか。

○木暮政府委員 高年齢で離婚をしました場合には、年金に全然結びつかない場合、あるいは結びついていても非常に低い年金しか出ないということが起こり得るといふことは御指摘のとおりでございます。日本の年金の場合には、それなりにこういうことについて配慮をしておるわけで、被用者の妻は国民年金の空期間になるとか、あるいは国民年金そのものに任意加入ができるというふうな工夫はしてあるわけでございますが、それでも、いまのようなことが出てくることは事実でございます。

これは基本想でも一つの問題として取り上げら

れまして、いろいろ議論をさせていただいておつて、まだ最終的な結論は出ておりませんけれども、あの報告書には二つの方向が出ておるわけでございます。一つは、やはり夫婦が別れるときの共同財産の分配の問題ではないだろうか。したがって民法的に何か手当てをするということも考えられるのではないかと。一つは、高年齢で離婚する場合同様に、もう一つは、高年齢で離婚する場合同様に、余り多くないわけでございますので、いろいろ弊害が出ないような条件をつけて、夫の年金の一部を年金法上出すというようなことを工夫すべきじゃないか。そのどちらか、場合によれば併用ということでも懇談会で今後詰めていこうということになっております。今後とも検討をしてまいりたいと思つております。

○村山(富)委員 それから、私が冒頭に申し上げましたように、被用者年金というのは世帯単位ですから、その妻にも年金権があるという前提でつくられていくわけですね。そのあると言われる妻の年金権というものはきわめて不安定である。その一つの要素としていま例を挙げたわけですね。それから、もう一つ考えられることは、たとえば被用者年金に加入をしている本人が何か傷害があつて廃疾になつたという場合には障害年金がおりますね。ところが、その奥さんが障害者になつた、あるいは廃疾になつた、こうした場合には全然その手当てがないわけですね。年金というものは、その世帯の所得の減少を償ふというものであるとすれば、それは奥さんは無業ですから所得はない。しかし障害なり廃疾になれば支出はふえていくわけですから、実質的には所得の減につなげていくわけですね。ですから年金権があるわけですか、その妻に何かそういう事故があつた場合、廃疾になつた場合に、やはり何か考へてしかるべきではないかと思つておるわけですが、何もないのでしょうか、その点どうですか。

○木暮政府委員 これも先生お話しの中にございまして、重ねて申し上げるのもなにごとでございますけれども、年金制度は老齢とかあるいは障害に

つきまして所得の中断なりあるいは減少があつた場合の対策ということでございますので、妻の障害というものは、それ自体、所得の減少とか中断がないわけでございますので、保険のサイドで特に考へなくてもいいという割り切り方もできると思つております。しかし、実際問題といたしましては、実は被用者の妻だけが障害の場合に何の手当てもないということにならうかと思つておるわけでございます。たとえば未成年の子供であれば特別児童扶養手当とか障害福祉年金につながつていく。被用者の妻だけが、この点では何の手当てもないということでございます。いまの世帯単位の立て方からいたしまして、妻の障害の扱いというのは先ほどの離婚の妻の場合よりもむずかしい問題だと思つておるけれども、これも確かに婦人の年金権の一つの大きな問題だと思つておる。実は中間意見、障害の問題にはまだ検討が進んでいないのでございまして、今後検討いただけるといふふう

○村山(富)委員 そこで、いまの被用者年金の場合に、たとえば厚生年金の場合、加給年金として妻の場合には六千円加給されるわけですね。妻のものとして六千円加給される。この妻の場合に加給年金六千円というのは、どういう性格のものかといふことがよくわからないのです。この金額の六千円というのを公務員の妻帯者の分だといふふうに言われている向きもあるようですけれども、一体この厚生年金における妻の加給金というのはどういう性格を持ったものなのか、どういう意味を持ったものなのか。あるいは六千円という金額の根拠は一体何なのか。ちよつと聞かしてくれませんか。

○木暮政府委員 妻の加給金は、従来は再計算の都度、直近の私も公務員がもつております扶養手当の額を持つてきておるわけでございます。それで単身受給者と夫婦受給者とのバランスをとるといふことでございますが、実は、この点も日本の年金制度で今後詰まなければならぬ問題点でございます。日本の制度の場合には世帯単位

とはいいながら、世帯単位の生活実態、それから単身の場合の生活実態に即した水準になつておるかどうかといふと、かなり疑問な点があるわけでございます。

今度の中間意見でも、やはり年金の中には世帯の概念をもう少し取り入れて、現在夫婦で受給しておりまして夫が死ぬと、二分の一、妻に出るわけでございますけれども、しかし、生活実態からいって二分の一で済むはずがないので、そういう観点から見まして単身受給の場合と夫婦受給の場合、もう少し掘り下げていくべきであるということにはなつておるわけでございますが、その一環といたしまして、この加給年金のあり方につきましても検討を進めさせていただきたいと思つております。

○村山(富)委員 はつきりしない回答ですが、これはなかなか位置づけとか性格というものはむずかしいと私も思つておる。やはりつけた経緯が経緯ですから、いまから考へた場合に、どうなのかといふことを問われますと、ちよつとむずかしいと思つておる。ただ、もし公務員の扶養家族の手当を基準にした、こういうことであるとすれば、昨年の人事院勧告があつて七千円から八千円に上がったわけですね。だから、この六千円といふ額も、八千円にしたいとは思つておるけれども、据え置く必要はなかつたのではないかと、同じように上げていくべきではないかと、同じように思つておる。どうですか。

○木暮政府委員 厚生年金の場合には少なくとも五年以内に再計算をいたしました年金の水準の見直しをするわけでございます。それで年金水準を考へますときに、もちろん加給年金ということも頭に入れます。どういふ水準がいいか設定をしていくということでございますので、従来、再計算の都度、その時点の扶養手当をとつてきておるわけでございますが、現在のやり方からいたしましては再計算の都度、見直していく、あわせて年金水準を考へていくということ、いいのではな

いかといふふうにご考へておる。



すよ。それで国民年金に入った方がいいか入らない方がいいかという判断をして、それなら入りましょうかと言つて入っている方が多い。いまのように経済が非常に不安定で変動が激しいときには比較的メリットが表立って見えますけれども、しかし、ある程度、物価が安定してまいりましてスライドも余り効果がない。余り期待が持てない。一般の貯蓄やら、年金よりもっと歩がいい、利回りのいいものがある。こうなつてまいりますと、そっちの方に回つて任意加入は脱退するという方がふえてくる可能性があります。そうしますと、国民年金財源の中で七百万人というのは大変な財源の層になっていきます。これが非常に不安定で脱退する可能性も出てくる、こうなつてまいりますと、将来の国民年金財政のあり方の中では大変大きな問題になつていくのではないかと。だから私は、そういう面から考えてみましても、任意加入制度というものはもっと深刻に真剣に考えて、もつと安定したものに変わっていく必要があるのではないかとこのように思うのですけれども、その点はどうですか。

○木暮政府委員 サラリーマンの妻が任意加入する、その数が六百万をかなり超えておるわけでございますが、これは当面見ますと、年金に結びつくのは先でございますので、国民年金財政を若干緩和するというような事情になつておるわけでございます。しかし、この方々の拠出が年金に結びついていくことになりますと、もちろん給付の財源が要るわけでございますが、その際、いまお話しのように国民年金の保険料をだんだん上げていかなければなりませんので、任意加入の方が減つてくるということになりますと、六百万人、七百万人近い方の年金を、その後入りましたわすかの方が支えていく、あるいはまた保険料でございますから、任意加入の妻以外の農民や自営業者の方が支えていくということになりますと、被用者の妻の年金を国民年金グループが担がなければならぬというふうなことで、負担の不公平の問題も出てくるわけでございます。

やはり、この問題というのは将来非常に大きな問題になりかねないわけでございます。制度審議会の今度の建議では、基本年金をやるときに廃止したらどうだろうかというような提案がなされておるわけでございます。私どもの方の懇談会の間意見でも、これは絶対メスを入れなければいけないということと二つの方法が述べられておるわけでございます。一つは、国民年金に強制加入にしてしまふ。それで被用者年金から外してしまひまして、被用者年金の方は夫なりあるいは被保険者だけの年金にするということを考えてらうだろうか。もう一つの方法は、被用者の妻でございますので、事業主と被保険者の保険料で、その老後も見ていくべきではないか。これは経過措置が非常にむずかしい問題になるかと思ひますけれども、被用者保険の方で引き取るべきである。その二案、今後メリット、デメリットを比べながら、あるいは事務にどっちが乗りやすいかというようなことを考えて詰めていくべきで、これは先ほどの遺族年金の水準の引き上げの問題にも絡みますけれども、どうしても避けて通れない問題だということと中間意見をいただいております。

○村山(憲)委員 これはやはり、よほど深刻に真剣に受けとめて考えておく必要があるのではないかとと思ひます。どうせ将来、保険料というのは高くなつていくわけですから、したがつて負担の問題もありませんし、メリットの問題もありませんし、いろいろ考えますと、任意加入制度というものはきわめて不安定要素が増していくというふうな思われましますから、その点はひとつ十分検討してもらいたいと思ひます。

以上、妻の年金権の問題について当面考えられる問題点について若干の指摘をしたわけですが、被用者年金の場合の妻の地位あるいは国民年金の場合の妻の位置づけ等々についても、ざつと考へても、そうした問題が考えられますから、今後の技術改正の中では十分そういう点を配慮して盛り込んでいく必要があると思ふのでありますけれども、大臣の考えをお聞きしたいと思ふのです。

○小沢國務大臣 実は技術改正を考えますときに一番大きな問題の一つだろつと思つておりますので、十分各界の意見も聞き、また先生方の今回の御議論の経過等を踏まえまして、私は、いま局長が言いましたような整理の問題、どちらがいいのかメリット、デメリット等をよく考え、年金制度全体の中で、これをどう扱うべきかということの結論を、ぜひこの方針を決めるまでにつけたたいと思つております。

○村山(憲)委員 次に、国民年金の付加年金の問題について若干お尋ねをしたいと思ふのです。この付加年金は、いま四百円になっていきますね。これは任意ですね。任意でかけてもいいが、かけてもいい。この年金の計算をされる場合に、四百円の付加年金をかけたものが二百円で、二分の一で計算をされておる。また、これは二十五年かけてみて、わずかに五千円しかもらえない。窓口では、この付加年金の扱い、説明に非常に困つておるのです。どう説明したらメリットを感じて入つてくれるだろうか。長い二十五年間ずっとかけ続けていって、そしてわずかに五千円しかもらえない。しかも四百円かけて二百円で計算をされる。説明のしようがないと困つておるのです。せめて三分の二ぐらいの給付にしてくれると説明がしやすくなるかと、もつと入る人がふえるのではないかと、やはり付加保険料を任意加入制にしていることについては、完全積み立てをやつておるという前提に立つて考えた場合に、やはり限界があるのではないかと、むしろ強制加入にして、そして所得比の保険料をいただくということを考えた方が、もつと安定的になるし、給付も引き上げられるというふうな思ふのでありますけれども、そういう点は考えられないわけですか。

○木暮政府委員 国民年金に所得比例の要素を入れるかどうかというののは一つの大きな課題であるわけでございます。率直に言ひまして、国民年金財政がかなり窮屈でございますので、私どももたい

たしますれば、所得のある方からは、もつと保険料をいただきたいという気持ちがございますし、また被保険者の方にすれば、所得比例の保険料、若干よけい納めてもいいから給付水準の高い年金をもらいたいという希望があるわけでございます。そこで所得比例を入れるということが、かねてからの課題であるわけでございます。その一つの試みとして付加年金ということが任意制度でできたわけでございますけれども、これは任意加入でございますので、スライドがでないとか完全積み立てをしなければならぬというところで、ほかの基礎部分が後代負担に送つて多少とも充実した年金を出せるというのと事情が違ひまして、中途半端な形になつておるわけでございます。

それで今後の問題、所得比例をどう入れていくかということでございますが、一つは引き続き任意でいくということも考えられるわけでございますが、任意でいく場合には、いまと同じように保険料も標準保険料を取らなければならぬとか、あるいはまたスライド制ができないとか、そういう問題がございますし、また年金制度に所得再分配効果を入れたいということもあるわけでございますが、そういう点が任意制度では導入できないわけでございます。

一方、強制加入ということとやる場合でございますが、二千六百万人の方々の、しかも、ほとんどが自営業者あるいは農業の方でございますので、その所得を正確に把握するということは非常にむずかしい問題ではないかと思ふわけでございます。そういうことをやりますためには、現在の制度が二千六百万人の大ぜいの人に適用するということと、定額制ということとで事務的にもやりやすいかという形にしておりますの根本的に変えていかなければならぬということがございまして、これもむずかしい問題でございます。これはいわば保険者の立場でございますけれども、仮にそういう事務体制が整備できて、所得比例制度を強制的にやる場合、たとえば所得税の申告納税を

たしますれば、所得のある方からは、もつと保険料をいただきたいという気持ちがございますし、また被保険者の方にすれば、所得比例の保険料、若干よけい納めてもいいから給付水準の高い年金をもらいたいという希望があるわけでございます。そこで所得比例を入れるということが、かねてからの課題であるわけでございます。その一つの試みとして付加年金ということが任意制度でできたわけでございますけれども、これは任意加入でございますので、スライドがでないとか完全積み立てをしなければならぬというところで、ほかの基礎部分が後代負担に送つて多少とも充実した年金を出せるというのと事情が違ひまして、中途半端な形になつておるわけでございます。



も確かめた上で検討してみたいと思います。

○村山(高)委員 この問題は、もうこれで終わりますけれども、いま、ちょっと触れましたように、法律的には婚姻関係にあったけれども実際には別居しておったということだつてあるわけですね。ところが、法律的には婚姻関係になつたけれども、実際には同居して夫婦生活しておつたという者だつてあるわけですから、こういう事例を考えれば逆の意味で不公平になるわけですね。したがつて、これはやはり、もっと考えていただいた方がいいのではないかと。もし公平の原則とか妥当性とかいうことを考える場合は、いまの日本の社会における実態というものを踏まえた場合、むしろ、この点はやはり早急に改善をしてやる必要があるのではないかと。

これは窓口で衝突しているところは大部分問題が起るわけですよ。そうすると地域ですから、市町村ですから、この夫婦は十年間くらい一緒にあったとか何とかいうのはわかるのです。あなた、東京において全国を見ることはないのだから。だから、法律的なことを強調するよりも、むしろ事実婚をちゃんと踏まえた方が公平で妥当性を持つのではないかと思ひますが、大臣どうですか。これはもう具体的な問題だから。

○小沢国務大臣 本日もごもつともだと思ひますね。ですから十分検討させていただきます。

○村山(高)委員 これは十分ひとつ検討して、早急に手直しできるのなら、した方がいいと思ひますね。

それからもう一つは、国民年金における死亡一時金です。この死亡一時金というのは葬祭料の補助といったようなもので見ておられるのか、それとも弔慰金のようなものか、ちよつと性格がよくわからないのですがね。

は三十五年以上、こうなつてあるわけですね。ところが五十一年度の改正を見ますと、三年以上二十年未満にくつたわけですね。そして二万三千円に上げておられるわけですね。それから、二十年から二十五年が二万八千円、国民年金ができて、いま、たとへば死亡一時金の対象になつて一時金の給付を受ける人は最高は十七年ですね。そうすると皆この二十年以内にくつられるわけですね。だから悪く勤ぐりますと、三年以上十五年未満、十五年以上二十年未満、こうして刻むと二つにわたつて、額をよけい出さなければならぬ者が出てくるから、二十年までにくれば、いまおる対象者は全部それでくれるわけですから、その方がいいのではないかと、こういうふうな考へて、こうしたのはないかという勤ぐりもできるくらいだと思ふのだけれども、それはどうして、こういうふうにくつたのか。それが一つ。

それからもう一つは、二十年かけて、そして亡くなつたときに二万三千円という額は、ちよつと安過ぎるのではないかと、これはどういう性格のもので、何かというのを聞きたいわけですね。

○本暮政府委員 五十一年度の改正で三年以上二十年までの方の額を変えたわけですが、これは余り深い意味はございませんで、現実に死亡一時金をもらいます場合に、制度の発足後たたいま十七年でございませうか、その範囲内に入りまして、現実には受給される方の一時金の額を上げたいこととございませう。だんだん、また二十年、二十一年の方が出てくる場合には、それに間に合うように次の改正をしたと思つておられるわけでございます。

それで死亡一時金の性格でございませうが、これは厳しく考えれば、こういうものはなくともいいという考へ方もあると思つたわけでございます。やはり老齢年金とか障害年金というのが本来的な給付でございまして、不幸にして亡くなられた方は、そちらに回されていただいで年金を充実にしていくことが本来であらうかと思ひます。

しかし一方では、国民年金を健全に運営していくためには、せつかく納めた保険料がまるつきりかけ捨てになつたということでは納付意欲にも影響のあることが考えられますので、そういう国民感情を考へまして若干でも保険料の一部を戻すということとございませう。率直に申し上げまして死亡一時金、年限の長い人が出てくるに依じた手直しはしなければいけないと思ひますけれども、財源があれば本来的な給付の方に向けていきたい、こういうふうな思つておられます。

○村山(高)委員 この国民年金の本質から考えた場合、それは年金の給付水準を上げる方がいい、あるいは障害給付を上げる方がいい、これはわかつておられますよ。だけれども死亡一時金制度というものをつくつたのは、いまお話があつたような配慮があつて、つくられたわけですから、これは本来的なものではないんだから、それほど重く扱う必要もなければ、それほど配慮する必要もない。ただ国民感情に沿うように年金の健全な育成を図るためにも、こういう点を考へた方がいいのではないかと、こういう点を考へた方がいいのではないかと、刺身のつまにもならぬけれども、まあちよつと考へてみましたということであるにしても、二十年間かけ続けて死んだときの一時金が二万三千円というこの額は説明のしようがないのです。たとへば、これは弔慰金です、あるいは葬祭料の補助ですとかうかうか出するのなら、それはそれでいいですよ。そこらにはやはり、はっきりした方がいいと思つたのですよ。何のために出すのか。気休めにとつたものなつかうでなく、やはり制度ですから、制度をつくる以上は納得でき、ある程度説明できるようなものではないといかぬのじやないかと思つたのです。どうですか、これは。

○本暮政府委員 国民年金の将来を考へますと、老齢人口がだんだんふえていき、それからまた老齢年金の受給者もふえていくわけでございます。やはり、その財源というものを効率的に重点的に考へていかなければならぬと思つたわけでございます。したがひまして、この死亡一時金

だけを取り上げますと、いろいろな問題もあらうかと思ひますけれども、基本的には本来給付の方に財源を回していきたい、こういうふうな思つておられるわけでございます。死亡一時金はやはり、そういう国民感情におこたえをするという最低限度の形で続けさせていたいただきたい、こういうふうな思ひます。

○村山(高)委員 それほど財源、財源と言つた額の額は私にはならぬと思ひますよ。一時金、わずかに二万三千円です。だからね。

たとへば大臣、生活保護法によつて生活保護を受けておられる方が亡くなつた場合の葬祭の扶助料、扶助基準というものは、大人の場合は七万四千円です。子供の場合は五万九千二百円です。せめてこれくらいは見つてやらぬと、これは本分に説明のしようがないのです。これは私は早急に見直しをして改善をする必要があるのじやないかと思ふのです。たびたび聞きますけれども、どうですか大臣。

○小沢国務大臣 これは余り私、賛成できないのですが、やはり年金の本来的使命というものを果たすために、できるだけ財源は使つて、いま局長が言いましたように、本日に国民感情を考へた最低の気持ちであらわすという程度でございませう。私自身は余りこの制度をつくることに賛成ではなかつた一人でございますので、どうも、これはいま増額を検討することのお答えは、こゝでちよつと勘弁していただきたいと思ひます。むしろ、どうするかを検討していただきたい。

○村山(高)委員 制度全体を見直して、こういう説明のつかないようなものは、この際やめるとかいうのなら私はそれでいいと思つたのです。だけれども、制度があつてやる限りは、やはりある程度説明ができ、納得されるようなものにしなないと、まことに中途半端で、これは失礼だと私は思ひますよ。二十年もかけた人に死亡一時金として二万三千円気持だけ上げておきますやんと言つたつて、何の気持ちですかと聞かれたらどう言ひますか。ほんのお慰めですと言ひますか。ですから制

○小沢国務大臣 これは余り私、賛成できないのですが、やはり年金の本来的使命というものを果たすために、できるだけ財源は使つて、いま局長が言いましたように、本日に国民感情を考へた最低の気持ちであらわすという程度でございませう。私自身は余りこの制度をつくることに賛成ではなかつた一人でございますので、どうも、これはいま増額を検討することのお答えは、こゝでちよつと勘弁していただきたいと思ひます。むしろ、どうするかを検討していただきたい。

○村山(高)委員 制度全体を見直して、こういう説明のつかないようなものは、この際やめるとかいうのなら私はそれでいいと思つたのです。だけれども、制度があつてやる限りは、やはりある程度説明ができ、納得されるようなものにしなないと、まことに中途半端で、これは失礼だと私は思ひますよ。二十年もかけた人に死亡一時金として二万三千円気持だけ上げておきますやんと言つたつて、何の気持ちですかと聞かれたらどう言ひますか。ほんのお慰めですと言ひますか。ですから制

○小沢国務大臣 これは余り私、賛成できないのですが、やはり年金の本来的使命というものを果たすために、できるだけ財源は使つて、いま局長が言いましたように、本日に国民感情を考へた最低の気持ちであらわすという程度でございませう。私自身は余りこの制度をつくることに賛成ではなかつた一人でございますので、どうも、これはいま増額を検討することのお答えは、こゝでちよつと勘弁していただきたいと思ひます。むしろ、どうするかを検討していただきたい。

度として残すのならば、やはり私はもう少し見直しをして考える必要があるのではないかと。いま大臣が言われるように、こんなものは私は反対なんですと言ふのならば、制度をなくして、もっと別な面で考える、こうすればいいと思うんですよ。その点はひとつ十分検討してくださいね。残すならば、幾らか説明のつくようなものにしなさい、やはりいかぬのじやないかと思うのです。もうこれ以上申しませんから、ひとつ十分検討していただきたいと思うのです。

それから、児童手当の問題について、次にお尋ねしたいと思ふます。

児童手当制度がつくられたのは、一つは所得保障をする。もう一つは、児童の健全な育成を期待する。もう二つの面があつたと思ふのですけれども、今度の改正で住民税の所得割の非課税者を対象に、五千円にプラス千円の六千円にした。この二つの、いま申しました児童手当がつくられた目的から考へて、千円を上げたというのはどういふ根拠なのかということが一つ、それから、もう時間がありませんから、まとめて聞きますが、住民税の所得割の非課税者だけを対象にするのではなくて、もう少し、やはり対象の枠を、同じやるなら広げてもよかつたのではないかと、いふふうに思ふますが、その点はどうか。

○石野政府委員 今回、児童手当制度の改正を考へたわけでございますが、その趣旨は、児童手当制度の目的でございます児童の健全育成と、それから同時に所得保障の機能、それを両方持つておりますけれども、今回の改正では、主として所得保障の機能をより強化する、こういうふうな踏み切ることによつて、児童手当制度を今後、発展的にいろいろ考へられる、こういう考へ方で整理いたしましたわけでございます。

そういういたしますと、先生のおっしゃるように二つの点がございまして、一体その五千円を低所得に限つて六千円にするという千円というのは低過ぎるではないか、ごもっともな御意見だと思ひます。それから同時に第二点の、所得階層を市町村

民税の所得割非課税世帯以下にするというの、いかにもみみつきではないか、この御意見、まことにごもっともだと思ふわけでございます。

ただ問題は、第一の千円の根拠になります。これは御存じのとおり五千円に上げましたのは五十年十月の改正でございます、それから二年間の物価の上昇を考へますと、約五千八百円ぐらいになると思ひますが、それを切り上げて六千円にする、こういうことで、一応五千円の実質価値を維持したという点がございまして。問題は、さらに、その千円を上げるべきではないかという御意見もごもっともでございます。問題は、現在の児童手当制度全体をどうするか、こういう基本的な問題がございまして、そこまで踏み切れなかつたという点で御了承願ひたいと思ふわけでございます。

それから第二点の、市村民税非課税世帯をさらに拡大すべきではないかという御意見、これもごもっともな御意見でございます、私も所得の低い、低所得という概念をどこに決めるべきか、いろいろ実は検討いたしました。検討いたしました、一つの考へ方としては、確かに所得税非課税世帯まで引き上げるべきではないかという御意見もございましたけれども、考へてみますと税制の扶養控除制度との調整の問題もございまして、税制の児童扶養控除との合理的な調整を図るという考へ方をしますと、今後、減税されました場合に所得税なり地方税というものを通じまして全く恩恵をこうむらないという階層は市村民税の所得税非課税世帯、したがつて所得者として一番最低のラインは市村民税非課税世帯というふうな考へざるを得ないわけでございまして、そこに重点的に五千円を六千円に上げるという形で整理をいたしたわけでございます。

なお、国庫負担の面でも、市村民税の非課税世帯から、さらに所得税非課税世帯にまで上げますと、国庫負担の面におきましても満年度で約三十億程度の財源が必要でございます。そういう現行制度の枠の中で、できるだけ合理的

な制度にするという考へ方の中で整理いたしますと、どうしても、この辺が限度ではないか、こういうことで実は整理をいたしたわけでございまして、御了承願ひたいと思ふわけでございます。

○村山(富)委員 局長の答弁を聞いてみると、意見はごもっともですが受けたようになつた。これは、いろいろ声が非常に強いんですね。でも、ただ、こういう声が非常に強いんですね。これは三千円以上から出すわけでしよう。いまの家族構成を見ますと、大体子供の構成というのは一・八ぐらいだということですね。そうすると三人以上の子供さんというのは、いまの標準家庭の中にはないわけですよ。それは子供さんが多い方が、やはり、それだけ金も要るだろうというつもりで計算をされているのだと思ひますけれども、しかし、せつかくつて対象者が少なくなつていくなら、むしろ第二子から差し上げるとかいうようなことも考へていいのではないかと、いふふうに思ひます。児童手当がもらえないから、それなら、もう一人子供をつくりますか、ということにはならぬと思ひます。しかし、そういう意味で健全な子供の育成を図り、家計の補助にしようという気持ちがあるならば、やはり、それに沿うようなことを考へていく必要があるのではないかと、いふ意味で、第二子以上ぐらゐに拡大をする必要があるのではないかと、思ふんです。

それからもう一つは、さつき局長のお話の中にもございましたように、児童手当制度というものがつくられた意味というものは、やはり、もっと多面的な角度から検討し直して見る必要があるのではないかと。たとへば所得を保障するとか、あるいは健全な子供の育成に資するとかいふ場合に、それは資金の問題とか、あるいは税金の問題とか、それからまた、その他社会的ないろいろな子供を取り巻く環境上の問題とか、そういうものを総合的に考へた中で、児童手当というものをどういふふうな位置づけるのかといったようなことも、やはり考へてみる必要があるのではないかと思ひますが、そういう点はどうか。

○石野政府委員 これまた大変ごもっともな御意見でございますが、二子拡大あるいは一子拡大というのは、これは当然考へている点でございます。しかし、社会的なコンセンサスが得られるかどうかという問題は別問題でございますけれども、しかし三子をやっていく趣旨は、御存じのとおり養育費負担が非常に高い階層をねらいとしてやっているわけでございます。人口動態統計の数字を見ましても、一世帯当たりの平均の児童数なり三子の数というものは大体安定しているわけでござい

ます。したがって、先生のおっしゃられるような意味で、だんだん縮小ということはまずないと思ふわけであります。ただ問題は、三子を二子なり一子に拡大するということになりまして、これはおっしゃられるとおり賃金制度との絡みの問題、それから税の扶養控除の問題、さらには、いろいろな児童に關します健全育成施策との調整の問題、そういうものも考へ合わせる必要がございます。そういう意味で、私もはいま検討いたしておりますけれども、同時に、中央児童福祉審議会にも御意見をお願いいたしまして、いま真剣に検討いたしておるところでございます。

○村山(富)委員 ひとつ、そういう問題も含めて、今後十分御検討いただきたいと思ふのです。それから最後に、総理府の恩給局の方、見えておりますね。これは先般も質問がございましたけれども、これはたびたび議論になつておりますように、軍歴のあつた者や厚生年金、国民年金との通算の問題ですね。これはいづれ国会の中に超党派的に、これを促進する組織がつくられようという話もあるように聞いておりますが、ある意味では、やはり全体的な国民の声になりつつあるといふふうな理解してよいのではないかと思ふんです。

第一類第七号 社会労働委員会議録第十号

これはどういふことかと申しますと、意味はわかつておられると思いますが、軍歴にあって、そして帰つてきて共済に入ったという場合には、これは通算をされるわけですね。軍人恩給との関係があつて通算される。ところが厚生年金に入った、あるいは国民年金に入つておるといふ方は全然通算の対象にならない。それはやはり、ちよつと不公平、不当ではないか、こういう率直な意見ですね。今度恩給法が改正になつて、そして通算して三年あれば一時金がもらえるわけですね。そういう改善策もとられておりますから、この際、軍歴があつたのだけでも、どのような年金とか恩給とか一時金にもかかわりを持たない、こういう人もやはり何人か残つてくるわけですから、せめて、そういう人を対象に厚生年金や国民年金と通算をする仕組みというものは考へてもいいのではないかと。しかし、これは厚生年金におかぶせていたり、あるいは国民年金にかぶせていたりする場合は無理ですが、その間の財源は恩給の方で見ると、こういう体系にしなければいかぬと思ひますけれども、そういう点はどういふふうに考へていますか。

○手塚説明員 共済の方で確かに通算などしておるために、いわゆる官民格差といふふうにとられておる面がございます。ただ、各国の制度を見ましても、軍人恩給と公務員年金といふものは共通なものとして通算する、しかし一般年金には通算しないといふケースも多々あるわけでございます。共済の方の問題は私の方からお答えできないわけなんです、先生もお話ございましたように、年功給付といふのは、やはり相当年数といふのが前提になつておるのではないかと私も考へておるわけでございます。したがつて、兵、下士官であれば、たとへば十二年以上なければ年金たる恩給は出せない。それ未満の方については、三年以上であればといふことで一時金といつたものをとつておりますが、一年、二年といふことになりますと、きわめて短期間といふふうになります。はつきり

申して、当時、陸軍ですと兵役で二年ございました。大体二年間義務になつていたわけですね。それについて、いま、どういふことかといふのは、いろいろな観点があるかと思ひますが、恩給につきましては、そういう短期の方は、何か処遇するといふことは、ちよつと考へられないといふふうになつておると思います。

○村山(憲)委員 これはさつき言いましたように、財源を厚生年金や国民年金に回すことは不都合があるから、その分を見るときは当然恩給財源で見ると、恩給局で見るといふことにならなければいかぬと思ひますが、ただ、いろいろなケースがあるわけですね。たとえば現役で入つたという場合と召集で軍歴に入つたという場合とは違つたのですよ。召集された場合なんかは、民間会社に入つておつても雇用関係は継続して留守家族に給与の一部を払つておる、こういうものもあるわけでしょう。ケース、ケースが違つたのですよ。だから普通の恩給と共済とのつながり、恩給と厚生、国民年金のつながりは一切ありません、こういう理解と解釈だけでは、やはりいかに面があるのではないかと。そういうものを総合的に検討してみても、その軍歴期間については恩給の方で見ます、だから厚生と国民年金と通算する制度は考へてみます、こういうことになつていかないと、この問題は解決しないと思ひます。これは、いづれ超党派的に国会の中でも大きな議論になりますよ。そして国民的な声になつてくると私は思ひます。

ですから今後の検討課題として、そうなつてどうしようか考へても手おくれになりますから、いまから、そういう方向で十分準備しておくといふことも大事だと思ひますから、そういう点をひとつ強く要望しておきたいと思つたのです。時間が参りましたので、これでやめますけれども、冒頭にも申し上げましたように、年金の問題については、いろいろな角度から、いろいろな議論が、いろいろな声が出ておる。これは、ある意味ではいい機会だと思つたのですよ。できるだけ、いろいろな声が反映されて、そしてコンセンサスを形

成して行く。その上で、十分将来を展望した中で安定した年金制度をつくらせて行く。しかも、いま言われているようないろいろな年金間の問題点なんかも解消して、公平で、しかも年金の本来の持つ役割りに十分沿ふような年金をつくらせて行く。絶好の機会だと思ひますから、冒頭に大臣もお話ございましたように、この一年間は検討期間にして、来年の初めごろは、ある程度、基本的な考へ方が出せるように、ひとつ積極的に、精力的に努力をしていただきたい。

同時に、秋あたり恐らく補正予算が組まれると思ひますが、その補正予算が組まれる中でも、全体の日本の経済の中における社会保障の位置づけというものは、やはり外国に比べておくれけている面もあるわけですから、そういう点は十分手直しをして、そして諸外国には立ちおくれのない、円高攻勢をぬ返して行くだけの基礎といふものをつくらせて行く、こういう一環もあるわけですから、そういうものを含めて、この一年間の大臣の精力的な活躍を心から期待して終わります。

○越智(伊)委員長代理 大橋敏雄君。○大橋委員 この委員会で先週に引き続き、きょうも年金関係の質疑を通して、現在の年金制度の不備、欠陥あるいは整合性を欠いた問題等々、相当に問題が浮き彫りされてきたわけでございます。私が、私も国民年金法の改正案の審議に当たり、初めに厚生大臣にお気持ちを伺つておきたいと思ひます。と申しますのは、小沢厚生大臣が就任なさるに当たりまして、自分は今日の医療保険制度の欠陥あるいは年金制度のこうした問題点を抜本的に改善していかねばならない使命感に燃えて就任しておられます。このようないふお気持ちを述べられたと思つたのです。いまも話しますように、医療保険制度にしろ、あるいは年金制度にしろ、本当に言葉の上だけでの問題ではなくて現実の問題として、ぎりぎりの線まで追い込まれておると私は思つたのです。あの厚生大臣の決意、使命感を聞いたとき、国民は甚大なる期待を寄せたと思つたのです。私もその一人です。と同時に、正直に言い

まして、これまでの政府の公約はことごとく破られてきたことにかんがみまして、国民は少なくとも不信感に近いものを根強く持つておられます。小沢厚生大臣、この機会に、その不信感をぜひ払拭してもらいたい。

御承知のとおり、皆保険、皆年金体制がしかれて、もう十六年、七年になるわけでございますが、国民のすべてに大きな網がかぶさつてしまつておるわけですね。国民は好むと好まざるにかかわらず、いづれかの制度に加入させられ、そして保険料を強制的に徴収されているわけですね。そして、この両制度のあり方次第では大変な影響が出てくるわけですね。言うならば、この両制度は国民の台所に直結しているといふ、私はきわめて政治的な重大課題だと思つたわけでございます。そういう立場から、厚生大臣のお気持ちをまず聞いておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 大橋先生おっしゃる通りに、この二つの問題は本当に国民生活に密接に関連する内政の一番大きな問題だと私は思ひます。したがつて現在、厚生省予算の六兆七千八百億の中で医療保険の、すべての医療保障の点については四割五分、年金を中心とする所得保障関係では三割五分、合計この二つの問題で八割の予算を使つておるわけでございますが、私は先生方とひとつ本当に虚心に話し合つて、ことに老後保障になりま

す、国民の老後の不安を解消するために最もいい年金制度をつくり上げ、しかも、その中では負担の不公平あるいは給付の不公平といふものがなく、全般的に国民がみんな所得に応じて保険料を払いつつ公平な給付を受けるという、しかも、その内容がまあまあ老後の所得保障としては一応不安のないような線を求めていくべきじゃないかと考へておるわけでございます。しかも最近、御承知のように経済情勢から来る国庫財政といふものの非常な危機も一方において、あるわけでございますから、その運営並びに方針を決めるに当たりましては、やはり合理的、効率的な制度の立て方といふものを考へていかな





○木暮政府委員 五十一年改正は、御承知のように財政再計算をいたしまして、収支の見直しをし、給付水準を定め、また保険料水準を決めおたわけてございます。その結果は先ほど先生からお話のございましたものでございまして、昭和五十一年度の価格で昭和八十五年には八千円を超える額になるといふ見通しのもとに設定をしたものでございまして、考え方といたしましては、先ほど、お話のございましたような財政状況でございますので、単年度赤字は出さないというのを主眼といたしまして、五十一年価格で毎年三百円程度ずつ引き上げさせていたたくという長期見通しのもとに立つた計画でございます。

○大橋委員 いまの御説明では、五十一年度の法改正のときは、いわゆる財政再計算のときに当たって国年の基礎づくり的なものを行ったのだ。つまり、国年の将来計画を立てて、そして、いわゆる健全性を見通したものであって、二千二百円を基礎として、それから毎年三百円ずつ上げていくのが基本的な保険料のあり方である。その後は物価上昇率に従って年金額もスライドされるので、その保険料も、それに応じて上げさせてもらいますよというのが考えではないか、こう思うのですが、これは間違いではないですか。

○木暮政府委員 おっしゃるとおりでございます。○大橋委員 そうしてまいりますと今回の改正案には、ちょっと疑問点が起るのですが、その前に、五十一年度の物価上昇率は九・四%であったわけですが、そういうことから年金額もスライドされまして、保険料もことしの四月から二千七百三十円になるわけですね。これを確認しておきます、どうですか。

○木暮政府委員 昭和五十一年度の物価が九・四%でございました。それに基づきまして五十二年度から給付をスライドさせていただき、保険料は五十三年の四月から、その率を掛けさせていただいて二千七百三十円、こういうことでございます。

○大橋委員 この五十三年度の保険料につきましては、すでに五十一年六月公布された改正法の附則第八条で規定されているのが法的根拠だと思います。以上の内容については私も理論的にも理解できるわけでございますが、先ほど申しました疑問点というのは、今回の改正案中五十四年度の保険料が三千三百円になっていることでございます。そこで経企庁の方いらっしゃっていますね。まず議論に入る前に経企庁の方にお尋ねをします。昭和五十二年の物価上昇率の見通しを述べていただきたいのです。

○菊地説明員 三月の全国の物価上昇率はまだ発表になっておりません。しかし、東京都部速報が出ております。そこで、全国の三月の上昇率を東京都部速報の上昇率と同じと仮定して計算いたしますと、前年度比六・八%の上昇になります。○大橋委員 経企庁の方帰って結構です。大体、決定的じゃないけれども六・八%程度だということですね。これは非常に重要な事柄ですから、きちっと記憶しておいていただきたいのです。問題はここです。この昭和五十四年度の保険料を三千三百円に決めた、その試算内容といいますが、それを示してください。

○木暮政府委員 今度、御提案申し上げております五十四年度の保険料でございますが、それは、先ほどの五十一年度の再計算時点で五十一年価格で二千八百円という予定をいたしておいたわけでございます。この二千八百円に、給付の改善率と申しますか、物価の上昇率と申しますか、それを掛けただけでございます。二千八百円に昭和五十一年度の物価上昇率の九・四%を掛け、さらに予算編成時におきます政府の五十二年の物価上昇率が七・六%と推定されておりましたので、その七・六%を掛けまして、三千二百九十六円という数値が出てまいります。この三千二百九十六円を切り上げて三千三百円という形で提案させていただいております。

○大橋委員 大臣、いまお聞きのとおり、基本的な二千八百円に五十一年度の九・四%を掛けたこ

とについては私は問題はないと思うのですが、その後の五十二年度、政府が一応七・六%と見込んでいたということ、それをもうすでに掛けたというわけですね。現実には六・八%程度しかかないわけですね。そうしてくと年金額の方は六・八%で決められるわけですね。保険料の方は七・六%で決められるということになると、私は、こういう法律の書き方は問題だと思っております。すなわち二千八百円掛ける一・〇九四、九・四%掛けたその額を示し、それに今度五十二年の物価上昇率をまた掛けて保険料を決めますよという、第八条のあの条文を持つてこなければならぬのです。それならば筋論としてわかるのですけれども、今度の法律案を見ると、ばちっと、もう三千三百円と決定して書かれていくわけですね。これは私は保険料の先取りだと思っております。

○木暮政府委員 先ほど申し上げましたように、三千三百円を御提案しました基礎は、昭和五十二年の消費者物価の見込み七・六%を使ったわけでございます。それで三千二百九十六円というところが出てまいります。仮に六・八%を使いますと三千二百七十一円ということになります。そこで先ほど来、先生のおっしゃるような財政状況でございますので、やはり三千三百円にまとめさせていただきます。こういうことでございます。それから、いま、おっしゃいました保険料の先取りではないかということでございますが、それはいろいろな見方ができると思っております。六・八%の物価は五十二年度でございます。給付は五十三年度から上げる。それで保険料を三千三百円にしていたら五十四年四月でござい

ますので、私どもの数理技官に言わせると、九カ月分損をしておる、こういう見方もできるのではないかと思いますので、三千三百円で、ぜひお願いをしたいと思います。

○大橋委員 私がいま言いたいことは、区切りが悪いから引き上げた。いすれ国民年金の財政は苦しいのだから二、三十円はいいじゃないか、こういう考え方。それは財政状況からいけば、そんな

考え方が生まれてくることも私は理解できないことではない。しかし、私がいま言わんとするのは筋論なんです。筋論から言えば、この考え方は間違いでしょ、こう言っているわけですね。ですから、いま言ったように財政事情が悪い。ですから、こういうふうになりますけれども保険料はこの額にさせていただきます。こういうふうに来るのなら、まだ私は理解できるというわけですね。だから私の筋論の方は一応認めますか。

○木暮政府委員 先ほど申し上げましたように、先生のおっしゃるとおりの考え方の方で積算しておるわけでございます。ただ、暮れの段階では見通してございまして、実績は変わったわけでございます。それはやはり見込みの段階でございますので、若干の上下は出てくるわけでございます。そういうことで、六・八%の計算でも三千二百七十一円になりますので三千三百円でお願いをいたしたいと思っております。

○大橋委員 それでは、仮に物価が七・六%でなく一〇%上昇したとします。その場合には年金額は一〇%上がります。法律には三千三百円、こう書かれています。そのときはどうしますか。

○木暮政府委員 暮れの消費者物価の見込みでございますが、暮れまでの実績が入っておるわけでございますので、変動要素としては年明けの一月、二月、三月の消費者物価の動向でございます。そういう意味で大きく狂うということはないわけでございます。どちらに動いても、この範囲におさまるのではないかと、こういう感じ御提案を申し上げておたわけでございます。

○大橋委員 どうも局長は財源不足の立場から苦しい答弁をしておりますけれども、私の主張していることを認めれば修正させられるのじゃないかという不安があるので、一生懸命答弁しているのだらうと思っておりますけれども、これは第三者的に聞いていけば明らかになるはずですね。したがって私は、五十五年の保険料を三千六百五十円と決定されていること自体も、やはり同じ論理で問

題がある、こう見るわけです。私は、むしろ五十五年の保険料はまた来年決めればいわけであつて、こういう条項は本当は削除してもいい、そのくらいに思っています。

ただ五十五年の保険料を示してき、そして、それにまた物価上昇率を掛けて最終的に保険料を決めますよと持ってきたのは、特例納付の額を幾らにしようかというところのためだろうと私は思うわけです。ですから、今度の法律案の内容には私は非常にたくさん疑問を感じるわけです。そういうことで、私は五十五年の保険料を三千六百五十円として、先ほど言った九・四％と七・六％を掛けると、その基礎になつてゐるのは三千百円ですから三千六百四十九円、丸めて三千六百五十円としてゐると思うのです。これは間違いないと思ひます。しかし、これを正確に言へば、三千四百円としておいて、それに五十二年と五十三年度の物価上昇率を乗じて五十五年の保険料を決めるといふのが筋論だと私は思ふのです。

局長は、わずかに二十円か三十円の差だからいじやないかという顔をしていますが、十円違えば三十億から三十五億違つてくるというのでしよう。二十円違えば七十億違つてくるのです。これはやはり簡単なものじやないわけですか。だから私は、まやかしの持つてくるのではなくて、もっと正々堂々と、国民年金は将来抜本改正をやるけれども、今日はこれだけの苦しい状況にあるのだ。だから、こうしてほしいというふうな正論を持つてこられた方が、われわれも協力しやすいということをおし上げておきます。

これはこれ以上、論議しても尽きないと思ひますから、特例納付の四千円の根拠を示してください。○本暮政府委員 今回お願いをしております特例納付でございますが、今度の法律がお認めいただければ、ことしの七月一日から二年間窓口を開きたい、こういうことでございます。それで足かけ三年度になるわけでございますが、最終年度の保険料は、ただいまお話しございました三千六百五

十円というのを予定させていただきます。お尋ねの五十五年は、それを下回つては申しわけないから四千円にした、こういうことだと思つておられるところが、いま申しましたように、五十二年、五十三年度の物価上昇率はあくまでも予想であつて、事実とは違つておられるわけですね。現実はいま言つたように下がつてきてゐるわけですから、私は、この特例納付の四千円というのも、もう少し考え直していいのではないかと考へて、一つと、それから納付の最高額というのが、たとへば四千円だとしますと、先ほどお話ししたように五十七万円以上になるわけですね。厳密に申しますと、十一年分が最高納付期間になるわけですから、五十二年八千円になるわけですね。それで二カ年の週及問題がありまして九万六千円を合わせますと六十二万四千円という大金を納入しなければならぬということなんですね。これは大変なことでございます。ですから、やはり特例納付の保険料というものは納付する時点の保険料、五十三年ならば五十三年度に徴収される国民年金の保険料で徴収し、五十四年度は五十四年度の保険料で徴収して、五十五年は五十五年の国民年金の保険料で徴収して、こういうことではないか、こゝろを考へるのです。だから幾らに下げるとは言いませんが、そういう考へていっただ方が間違ひもなく妥当ではないか、こう考へます。これはいかがですか。

最終年度の一般保険料を下回らないように決めた次第でございます。○大橋委員 ちよつと先ほど言ひ忘れましたから、それをつけ加えておきますが、筋論からいいますと、この法律の「第八十七条第三項中「二千二百円」を「三千三百円」に改める。」ということろは、三千七十円にならなければならぬということをつけ加えておきます。

いま、特例納付の四千円の根拠をお尋ねしたわけですが、結局デフレ後の保険料、五十五年度は三千百円になるわけでございますが、それに五十一年度の九・四％の物価上昇、そして未確定ではあるけれども五十二年の七・六％、五十三年度の六・八％、これを掛けて三千八百九十八円、

丸めて三千九百円程度の保険料になるであろう、五十五年は、それを下回つては申しわけないから四千円にした、こういうことだと思つておられるところが、いま申しましたように、五十二年、五十三年度の物価上昇率はあくまでも予想であつて、事実とは違つておられるわけですね。現実はいま言つたように下がつてきてゐるわけですから、私は、この特例納付の四千円というのも、もう少し考え直していいのではないかと考へて、一つと、それから納付の最高額というのが、たとへば四千円だとしますと、先ほどお話ししたように五十七万円以上になるわけですね。厳密に申しますと、十一年分が最高納付期間になるわけですから、五十二年八千円になるわけですね。それで二カ年の週及問題がありまして九万六千円を合わせますと六十二万四千円という大金を納入しなければならぬということなんですね。これは大変なことでございます。ですから、やはり特例納付の保険料というものは納付する時点の保険料、五十三年ならば五十三年度に徴収される国民年金の保険料で徴収し、五十四年度は五十四年度の保険料で徴収して、五十五年は五十五年の国民年金の保険料で徴収して、こういうことではないか、こゝろを考へるのです。だから幾らに下げるとは言いませんが、そういう考へていっただ方が間違ひもなく妥当ではないか、こう考へます。これはいかがですか。

○本暮政府委員 今度の特例納付は前回と同様に、強制被保険者期間で保険料の滞納があつた場合に、追納を認めるということでございます。過去の保険料を納めてもらつたことと、ごさいの意味では関係がないわけでございます。また特例納付をいたします際に、早ければ安くて済み、遅ければ高くなるというの、特例納付をする方々の間の公平といふことも、特例納付をするので、これはやはり一定額といふことにならざるを得ないと思つてございます。一定額といふことでございますれば、先ほど申し上げましたように、二千六百万人の国民の自主的な納付に支

えられているという非常に特殊な制度でございますので、せめて一般保険料を下回らないという線を決めさせていただきます、こういうことでございます。

○大橋委員 まじめに早くから保険料を払い込まれてゐる方との問題があるので、ということとは理解できます。しかし、先ほど言つたように五十一年度に財政再計算したわけでしょう。そこで保険料をぐつと改めて将来見通しを立てたわけですから、従来に比べると保険料は大変高くなつてゐるわけですね。ですから、ナルテイヤ云々とおっしゃいますけれども、ある意味では、ずつと以前の割り安くなつた保険料のときに加入した人と、そうでない人との間にも、やはり何か問題がありそうな感じがしますので、これでペナルティーを払つたことにも通ずるのじやないか、こゝろは思ふのです。いま言つたように四千円の算出根拠も多少、不合理性もあるもので、五十三年度は五十三年度、五十四年度は五十四年度に徴収する保険料、それでよろしいのではないかと。そうすれば従来より下回ることにはまずないし、こういう考へ方であることを強く主張しておきます。

大臣、先ほど、特例納付の方に対して、大変なお金が必要になつてくる、それで納入金の貸し付けの問題が議論されておりましたが、私はこれは重大な問題だと思つたのです。加入したいという意思があつても、その保険料を納入するお金がなければ加入できないわけで、意思に反して、また無年金者になる可能性があらうと思つた。だから、こゝろでは何としても加入したいという人に対して、その保険料がないばかりに、できないということでは済みませんから、何とか、それを補うものをつくつていただきたいというの、私も同じ気持ちでございます。先ほどの答弁を聞いておりましたけれども、前向きな検討をしますが、実施時期は、ちよつとまあ、将来のことでございます。何となく、まだあいまいな答弁でございます。もう一度この点を、もう少し明らかに答弁していただきたいと思ひます。

○本暮政府委員 今回お願いをしております特例納付でございますが、今度の法律がお認めいただければ、ことしの七月一日から二年間窓口を開きたい、こういうことでございます。それで足かけ三年度になるわけでございますが、最終年度の保険料は、ただいまお話しございました三千六百五

○小沢国務大臣 先生方のたつての御要望でございませぬ、事務当局はいろいろ意見があるかもしれませんが、責任ある大臣として、特に前向きに検討して何らかの措置を考えていきます。

○大橋委員 時期はおっしゃいましたけれども、特例納付の納入開始というのは時期が決まっているわけですから、それまでには何らかの姿で、どういふ内容になるか知りませんが、それに対応できるようなものを考え出して、どういふことなんでしょう。

○小沢国務大臣 大橋先生のおっしゃる意味が、これが七月から実施ということになった場合に、いまから七月までの間に何らかの方途をはっきり決めて、そして施行と同時に、こういう方法がありますよ、こうやりなさい、こういう御意見だとしますと、私がさつき申し上げたのはちょっと違いますので、これは七月に施行になって、ちょっと状況を見させていたで、それからやります、こう言っておりますので、その辺のところは事務当局は相当こだわっておりますけれども、前向きに検討いたしますからということで、余り詰めないでいただきたいと思ひます。

○大橋委員 詰めないわけにいかないものですか。というのは、七月までに何とか、それをつくりなさいという気持ちは十分あったのですけれども、少なくとも七月実施ということになれば、それまでには大体こういう考えで、そういうことのために将来は、こういうことをしてあげていきたいと思ひますよという程度の方向性ぐらい、はっきりすると、そういう方々も何らかの姿で当面お金を準備して、将来その制度が発足すれば、それに切りかえるという自信のようなものがつきましますので、そういう意味で言ったわけですね。しかし、いずれにしても非常に重要な問題のようございませぬし、皆さんの善意を期待して、私は、これはこれ以上、詰めないことにいたします。

では次にまいります。国民年金の積立金の利回りは、昭和三十六年制度発足以来、平均何%ぐらいかということ、厚年の方についても昭和三十

六年以降の利回りについて、どの程度であったかを述べていただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 国民年金の積立金、これが累積されて、五十一年度中における平均運用利回りが幾らか、私、累積の計算を……

○大橋委員 ずっと今日までの利回りは大体、○木暮政府委員 手元に三十六年以降の……

厚生年金で申し上げますと、三十六年が六・四%、三十七年が六・四%、三十八年、三十九年が六・五%、四十年、四十一年が六・四%、四十二年、四十三年、四十四年、四十五年、四十六年、四十七年が六・五%、四十八年が六・四%、四十九年が六・六%、五十年が六・九%、五十一年が七%、五十二年は見込みでございますが、七・二%でございます。

それから国民年金でございますが、これは三十七年からでございます。三十七年が五・八%、三十八年が六・一%、三十九年も同じく六・一%、四十年、四十一年、四十二年、四十三年が六・二%、四十四年、四十五年、四十六年、四十七年、四十八年、四十九年が六・三%、五十年が六・二%、五十一年が六・一%、五十二年が六・二%の見込みでございます。

○大橋委員 では国年の場合は六・二%が一応最高ですね。厚年の場合も、いまずと聞いたのですけれども、私が調べた内容によりますと、昭和三十六年四月の資金運用部預託金利率は、四月の分が六・五%、それが四十七年九月には六・二%、四十八年六月には六・五%に戻り、同年十一月には六・七五%に上がり、四十九年二月には七・五%にまた上がって、同年十月には八・〇%と最高になって、五十二年十二月には七・五%に下がると、現在は昨年十月以降六・五%になっておるわけですから、いままでの最低が六・二%ということですね。国民年金の利回りが、平均というよりも最高で六・二%というのは、これはどういふわけだろうか、非常に私は疑問を感じるわけ

時間がないので、私の思いが違つていれば反論してください。保険料の納付のおくれがひどいんじゃないか、こう見るのですが、どうですか。

○大和田政府委員 お答え申し上げます。実は、これの特に厚生年金と比べて低くなつております理由をいたしまして、端的に申し上げますと、保険料の納期の問題、それから積立金の額が少くないというようなことでございますが、もう少し詳しく申し上げますと、たとえば国民年金につきましては、保険料の納期が七月末、つまり、現年度四月から六月分が七月末ということになります。七月末に初めて当該年度の保険料が入ってくる。一方、給付費は第一回目の支給が六月、つまり、保険料が入ってくる前に給付が行われるということになるわけでございます。そういったことと、その間、年度前半のいわゆる資金繰りの問題がございます。そういったことと、七年以上の預託というのが一番利率が高くなるわけでございますけれども、国民年金につきましては、それができなくなつてくる。利率が七年以上のものにつきましてかなりの比率を占めた積立金になっておるわけでございますが、しかし、それ以下のもっと低い利率の短期預託金というものに頼らざるを得なくなつてくるというふうなことから、厚生年金とは違ひまして利率の運用がどうしても低くなつてくる、こういうようなことなるとござい

先生のおっしゃいました保険料の収納率云々ということにつきましては、また、お尋ねがございませぬとお答えいたしますけれども、決して、そういうようなことではございませんというございませぬ。

○大橋委員 時間ももう迫つてきたので、これ以上論議する気はないですけれども、私は、保険料の収納率もかなり重要な影響を与えていると見ています。これは後日の委員会でもまた論議しましょう。厚年の場合は源泉徴収といいますが、源泉控除で事業主が使用者負担分も加えて所定月までにちゃんと払い込むわけで、行政経費も比較的

かからないし効率もいい。ところが国民年金の場合は世帯単位で徴収するわけでしょう。だから行政経費もかかる割には効率も悪い、このように私は思つてございませぬ。だから、もつともっと国民の保険料の徴収に当たつて工夫する、あるいは努力を重ねる必要はないかどうかということなんです。どうですか、これは。

○大和田政府委員 お答えいたします。実は、この点につきましては、市町村が保険料の収納に当たつております。非常に市町村が努力をしてきておりました。現在、国民年金の収納率が九六・四%と、かよつたようになっております。この九六・四%という徴収率は、先ほど先生がおっしゃいましたように、確かに厚生年金に比べますと落ちます。これは事業所というものを単位にいたしまして保険料を収納するというような厚生年金の制度に比べれば落ちますけれども、実は、その他の公租公課に比べますと、かなりいい線をとつております。

○大橋委員 では、これはまた後日論議します。最後に、もう一つお尋ねします。加給年金についてでございますけれども、厚年の加給年金は、公務員の扶養手当の改正を迫つて改正されているはずでございますけれども、そのルールと申しますか、やり方が、どうも私は、はっきりしてないやうに感じられてなりません。

というのは昭和四十一年に公務員の妻に対する扶養手当が千円になりましたけれども、厚年は三年おくれで四十四年に千円に改正しております。同じ年に公務員は千七百円になっておるわけです。しかし厚年は、この公務員の改正を見送り、次の四十七年の公務員の改正二千四百円を四十八年に取り入れております。しかし、すぐにまた公務員は四十八年に三千五百円に、さらに四十九年にも五千円に改正しましたが、厚年はこれをいずれも見送り改訂いたしてございませぬ。そして五十年に公務員が六千円になりましたが、厚年は、その翌年の五十一年に、これを取り入れて現在に

至っているわけですが、その後、公務員は五十一年に七千円に、五十一年には八千円にと、二度にわたって改正が行われております。すでに配偶者については二千円の差が生じておりますし、子供二人までの分についても三百円の差ができており、年額数万円の差となるわけでございます。今回遺族年金の子供を有する寡婦などの加算金が各千円引き上げられているわけでございますけれども、ただでさえ少ない遺族年金でもありませんから、加給年金も公務員の扶養手当に完全に追従するわけにはいかないものかどうか。このルールを明確にする必要がある、こう思うわけでございますが、いかがなものでございましょうかという事です。

○本署政府委員 従来のやり方は、ルールというほどではございませんで、慣例と申し上げた方がいいのかもしれませんが、財政再計算のときに年金水準を加給金を合わせて考えておりました、その当時、確定をしております国家公務員給与の扶養手当を借りてきておるわけでございませう。これは勧告が四月にさかのぼるといふようなことがございまして、そういう意味で予算編成時の、確定時の扶養手当の額をかりてきておるといふことでございまして、先生の御指摘のとおりだろうと思っております。

今後の問題につきましては、年金水準を世帯単位で考えるということ、あるいは世帯の場合と単身の場合とを、それぞれのニードに応じた額にしなければならぬと思っておりますので、この加給年金のあり方は根本的に掘り下げたいと思っております。その一環として検討させていただきたいと思っております。

○大橋委員 では最後に一言、公務員の扶養手当の額というものは、御承知のとおりに人事院の勧告を受けて変わっていくと思うのです。非常に意味があるわけですから、やはりそれにならう厚年の場合も、それに追従して改善されていくようなルールをつくり上げていただきたいことを強く要望申し上げます、私の質問を終わります。

○木野委員長 この際、午後三時まで休憩いたします。

午後一時二十九分休憩

午後三時四分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣小沢辰男君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○小沢国務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により特別手当、健康管理手当、保健手当その他の手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持向上と生活の安定を図ってまいりましたこととあります。

今回、被爆者の福祉の一層の増進を図るため、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行うとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。改正の第一点は特別手当の改善であります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対して支給されるものであります。が、この特別手当の額について、現に当該認定に

係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を現行の月額三万円から三万三千円に引き上げ、その状態にない者に支給する特別手当の額を現行の月額一万五千円から一万六千五百円に引き上げるものであります。

改正の第二点は健康管理手当の改善であります。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者で特別手当の支給を受けていない者に対して支給されるものであります。が、この健康管理手当の額を現行の月額一万五千円から一万六千五百円に引き上げるものであります。

改正の第三点は保健手当の改善であります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者で特別手当または健康管理手当の支給を受けていない者に対して支給されるものであります。が、この保健手当の額を現行の月額七千五百円から八千三百円に引き上げるものであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和五十三年八月といたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○木野委員長 国民年金法等の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。和田耕作君。

○和田(耕)委員 私ども民社党は、この法案につきまして、非常に不十分な点もあつたと思つておられます。そしてまた、問題点の重要な点につきましては、今朝来、村山委員あるいは大橋委員、同僚委員からの質疑がありましたので、余りくどくどと重ねて御質問をすることは避けたい

と思つておられます。それでも、なお念を押しておかなければならない問題が幾つかありますので、そういう問題を含めて質疑をいたしたいと思います。

まず大臣、昨年の暮れ、十二月の下旬に社会保障制度審議会とか、あなたの諮問機関である基本問題懇談会等から幾つかの年金の将来のあり方あるいは問題点についての重要な指摘が行われているわけですね。そしてまた民間の幾つかの重要な関係機関からも、この一、二年のうちに、いろいろ大事な提案が行われてきておるわけでございまして、こういうことも政府としても、年金関係は特に重要な問題ですけれども、このような社会保障制度の諸関係について、ある見通しをつけて、そして総合的に、しかも均衡のとれた形で推進していく必要があると私も考えておりました。早くから五カ年計画的な構想で政府にいろいろと要望しておるのでございまして、これは五カ年計画という形にするかどうかは別としまして、もうこのあたりで年金問題についての重要な問題点をカバーできる計画的な一つの見通しを立てる必要があると思つておりました。か、お伺いしたい。

○小沢国務大臣 和田先生おっしゃるとおり、私も、その必要性を痛感いたしております。

○和田(耕)委員 これは、たとえば基礎年金等について五十五年までにとつてあれとか、あるいは十カ年間に、いろいろな年金、違つた年金間の調整をするとかいろいろ考えがあるので、こういう考え方は、いま大臣のお考えになつておられる点と著しい差異があるかどうか、大体のお考えとして。

○小沢国務大臣 私、実はかつて厚生省におりましたときの経験からして、私の知識と経験は比較的、衛生行政並びに疾病保健行政については持つておるつもりでございまして、実は当時、年金と云ふことについて私が在職中には、どうも余り大きな問題でもなかつたのですから、そういう面では全く素人と言つていいわけでございまして、その後、社会労働委員会と和田先生その他皆さん

方のいろいろ御講議をいただいて勉強も若干いたしてありますが、どつちかといえますと年金には弱い方でございます。

したがって、どうも私の構想といま言われますと、まだ私が自分の構想を述べような一言言を持っておるわけでもありませんし、恐縮なんでございませう、ただ私は、やはり国民の一人として考えてみますと、老後、自分たちが六十五過ぎた場合に、年金の制度はいろいろあるだろうけれども、一体、国民は公平に一応どれぐらいの所得保障というものが、いろいろな制度の結果、与えられるのだからかという期待と同時に、その必要性を痛感していると思うのでございまして、そういう意味からいいますと、この種の年金では、この種の年金ではこうなるのだということをいろいろ説明いたしましたも、やはりこれは一億二千万の国民が老後になりましたら、これぐらいの保障が所得保障として得られるのだ。それがまた年限がたつに従って、どういふふうには、まあ少なくとも物価のスライドぐらいいくのだという、そういう意味での年金のミニマムというのが、やはり提示をされた方がいいて考えているに違いないと思うのでございまして、そういう意味では、それを基礎年金構想と云うのか、あるいは、いわゆる定額部分としての、政府がいままで考えてきた年金の給付額と見るのか、これは別問題にいたしまして、一応、年金としての老後の目標というものは、何らかの形で平等な給付が行われるという一定の、少なくとも最小限度のものだけは保障されるという体制をつくることは、ぜひとも必要じゃないだろうか。

しかもいまの年金の諸制度の中の格差が余りないように、やはり国民は平等を望むわけでございまして、いろんな格差はできるだけ早く是正をしていかなければならぬだろう。そうして保険財政というものは何と云うても財源をしっかりと確保しななければいけませんので、そういう意味で一体、国民の負担の限度というものを政府はどの程度に考えていくべきなのか。これらのようなことで私

なりに実は希望といひますか、望んでいるわけございませう、方向を求めていきたいと思ひますけれども、ただ当面、経過年金の方々については、それは別個にやはり検討していかなければいけません。したがって、福祉年金を含め、五年年金等の経過的な年金については、一定必要な最小限度の所得保障になるような金額まで、負担をどこに求めるかを含めまして、目標をきちつと決めて改正といひますか、制度を立てていく必要があるんじゃないか。この辺のところまでしか、まだ私の頭の中にありませんで、これから勉強しまして、少なくとも今年内には根本的な方向を決めさせてもらいたい、こう思っております。

○和田(耕)委員 最近、大臣は、大臣になってまだ日が浅いにもかかわらず、健康保険制度の問題を中心にしまして、かなり抜本的なと思われる、少なくとも、そういういまままでの議論の基礎になり得る方向を打ち出しておるといふことは、私、非常に敬意を表したいと思っております。これは細目の問題は今後の重要な問題ですけれども、ああいうふうには健康保険制度の問題についても大臣はかなり思い切った方向を打ち出しておるといふことと並んで、年金制度の問題も同じような問題があるわけですね。年金制度の基本的なつまり基礎年金等の考え方、そして各制度間の平等の給付というふうな問題、大体同じような問題が年金にもあるわけですね。しかも、これは保険制度と違って関係の団体が著しくこれに反対するといふ性質のものではないわけで、保険よりもっと国民の合意を得る可能性は強いわけではございませう、大臣が少し態度を決めて、そして積極的なイニシアチブをとってやっていけば、この段階で大きな成果が上げられるんじゃないかというふうには私は思えてならないわけではございませう、ぜひとも今年いっぱいには、名実ともに先進国の最高レベルの問題に余り遜色のないような年金制度の体制を整えてほしいと思ひます。

いまの御答弁あるいは先ほどからの御答弁を聞いておりました、多分そういう決意を固めておる

と思ひますけれども、特にこの問題は現在、不況下のいろいろな問題になつていて、つまり安心して消費ができるようなことを考えましても、いま、おっしゃつたような将来の生活の規模についての国民の安心感というものが、いろいろ政府がやろうと思つた施策が効果を上げてない大きな理由でもありますので、ひとつ年金の問題について、どのような計画になるか、それは今後いろいろ検討されるでしょうけれども、国民の合意できる目標を目指して、ひとつ計画的に努力をなされる、そういう一つの方向をぜひとも出していただきたい。これは強くお願いをいたしておきたいと思ひます。

第二の問題は、今回の国会の予算委員会のいろいろなやりとりがありました。減税とか社会福祉関係の野党共同歩調の要求がありました。私どもは特に、この年金問題には力を入れました。減税よりは、むしろ、この問題が大事だということ、でウェイトを置いて、いろいろ要望してきたのですけれども、残念ながら年金、特に福祉年金の二万円までアップしろという、この要求は全然聞いでもらえなかつたわけで、一時金として何ばか出すということになつたわけですね。やはり福祉年金を少なくとも二万円レベルにまでは早く到達させなければならぬということについては、これは片一方の拠出制の年金とのバランスがありますから、技術的に考えれば非常にむずかしいことですが、けれども、しかし、この問題は厚生大臣がイニシアチブをとって、そして拠出しておる人に対しても説得をしながら、ある方法をもってすれば、財源等も調べて、とにかく現在の常識的に見て、二万円程度ということ、これは合意が得られると思ひます。そこまでは、ぜひとも大事だと思ひます。

そこで端的に申し上げますけれども、二万円まで持つていくために、その必要な経費の三分の二ぐらゐは政府が持つ。三分の一は年金の基金から借用する形で、これは事務的に言えばむずかしいのですが、そういうような構想で福祉年金を引き

上げる基金制度ですね。名前は何とでもつくつてですが、私も社会連帯基金という名前を使つているのですけれども、そういう基金を設けて、福祉年金を少なくとも二万円レベルまで早く持つていくという考え方が大事ではないかと思ひます。けれども、こういう問題について、いかがでしょう。

○木暮政府委員 福祉年金の水準を上げる問題につきましては、私どもの懇談会の中意見でも意見を出していただいておりました、やはり将来の年金制度のために基礎年金みたいなことを考える、あるいは財政調整みたいなことを考える必要があるけれども、それが決まる前にも経過年金のことについては改善の措置を講じるべきだといふ意見をいただいております。

その際のネックが二つございまして、一つは御指摘のございませうに拠出年金との関連があるわけでございませう。福祉年金を上げるために拠出年金も上がっていくこととございませう。いまの年金の財政状況、将来を見通しますと老齢化が進みまして、とても財政的に負担し切れませぬので、経過年金を引き上げる際に、拠出年金あるいは水準に達した年金に波及効果が及ばない方法を考えることが大事であるといふ指摘をしていただいております。

扱は福祉年金が減る以上の速度でふえてまいりますので、将来に借りるといふ形で問題を残すのはどうであらうかというような気がしております。どうも研究してみたいと思っております。

○小沢国務大臣 和田先生が御提案の、三分の二程度は国庫でやって三分の一ぐらいは何らかの意味で若い者に負担を求める。その負担を求める場合に、すでに積み立てをされているものもあるから、そこから引つ張り出すということ、新たにいまの保険料にプラス一定の額を上乗せすると同じことになるのだから、恐らく、そういうつもりで御提案をされているらうと思うのでございませぬが、私も、まずこの福祉年金を考へる場合には、

一体二万円がいいのか、あるいは福祉年金そのものの性格といふものをもう一遍見直してみたい。前田中大臣が、せめて有料の老人ホームに入れる程度の福祉年金という構想を一回述べられたことがございます。これは一つのめどとして考へてはどうか。例の制度審議会では、一人三万円、夫婦で五万円という基礎年金構想を出しておられるわけでございませぬが、こういう基礎年金的なもの考へていくといたしますと、あるいは、いまの生活保護の最低生活保障費と考へられる一人の老人の福祉手当を入れたものがほぼ五万円見当になっておりますので、それを所得保障として大体六割程度を考へるといふことになれば三万円という線が出てくるわけでございませぬ。

そこで、それは将来とも物価の上昇によつては、また変わつてこなければいかぬと思ひますが、一体幾らにするのがいいんだらうかという点で、この前、予算委員会では私は軽々に賛成できないと申し上げたのは、やはりその辺のところのめどを早くつけた方がいいんじゃないか。そうして、その財源として現在、国庫の情勢が国民から借金をしている。その借金は現在の国民よりも十年後

の国民の肩にかかってくる、後代の負担にな

るわけでございませぬ。そう考へますと、国庫負担を出して三分の二賄ふということがいいのか、六割がいいのか七割がいいのかといふことについて、これもやはり現在の国民と後代の国民との負担の均衡も考へて、いずれかの線を決めなければいかぬらう。そうして残りを現在の若い者が、ある場合には自分の両親の分でもあるかもしれませぬが、ある場合には自分の親戚の老人の分かもしれませぬが、とにかく、いまの現実に生活をしてい

る若い者がこれを負担をしていきまして、そして、必要な所得保障のぎりぎりの額を、先ほど言つたように、どこの線を決めるかは、いろいろ検討すべき事項だと思ひますが、それを一挙に解決すべきではないか。

そこで、とりあえず二万円ぐらゐまでにしたらどうかという御意見でありますけれども、やはりその辺のところを固めて、少なくとも来年は、その方針を出したいとも考へますので、いま軽々に二万円にするか、あるいはどうかといふことについて、私も自信を持ってお答えできないわけでございます。いま申し上げましたような考へ方を当面、経過年金の中で、この福祉年金といふものを、基礎年金構想も参考にさせていたゞいて決定をしたい、その負担のあり方を決めまして御意見を承りたい、こういうふうな考へております。

○和田(耕)委員 よくわかりませぬ。私も三万円という線を出しておりますけれども、なかなか一挙に三万円というのはむづかしいといふことで二万円という線を出したわけなんです。これはおっしゃるとおり基礎年金との関連で、いろいろ考へ方もあると思ひます。ひとつ大臣、今年じゅうにいろいろな構想をまとめられるときに、ぜひとも、この福祉年金の問題も解決できるような方向で御検討をいただきたいと思ひます。

それと関連しまして、このごろ、こういう主張をなさる人がおる。私も、もつともだと思つたので九十九、九十から百、百以上と分けて、年金の幅を上になるに従つて大きく伸ばしていくような、少

なくとも百以上になれば十五万円以上は出すような考へ方です。この考へ方は、ちよつと聞きますと何かとつななように思ひますけれども、あれは私は非常に悩ましい考へだと思つたのです。確かに高齢になるに従つて介護等のことを考へますと、費用がかかるということもありませぬけれども、数に大したことはないわけではございませぬ。特に高齢者の年金について、年金がつくから長く生きてやろうなんといふことは直接は出ないのでも、出てくるといふ効果もありませんので、七十代は別として、八十以上は、そういう考へ方をひ

ろかと思つたのです。百歳以上は何ばにするか、十五万円にするか二十万円にするか、何ばにするか、どこで、なかなかそこまでする人は少ないわけですから、このごろ八十の人で元気な人が多いですよ。九十の前半でもまだ元気な人もおる。こ

ういうことで八十代、九十代、百以上といふふうに分けて、七十代はいまのあれでいいですが、そういうふうな考へ方ができないかどうか、お願ひします。

○木暮政府委員 今後の年金の改善の際に検討していただきたいと思ひますが、老人の生活といふものは年金だけではなくて、厚生省所管だけでいいまでも老人医療の問題とか、いろいろあるわけでございます。仮に老人医療といふものが充実すれば、恐らく年齢が高齢化するに従ひまして生活の必要といふのは減るという傾向もあろうかと思つたわけでございませぬ。結局かなり老人の個人差もあろうかと思ひますけれども、ほかの医療の問題、福祉の問題、それから年金が分担する分野といふようなものを考へ合わせながら、ただいまのサセスチョンにつきましても検討していただきたいと思つております。

○和田(耕)委員 これは形の検討でなくて、ぜひとも具体的に、これができるかどうか検討を願ひたい。できると思つたのでございませぬ、これをやりませぬと大変励みになりますよ。いま、それを一生

懸命やつてゐる代表者が一月に三回くらい来られることがあります。恐らく大臣のところにも行かれておると思つたのですが、いま百まで働こうとか、森戸辰男さんがやつてゐる会とか、百なんとかといふのがたくさんあります。百歳も大体射程距離に入つてゐるみたいな感じで、そういうことであ

りますから、こういう制度もせひとも考へていただきたい。老人の生活が明るくなりますよ、こういうことを国の制度として考へるといふことも、これは大臣、ひとつ本気に考へましようといふようなことになりませぬか。

○小沢国務大臣 和田先生、事務当局に質問すれば恐らく余り賛成しないと思つたのです。というのは、やはり所得保障ですから、生活についての一定の割合、こういうことになってきますと、百歳の方と七十二、三の方では、栄養の面からカロリ計算をやりましても七十二の方がよいかか

る。百歳以上の人になつたら、あるいは九十以上になつたら、カロリ計算からいふと、生活保護の男女の格差じやありませんけれども、相当理論的に言つて違つたかどうかといふ議論があると思つたのでせぬ。

和田先生のおっしゃつてゐるのは、全く別の面から、一つの政治論として、いまおっしゃつておる。もつと世の中を明るくする、あるいはみんなの励みがつくといふ非常に別の面的効果、目的といふか、あるいは、そういう政治的効果、いろいろ政治の中には理論で割り切れないものもあつたから、そういう意味でおっしゃつてゐるのだから、そういうわけでございませぬ。私は政治家としては、おもしろい構想だなどとして承つたのですが、事務当局が聞きますと、それはとても、いま年金の守備範囲の問題でもないし、そう簡単にはいきませぬといふことになるわけでございませぬ。それは一つのユニークな構想として私もよく検討して

り実現するというわけにはいかぬだろうと思うのですが、私も、ただ事務的な年金の思想といえますか考え方にとらわれないで、よく検討させていただきますかと思ひます。

○和田(耕)委員 大臣のおっしゃる、事務的には、なかなか考えにくいということがありますが、けれども、たとえ無拠出年金つまり老齢福祉年金そのものが年金の概念から少し外れている問題でありまして、しかも、それは数が限られておるといふこと、だんだん少なくなるといふことがあつて、福祉年金という範疇で考えれば、そういうことですから、八十、九十ということになると金持ちがどうのこうのということとはまた離れてくる。そういう所得制限なんというものは、その場合にはなくするようになるかも知れませんけれども、所得制限の問題ともまた違った目的で、この制度を置くわけですから、まあいろいろ問題はありますけれども、ぜひともひとつ検討してみたいと思ひます。

一つ一つ項目を後からまとめて確認したいと思ひますが、次は年金の課税の問題です。これは各党からも出ておる意見だと思ひますけれども、この年金というものは、やめるときに出る一時金に対しては税金をかけることがあつても、年金とか恩給とかになつてしまつたものに税金をかけるということとは、私はたてまゝとして、ちよつとおかしい感じがするのですけれども、大蔵省関係の方お見えになつておられますか。年金でも同じ所得だから平等にかけなければならぬといふことがいいのか、あるいは年金、恩給といふものは税金をかけないとした方がいとお思ひになるのか、そこら辺の考えを、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○梅澤説明員 年金に対する税制の問題でございますけれども、御案内のとおり現在、障害年金、恩給の場合でございますと増加恩給等の系統でございますが、その障害年金の系統、それから遺族年金の系統、恩給でございますとそれぐらいでございますが、それと一つ、福祉年金の系統を

課税の対象から外しておるわけでございますが、これの考え方は、どちらかといふと、これらの年金を受給しておられる方々の稼働能力と申しますか、税負担能力といふものに着目いたしまして、いわば、いわゆる福祉的な観点からの課税除外といふふうな考え方に立つておるわけでございまして、基本的には、ただいま御指摘のとおり年金は日本の税制のもとでは給与所得として課税の対象にしておるわけでございます。

ただ、日本の年金の現状等から見まして、一定の高齢者の場合、これは六十五歳以上でございますが、その人方には特別の年金控除を認めまして、現在その課税最低限の水準が幾らになつておるか申しますと、夫婦二人の世帯の場合に二百十九万でございますから、年間の年金受給額が二百十九万までの人は税金がかからない。それを若年労働者と申しますか、現役の労働者でございまして、同じ夫婦二人の所帯で百十三万以上は税金がかつておるわけでございまして、そういう点からいたしますと、私も現在は現在の年金に対する税制といふのは、かなりそういう年金受給者の観点から見ますと、妥当な、むしろいい水準にあるのではないかと。

付言いたしますと、たとえば年金制度が非常に成熟化しておりますヨーロッパの年金の税制を私ども、ずっと一わたり勉強しておるわけでございまして、けれども、これらの国におきましては、そのほとんどの国が年金を課税の対象にいたしております。つまり一般の所得と区別はしていません。それがやはり被保険者の二割くらいが年金を受給するという世の中になつてまいりますと、日本の場合でも、むしろそういう方向で今後考へるべき問題じゃないでしょうか。ヨーロッパの場合でございますと、現役労働者の年金の保険料は所得控除の対象にいたしまして、年金を受給する人の所得は一般の所得と区別せず課税の対象にしておる。日本の場合は、現役労働者の保険料提出は、これはもちろん社会保険料控除で所得控除の対象にいたしておりますし、受給者につきましても、

ただいま申しましたような年金の種類によつて、あるいは一定の年齢によつて、かなり税制面で恩恵を与えておると申しますか、そういう配慮が払われておるわけでございまして、むしろ、そういう観点から申しますと、将来の問題としてはむしろヨーロッパを指向するようになつておるわけでございまして、検討していかねばならないのではないかと、そういうふうな性質の問題であると受けとめております。

○和田(耕)委員 現在のいわゆる恩給あるいは年金等の最高額は、どれぐらいもらつておるのでしょうか。恩給局の人お見えになつておられますか。最高と年金の平均の数字がわかつていたら、お教えをいただきたいと思ひます。

○手塚説明員 最高額と申しますと、普通恩給で申しますと、文官のケースで六百二十九万といふケースがございまして、ただ、これはちよつと特殊なケースでございまして、元高等裁判所の長官をやつておられた方ですが、裁判官につきましては三割加給という大正時代のちよつと古い制度ですが、そういうものもございまして、特に高いケースでございまして、軍人の方で申しますと二百八十万くらいになるわけでございまして、それから、全体の平均年額という御質問でございますが、種類としては文官、軍人、ございまして、また恩給の種類としても年功による普通恩給もあれば遺族に対するものもありまして、それから傷病恩給もあるのですが、それをすべてひつくる平均年額、現在求めますと約四十五万五千円といふことになつております。

○大和田政府委員 厚生年金の最高額でございますが、五十二年九月現在で百六十二万三千円、それから同じ五十二年九月末現在の老齢年金の平均年金額、これが九十九万六千五百二十七円、かよになつております。

○和田(耕)委員 厚生年金の最高額はどのようになつておるかと、最高レベルの人で。

○大和田政府委員 最高でございますと、これは

これが一番、一人ということでございますが、被保険者期間が四百十月、それから加給年金額対象者として妻それから子供二人、こういう状況でございます。

○和田(耕)委員 共済年金の方は。

○山崎説明員 共済年金につきましては、実は裁定とか支払いの事務が各共済組合でやつておるわけでございまして、先生御質問のような最高額といふことを特に調べておりません。しかしながら、新法の共済年金の場合は俸給の七割が限度になつております。その俸給の限度額は現在三十六万円でございますので、理論的に計算いたしますと、組合員期間が四十年で基礎俸給が三十六万円の場合に年金額三百二十四万円、これが理論的な最高限度でございます。それからまた、五十二年の三月末の平均の年金額は百二十二万八千円でございまして、

○和田(耕)委員 そうすると、課税の対象になる人といふのは数はわりあい少ないですか。

○梅澤説明員 いま手元に計数を持ち合わせておりませんが、数字で申しますと、パーセントで、もちろん一〇%にいくような数字ではございません。

○和田(耕)委員 ラウンドナンバーでいいのですが、金額にしてどれくらいの税収になりますか。

○梅澤説明員 年金受給者だけの税収額というのは、私も税務統計として経理いたしておりますので、税収額を幾らかと言われまして、ちよつとお答えができませんのが実情でございます。

○和田(耕)委員 後から知らせていただきたいと思ひますが、一般の所得とバランスのとれるといふのも、りっぱな考え方だし、しかし年金といふ性質からいって、年金まで税金をかけなくともいいじゃないかといふ、これは一般の退職手当なんかでも、一般の働く人は、せつかくもらつた退職手当をもらつてみると税金がかかる。われわれがよきボナナスをもらつて、ボナナスに税金がかかるまで、何かボナナスまでかけないでもい



いじやないかという感じが、ほつと起るこがあるのですけれども、退職手当とか年金というふうなものには、特に退職手当は、しかし、まともな面も有りまして、年金の中に入っている面も有りまして、これは税金の対象から外した方が感じがいいじやないかというふうな思ふのだけれども、それはやはりだめですか。

○梅澤説明員 御説明するまでもございせんけれども、所得税の基本的な考え方は、所得に依りて累進構造を持つてゐるというところに税制としての公正と申しますか、適正さが指摘されてゐるところでございまして、したがうして、日本の税制におきまして先ほど申し上げましたように、それが年金であるか、あるいは退職所得であるかによつて、それぞれ所得計算の方法は違えておりますけれども、やはり所得の発生ということに着目いたしまして、これは負担をしていただくというものが全体として税負担の公平という観点からは望ましいのじやないか。ただ先ほど申し上げたように、そういう年金の受給者の特殊な地位あるいは負担能力に着目いたしまして、いわゆる税負担の公平というものを犠牲にしつつ、福祉という観点から、いろいろ税制面での配慮をしてゐるというのが現状でございまして。

○和田(耕)委員 公平ということは大層な考え方ですけれども、物によつて公平という考え方を機械的に出すことが逆に不公平であるという印象の問題もあるわけですから、この年金、恩給等については、課税対象から外すというやうな問題も何回か検討されたと思ひますけれども、なお一度よく検討してほしいと思ひます。検討されなきや、それで仕方がないのですけれども……。

もう一つの問題は、厚生大臣、このころ厚生年金の基金も国民年金の基金も相当の額になつておりますけれども、この運用について、特に労働組合とか人がたくさん、かたまつてゐるところでは、何とかもつと自分たち、積み立てをしてゐる人の方に何か還元されるようない方を何割かして

らいたたいという非常に強い要望があるわけなんですけれども、この積立金の運用については、厚生大臣は何か発言権は持つておりますか。

○木暮政府委員 厚生年金と国民年金の剰余金は、全部資金運用部に預託することにいたしておりますけれども、昭和三十六年に国民皆保険になつたわけでもありますが、その際に大蔵省に申し入れをいたしまして、従来、資金運用部の審議会が役人が大半を占めておるといふやうな構成でございまして、その組織を、役人を外して七人の学識経験者だけの委員会に変えていただくという観点から、その組織を、役人を外して七人の学識経験者だけの委員会に変えていただくわけでございます。その際、さらに私ども御注文申し上げまして、その七人の中に厚生年金と国民年金の立場をよく理解していただける方を必ず含ましていただく、そういう要望をいたしました。昭和三十六年以来、現実にそういうふうになつておるわけでございます。

なお、さらに積立金の額が多くなるにつれて、事業主と被保険者の方の意向を反映しなければいけません。昭和四十九年でございまして、厚生大臣の私的諮問機関のやうな形での年金問題懇談会というのをこしらへまして、これに事業主と被保険者の代表の方、国民年金の代表の方、学者の先生も入つていただきまして、資金運用計画をつくり出すときには、その意見をいただいて、私どもの範囲内ではあるけれども、大蔵省に要望することは要望するということ、意見の反映に努めてきておるわけでございます。

○和田(耕)委員 いまの年金問題懇談会と資金運用部の審議会とは、構造的に關係が異なりますか、それはどうですか。

○木暮政府委員 構造的にはございせんが、先ほど申し上げました資金運用審議会の七人の委員の中には、この懇談会の座長をしていただいております先生に参加をしていただいておりますやうなことであります。

○和田(耕)委員 その七人の学識経験者で厚生

省關係と言われる人の名前を、よろしかつたらお知らせいただきたい。

○木暮政府委員 現在は、社会保険審議会の副会長をやつておられます小山路男先生と、国民年金審議会の委員をしていただいております大阪大学名誉教授の木下和夫先生に入つていただいております。

○和田(耕)委員 それでよくわかりましたが、それにしても、こういう審議会というものは、特に専門家、学者でもそうでなければ、審議を委嘱されておる役所の影響力を強く受けるもの。私、お二人ともよく存じ上げてゐる人ですけれども、なかなか存じ上げてゐる人だと思ひますが、やはり、そういう委嘱されておる役所からの影響力というのは否定できないことだと思ひます。したがつて、いろいろこれを出してゐる人の代表ということになると、なかなかめんどうなことになるが、学者ということになるのか、何かもう少しその範囲を広げるとか、いま厚生省にあるのは、その下の諮問委員会ですか、年金問題懇談会というやうな各お金の線に沿つた生の声をすぐ吸い上げられるやうな二段組くらいの審議会とか、そういう意見を聞く会を設ける。そういうところから労働組合の代表とか、そういう金を出してゐる方のしかるべき代表を入れて、できるだけ意見を聞いてあげるやうな仕組みができれば、どうですか。

○小沢国務大臣 私、この問題については、できるだけ換出者の福祉に還元できるやうな方途を強く出していかねばいかぬと思つておられます。実は年金問題懇談会の委員の先生方は、先ほど言いました小山先生や木下先生以外に、たとえは同盟の小寺さんとかあるいは総評の福田さんとか、それから生命保険労働組合連合会の中央執行委員長の堀江さんとか、海員組合の田中さんとか、そういう四人のいわば被保険者側の代表等に入つていただいております。そして、その意見をまとめまして、小山先生と木下先生が大蔵省の審議会の委員に入つて、そこで懇談会の意見をま

とめたものを資金運用審議会とひとつ述べていただきます。意見を十分反映していただくというところに考へております。また一方、厚生省は独自の考へ方から、年金財政を預かるものとして、被保険者や事業主の意見等も、今度、事務的には行政ベースで大蔵省とよく折衝してやるというところで、最近では、私がおつたとときと比べて非常に改善をされておるわけでございますが、なお中身といひますか内容については、またいろいろ意見を承りまして、ひとつ強く反映するように私も十分努力をいたしていきたいと思ひます。

○和田(耕)委員 これは一般の被保険者にとつてみると、やはり何か自分たちの代表がじかに発言をしてゐるという感じが欲しいというところだと思ふのです。いまの仕組みの御説明を受けてみますと、なるほどと思ふ点があります。それ以上でどういふやうなことがあるか、ちよつと考えつかないのですけれども、何か自分たちの積み立てた金を、わからぬところで使つてゐる、そういうことのないやうに、たとえば一週決めたものを説明する会なんかひとつ工夫してみようか、そういうことも必要じやないかと思ひます。こういう理由で今年度はこういうふうにするのだというやうなことを、もつと一般の關係の被保険者の人たちにわかるやうに説明をするとか、そういう努力が必要じやないかと思ふのでございまして、いまの制度はこれですらばなるものだから、そう言へばそういうふうには聞かせるのですけれども、たかさんの人のそういう御希望をできるだけかなえてあげるやうな、あれは丁寧に説明するだけでも、こういう問題は、大分違つたのです。せひともそういう配慮をしてほしいと思ひます。

それから在日韓国人、永住権を持つて税金はちゃんと払つておる人たちの強い要望なのですけれども、これは二つありまして、一つは、社会福祉關係の適用を日本国民とは非常に差別する形でしか受けられないという問題と、もう一つは、ある県、ある市にはやられてゐるけれども、他の市

では行われていないという問題とがあるのです。たとえば年金の問題は、これはやっていないのですね。年金問題でやっている市とか県がありますか。

○木野政府委員 年金は国がやっておるわけでございますので、市によってやっている、やってないというのではないかと思います。

○和田(耕)委員 児童手当なんかはどうなっているのでしょうか。

○石野政府委員 児童手当そのものの制度はございませんけれども、類似制度で、国籍要件を課していない市町村が一部五十一市町村ございます。

○和田(耕)委員 児童手当を出しておる市町村と出してないところがあるのじゃないですか。

○石野政府委員 児童手当そのものについては全部一律でございますので、全部外国人は適用しておりませんけれども、市町村の実情によりましては、児童手当類似の形で外国人にも同じ金額を出しているところはございます。

○和田(耕)委員 そういふ問題については厚生省が調整をするといっても、出しているところに出さないところではなくて、出せる方法があったら出してあげないという指導はできないのですか。

○石野政府委員 市町村で實際上、児童手当まがいの制度で助成をしているところがございますけれども、これは恐らく市町村の独自の社会情勢、そういうものを判断をして、社会連帯の趣旨というのを損なわない範囲だという判断でやっておると思うわけでございますけれども、これについて、おかしうか、あるいは、これを推進をすべきだということはないかと言えないと思うわけでございます。

私ども基本的な考え方は、少なくとも所得保障の最後のとりででございます生活保護制度というのがございまして、これによって実は救われているわけでございますので、こういう児童手当そのものにつままして、全国的な見地から画一的に、これを指導するということの必要性が果たしてあるのかどうか、私どもは実是否定的に考えている

わけでございます。

○和田(耕)委員 もう一つは、これは大臣にお伺いしたいのですが、税金を同じように払って、特殊な立場で戦前からの歴史的な経過のある永住権を持つておるといふ場合に、これは医療保険とか、そういうものはもらっておるようですねけれども、年金とか、いまのものは、どうしてこれが適用できないのか。法律の立場からできないのであれば、法律改正をすることが不可能であるのかどうか、こういう問題をひとつお願いします。

○木野政府委員 在日韓国人の社会保障上の取り扱いの問題でございますが、いわゆる日韓協定の地位協定を結びますときに、韓国と日本とかなり折衝をいたしたわけでございます。

その結論は、生活保護とか、国民健康保険とか、義務教育とか、生活上の緊急性のある問題は適用する。しかし年金のように、いろいろな資格期間があるという問題につきましては適用しないということで地位協定が結ばれたわけでございます。その方針を現在も引き継いできておることでございます。

○和田(耕)委員 それについて何とか日本人と同じような扱いをしてほしいという要望が強く出ておりました。法律のたてまとして日本国民という言葉があるから、ぐあいが悪いということはないかどうかということにもなるわけですね。

○木野政府委員 年金の場合には非常にややこしい問題がございまして、国民年金は二十五年の資格期間が要るわけでございます。二十五年の資格期間を満たしませんと、今度の審議で無年金問題をすいぶんやっつけていたのですが、保険料のかけ捨てということになりかねないわけでございます。また、外国人の扱いを考えますときには、在日韓国人だけじゃなく外国人一般の問題として考えなければなりませんので、そういう点で単純に法律を改正するということがなじまないというように性格があるわけでございます。外国の例を見ましても、たとえば社会保障が行き過ぎて

いると言われるくらいのスウェーデンでも、これははっきり外国人を一般的には入れないという形をとっておるわけでございます。年金の技術的な制約がございまして、簡単に法律改正をするということができないわけでございます。

○和田(耕)委員 それはよくわかりました。わかりませんが、これは韓国人だけでなくて南北の人たちが特殊な日本との関係を持つておったわけで、しかも、永住権というものを他の一般の外国人とは違った立場を持つておるといふこともあって、そういう問題について、ぜひとも考えてほしいという要望がありますので、ひとつ、そういう要望として頭に入れておいていただきたいと思ひます。

それで最後になりましたが、これは先ほど来、同僚委員が強く問題にしたことばかりでございます。いまの無年金の人たちに対する四千万の徴収ですね。これは低所得者に対しては何か実施の状況を見ながら検討しようという大臣のお考えの御答弁だったのですけれども、これはぜひとも御考慮していただきたいし、今回の措置が最後だということも、これだけで、もう本当に最後だということにお考えになっておりますか。

○小沢国務大臣 これはもう三回目ですから、仏の顔も三度で、ぜひひとつ、これだけにしたいだきたいと思つておるわけでございます。

○和田(耕)委員 しかし、実行しながら低所得者等については考えるというお考えもありませんから、ここで線を引くというお考えでもないようですね。でも、実際そうでない、実施の状況を見ながら考えるということも生きてきませんから、そういう問題はぜひともカバーしていただきたいと思ひます。

ペナルティーという話もありましたけれども、これは反面では、やはり行政の方のPRの不足という面もありますので、このごろ厚生省関係、労働省関係の非常に手の込んだいろいろな法律があつて、国民生活をカバーしようとしておるのですけれども、これを知らない人が意外に多いのです。これは労働省関係の労働組合の専従者、関係の深

い人が最近、矢継ぎ早に出ていきますから、いろいろな新しい制度を知らない人が非常に多いということになれば、やはりこれは宣伝が足りなかつたという面からも見る必要がありまして、ひとつ、そういう問題を含めて同僚委員がいろいろ問題にした点を、同じような考えで御質問しているわけでございます。ぜひともよろしくお願ひを申し上げます。

それから妻の座の問題にしても、同僚諸君も、これは特に前から問題にしておりまして、妻の年金権の問題、その実際の処理の仕方の問題ですね。これも繰り返して質問することはいたしません。

それから、児童手当の問題もそうですし、在職老齢年金の支給の年齢の問題等を、他の同僚委員の主張と全く同じでございますので、ぜひ、そういう点を御検討をいただきたいと思ひます。私のきょうの質問は、これで終わります。

○木野委員 長 この際、お諮りいたします。ただいま議題となつております国民年金法等の一部を改正する法律案審査のため、本日、年金福祉事業団理事中村一成君に参考人として出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木野委員 長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○浦井委員 長 質疑を続行いたします。浦井洋君。立金の還元融資の問題であります。被保険者住宅の融資について質問をしたいわけですが、最近これは被保険者の住宅融資の場合、事業主を通じてということになっておりますので、事業主などを通じて年金の転貸貸し付けが不可能なという、困難な人たちが、言うたら中小零細企業に勤めておる勤労者でありますけれども、この方たちが財団

であるとか社団であるとか公益法人であるとか、あるいは厚生大臣の承認を受けたものというよう  
な、いわゆる民法法人を通じて融資の申請をする  
ケースがふえておるといふふうに聞いておるわけ  
なんです。そこで、まず年金福祉事業団の理事の  
中村さんにお伺いをしたいのですけれども、こう  
いふような転貸貸し付けを受けるのが困難で、ど  
うしようというところで年金福祉事業団に相談に  
来られた人に対して、事業団としては、どういふ  
ふうに対応しておられるのか、聞いておきたいと思  
うわけです。

○中村参考人 御相談がございまして私もは、  
年金事業団の転貸融資は事業主の方を通じてお貸  
しすることになっていますから、事業主の方に  
お話をして便宜を図ってもらいなさい、その方が  
よろしいと思います。こういうふうに事業主を説  
得して借りられるような方法を、まずお話しいた  
します。それで、実は、それをやってみただけ  
けれども、なかなかむずかしいのだというようなお  
話がございましたときには、その方の住んでおら  
れる都道府県にございまして、さつき先生のおつ  
しやった財団または社団の法人を、こういうのが  
あるから、そこへ行って相談してございまして、こ  
ういふようなお話をいたしております。

○浦井委員 さしあたって事業主とよく相談をし  
て、それから、それでなければ、いろいろな  
きておる法人に相談に行きなさいということなん  
ですが、それでは、こういう法人が融資の代行を  
する際に、一体どの程度の手数料などを取ってお  
るのか、事業団か、あるいは厚生省の方は、どの  
程度つかんでおられるのか、ひとつ教えていた  
きたい。

○中村参考人 具体的な例で申し上げたいと思  
います。  
東京にございまして社団法人で関東年金住宅福祉  
協会という法人がございまして。この法人は昨年度  
取り扱っている件数も相当多いものでございまして  
から御参考におし上げますが、この団体で、実際  
に申し込んだ方々の中で二通りございまして、一

つは事業主の方がこの法人の社員として入って  
おられる方と、事業主が社員になっていないところ  
つまり員外の会員と申しますと、分けて申しま  
す。申し込みますと、まず員内の会員の場合で  
ございまして、当初に、木造の建築の場合、これは  
普通でございまして、大体十六万円くらい  
の手数料並びにそれに相当するものをお払い  
になつておるわけでありまして、それから員外利用  
の会員でございまして、木造の場合で二十八万円程  
度の御負担を願う、こういうこととございまして。

○浦井委員 大臣、いまお聞きになられたと思  
うのですが、手数料などで、かなり高く取って  
過ぎるのではないかと感じがするわけ  
です。その点について私も実情を少し調べてみました  
ので、大臣にひとつ、お聞きを願いたいと思  
うわけですが、財団の年金住宅福祉協会、これは大臣も  
御承知のように、理事長は大山正さん、ここで、  
いま木造で十八年という話でしたが、たとえばマ  
ンションを購入するので四百五十万円を二十五  
返済で借りた場合、手数料が四万円、それから、  
この協会は連帯保証人制を実質的には認めてお  
らないので、住宅ローン保証保険料という形で八  
九千二百三十五円、そして保証金を二%とい  
うことで九万円取られる。だから合計でいくと、いま  
関東年金福祉協会で二十六万円ですか、言われた  
わけでありまして、それに対応するような額が二  
十一万九千二百三十五円、ほぼ二十二万円。だ  
から四百五十万円を借りるのに二十二万円必要  
だし、二十二万円差し引いて、その残りを借りる  
といふような解釈もできるわけでありまして。

さらに、毎月これを返済していくわけであり  
ますけれども、この返済金に管理手数料という  
ものが月々六百円加わるわけでありまして。二十  
五年返済でありますから、計算をしますと、こ  
れも二十五年間返済で十八万円になる。保証金  
の二%九万円は返済時に返ってくるけれども、  
この定款の中には、定款というか財団です  
から寄付行為ですが、これは無利子であるとい  
うふうには、はっきり書いてあるわけ  
です。二十五年たつて返つてきても、九万

円ぼつたりしか返つてこない、こういうふうな状  
態であります。

それから、もう一つ、いま事業団の方からお話  
がございました関東年金福祉協会の場合にも、四  
百五十万円を二十五返済で借りた場合、これは  
いまの話の繰り返しになりますが、員外利用の  
場合に審査事務費が一万円、まず申し込めば一  
万円、それから交付が決定した後に入金として一  
万円取られます。会費が、管理費という名前だ  
そうであるけれども、月五百円で二十五年間分  
を前払いする、これが十五万円あります。それで、  
保証預かり金が二%で九万円、これで二十六万円。  
こういうことですね。だから、これも四百五十  
万円借りののに二十六万円必要だ、こういう  
ことになります。そして保証金二%といふのは、  
これもまた無利子である。二十五年後九万円が返  
ってくるだけだ。

もう一つ申し上げたいのです。これも財団法人  
社会保険福祉協会、ここで四百五十万円、二十  
五年返済で借りると、申込金が三万円、事務取  
扱手数料が三万円、それから連帯保証人制度がない  
ので、住宅ローン保証保険料が九万六千二百  
四、合計十五万六千二百二十円。このほかに償  
還事務費、いろいろな名前を、いろいろなところ  
がつけておるわけでありまして、これが月五百  
円で二十五年間、だから十五万円でありまして、  
こういう状態。

そうしたら、この中で一番額の高い分を、民間  
の公的住宅の大宗でありますところの住宅金融公  
庫の場合を調べてみますと、これは安いわけ  
です。住宅ローンの保証保険料が四百五十万円  
で二十五返済で一万四千八百円であるわけ  
なんです。社会保険福祉協会は、それが九万六  
千二百二十円、年金住宅福祉協会が八万九千  
二百三十五円、これは大臣も御承知のよう  
に、公庫住宅融資保証協会が住宅金融公庫の  
場合に代行して保証しておることになるわけ  
でありまして、住宅金融公庫の場合、非常に安  
いわけでありまして、それで連帯保証人も認  
めておることでありまして。

もう一つ、これは大臣に見ていただきたいので  
す。ある方が、私がいま申し上げたような財団  
あるいは社団の法人に申し込んだところ、こ  
れは小さなことかもわかりませんが、申込案内  
とか用紙などを一括してくれるわけであり  
ます。これは無料ではなしに、たとえば年金住宅福祉協  
会、申込書を一括して、こういうふう  
に五百円で分けてもらうわけ  
です。ここには五百円と書いてあ  
るわけ  
です。それから関東年金福祉協会もや  
り五百円を取つておるわけ  
であります。住宅金融公庫  
の場合は、こういうもの  
があります。これはマ  
ンションでありまして高層住宅購入資金借入申  
込書、これは正価が二百円  
であります。こういう  
ことを一つとつてみま  
しても、かなり高い料  
金を手数料などという  
形で取り過ぎておる  
のではないかと  
いうふう  
に思つてお  
るわけ  
であります。

一番初めに私も申し上げましたように、こ  
ういふような財団や社団の法人に相談に  
来られる方は、事業主の方でいろいろな事情で  
転貸貸し付けがやれないといふこと  
で、もう仕方なしに  
来られる中小企業  
の労働者の方が多い  
わけでありまして、  
だから、そういう  
ことになりまして、  
せつかく低利で六%  
で年金の還元融資  
をやるといふふう  
にいつておる  
けれども、実際上  
そう低利ではない  
といふこと、これ  
は一体だれのため  
の還元融資か  
わからぬといふ  
ふうなことを、申  
し込みに行つた  
人から不平不満  
を私も聞いた  
わけであり  
ます。

こういう事態、大臣はよくおわかりだと思  
うので、すけれども、ひとつ厚生省として被  
保険者の立場に  
立つて実態を調  
べて、これが不  
適切な場合には、  
きちつと指導し  
ていかなければ  
ならぬのではない  
かと私は思つて  
ございまして、  
大臣の御意見を  
聞いておきたい。

○木暮政府委員 いま年金の積立金福利還元とい  
うことで住宅、非常に御希望が多  
うございまして、  
私どもも、この  
点を充実させ  
ていかなければ  
ならないと思  
つておるわけ  
であります。

〔委員長退席、羽生田委員長代理着席〕  
 事業主の方に転貸をしてもらうということですが、これは厚生年金の性格からいって、保険料を納めた事業主、被保険者に直接借りていただくということが一番資金の生きる道でございますし、また、そういう形でやりますと厚生年金の運営に御協力もいただけるということで、これが本則だろうと思っております。

事業主が転貸をしますときには、ほとんど条件をつけていないと申し上げてよろしいと思っております。事業規模も問いませんし、納めている保険料とのバランスも問わないということで、そういう意味では、どの事業主の方にも転貸をやっていただけるという制度にはなっていると思っております。ところが現実には、木造の場合でも十八年というような長期の返還義務を事業主が背負うことになりまして、中小企業の場合には従業員の方が十八年おらないというようなことも間々あるかと思っております。そういうような観点あるいは事務能力からいって、事業主が転貸できないということもあろうかと思っております。ただ、私も事業団の方も、本来の事業主が直接おやりになる場合がふえてきつつございますけれども、しかし、そういう長期の貸借関係でございますので、中小企業が踏み切れないという場合もあるわけでございます。

その際には個々の事業主ができないにしろ、事業主が団体をこしらえまして、やるということが次に考えられるわけでございまして、現実には、その転貸団体の中でも事業主が集まってやる場合には、事業主もそれ相当の会費を負担いたしましたし、手数料も目安になるということ。しかし、それも利用していただけない場合には、その財団法人等を利用していただくということならざるを得ないし、また、その需要がかなりあるわけでございます。

一方、その団体も長期の転貸の仲立ちをしていただくわけでございますから、その財務基盤が安

定していてもらわなければ困るわけでございまして、そういう関連から必ずしも安くない手数料になつておるといふ面があることも事実だと思ひますけれども、私ももといたしましては、団体が、その取扱事業量がふれば手数料も安くなると思ひますので、そういう関連を注意しながら指導してまいりたいと思つております。

○小沢国務大臣 私、そういう制度があることは知つておりましたが、手数料がそんなに高いというのはいま初めて承りました。やはり自分たちの貯金ですから、これを利用する場合には、できるだけ便利に安く利用できるということが主だと思ひますので、どういふ方法をやつたら一番いいか、白紙の状態をよく検討してみます。

○浦井委員 局長の方は財政基盤といひますが、財務基盤と言われましかが安定する必要があります。私も安定しなければならぬと思ひますよ。しかし、と申して、ある程度、量が集まらなければ安定しないんだから仕方ないというふうなニュアンスでは、ぐあいが悪いというふうな思ひますので、大臣は白紙の立場で検討したいと思ひます。大臣は白紙の立場で検討したいと思ひます。大臣は白紙の立場で検討したいと思ひます。

そこで財務基盤が安定しておるか、おらないのかという一つの例証でありますけれども、先ほど申し上げた年金住宅福祉協会、この財団法人の場合には、厚生省からいただいた資料なんかを参考に整理をしてみますと、五十一年十一月五日に設立をされて、同じく五十一年十二月二十日に大臣承認を受けておる。だから承認されてから、まだ一年四カ月しかたつておらないわけでありまして、すでに設立以来の実績というのが二千六百二十五戸、金額にして九十六億三千五百五十万円の貸付決定を受けておるわけですが、五十三年の二月末現在で、これで寄付行為という定款に相当するものやり方から計算をしてみますと、手数料が四万四千掛ける二千六百二十五戸で一億五百万円になるわけでありまして、保証金二%にする一億九千二百九十一万円、約二億円であります。

これはかなり大きな手数料などの収入があつて、これを運用すれば、かなりのことができるといふに勤ぐられるわけでありまして、そこへもつてきて先ほど申し上げたように管理手数料が六百円あるわけですから、その二千六百二十五戸分、月に百五十七万五千円、年間に直すと千八百九十万円のそういう収入もあるというふうなことになるわけでありまして、だから、これは私は財務基盤はかなり安定しておるのではないかと、いふに思つておるわけでありまして、徹底した実態の調査と指導を、ひとつ大臣にお願いしたいと思つております。

○小沢国務大臣 事業主にかわつて代行サービスをしてやろうというところは、事務所も必要だし、事務費も必要だ、人件費も必要ですから、もうけるわけではないので、そういうふうなことから手数料は相当多くなつておるのだから、どうしようもなくなつて、そういう人がやつてくださったおるわけですから、この全体の負担が二十何万になつても、十八年間割つてみますと、これは他の金融機関でローンを借りてやるよりは、自分たちの金の方が計算上安いと思つております。

そういう便宜のためにやつておられるわけですから、そのやり方が悪いとか何と何とということじゃなくと思つておるわけですが、しかし結論として、結果的にはせつかく自分たちの金を使うのに、そういうよけいな経費もかけなければいかぬといふのも、これもどうかと思ひますから、何かいい方法はないのか。公的機関をつくるというのはいかなるか容易でないと思つておる。かえつて能率が悪くなつてしまひますから、都道府県なり市町村なりとよく相談をしてみたり、それから厚生年金の事業主は、中小企業の場合には同時に健康保険の事業主でもあつて、これには社会保険委員といふ制度等もあつて、先ほど局長から答弁しましたように、事業主が集まつて一つのあれをつくつておることもございまして、そうしておけば事務費のそういう一端を事業主が、不安定だから事業主が代行はできないけれども、事務費の補助

くらしいという意味で、おつくりになつていけば恐らく非常に手数料も安くなるんだらうと思ひますし、あれやこれや、ひとつ検討してみまして、被保険者の負担がないように、できるだけ少ないように工夫をしてみますから、私もいままて、こういう団体があつて、どういふ手数料になつて、どうだということ余り詳しくなかつたものですが、大変恐縮でございますが、みんなで真剣に検討してみます。

○浦井委員 さらに私、続けて申し上げたいのですが、その財団法人の住宅福祉協会というのは、いろいろな資料や雑誌を見ますと、これは長谷川工務店とかミサワホームとか西武不動産、こういうようなものが中心になつて、いわゆる大手の住宅産業であるとか、不動産業であるとか、あるいは建設業者、こういうものがバックアップして設立されたといふふうな書かれておるわけなんです。そして大臣御存じの大山正氏、元厚生事務次官であります。そして長谷川工務店の社長も理事になつておられる。

だから、そこでは法的に大臣の承認を受けておるようでありまして、この年金住宅福祉協会の定款によりますけれども、分譲住宅の建設もやれるようになっておるわけだ。これは問題ですね。現に五十二年十月以降十九件百五十七戸、この分譲の実績があつて、そのために事業団から九億二千六百五十万円の融資を受けておるわけなんです。それは、大臣は善意で言われたかも知れませんが、しかし、現実に設立以来一年四カ月の間に手数料、保証金合算すると約三億五千万円の金が入る。現にそういうキャッシュが入つてきておるわけでありまして、そういうことでありますから、私は、こういう業態から考えると、大手のデベロッパーが低利の年金の還元融資を受けて分譲住宅を建てて、それと年金の転貸融資をセットすると、かなりうまくある商売ができるのではないかと、いふふうな思ひます。これは財団にしる社団にしる、もちろん公益法人であります。公

益法人であるとして認可をされておる財団が、このようにような仕事をやってよいのかどうかという本源的な疑問が私はあるわけでありませぬ。言うたら、こういう私企業のな事業活動が公益法人に許されるのかどうかというような問題になってくるわけなんです。

これは大臣も御承知のように、民法の三十四条ですか「公益法人の設立」のところでは「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」こうなっているわけなんです、その辺、大臣、一体どう思われますか。

○小沢國務大臣 これは営利を目的とするような事業じゃないと思うのです。やはり被保険者が事業主を通じて転賃がなかなか受けられないような方々のためにやるわけですから、これはもう、りっぱな公益法人としての性格を持つだろうと思うのです。ただ、よくそれじゃ検討しまして、そこで過分な手数料を取ったり、そのために法人が何か別途の営利事業的な性格を強く出しておるか、そういう点があったら、監督官庁としては、これは相済まぬことですから十分監督しますけれども、しかし、現実には被保険者がなかなか方法がない、借りたいということ、その人たちのために、こういう団体をつくって、いろいろめんどうな手数料も、かわりにやっつてやろうという団体は、これは公益法人としていいんじゃないかと思えます。内容等は、よく私、調査をいたしてみます。

○浦井委員 やはり公益法人であれば公益法人として、本来の活動をやらなければならぬということと、大臣も言われておるわけでありませぬから、ひとつは、この点はお願いをしたいと思うわけでありませぬ。

○木暮政府委員 いろいろのことを、これからの方法について言われたわけでありませぬけれども、まとめて言えば、やはり冒頭に申し上げたように、中小企業なんか勤めておられる方が、事業主が転賃の手続が困難でやれないために仕方

なしに、そういう法人のところへ行くといい実態でありませぬ。そこへ行けば高い手数料を取られるということでありませぬから、一つの提案でありませぬけれども、大臣はなかなか困難だと言われたわけでありませぬが、準公的な、こういう機関をつくる、これは必要だと私は思うのですが、こういう気がないのかどうかということ、それはそれとして、安心して借りられるような仕組みを早急に大臣、検討してやっていただきたい、こういうように思うわけでありませぬが、もう一遍ひとつ大臣の御意見を伺いたい。

○小沢國務大臣 公的な機関をつくって必ずしも能率が上がるかどうか、これもありませぬし、検討はしてみます、もちろんいい方法があれば、

それから、できるだけ経費が少なく、こういう道をどうしたらいいか、どうしてやったら被保険者のための福祉に役立つか、これは真剣にひとつ検討をいたしまして、いずれまた、いい知恵が出れば、この委員会の皆様にも、浦井先生だけじゃなくして各先生方からも、この年金の還元融資については、いろいろの御希望等もございませぬので、これはひとつ報告させていただきます。

○浦井委員 いずれということでは、ある程度時間を決めて、ぜひやっていただきたいと思うわけでは、

○木暮政府委員 企業年金をつくりませぬ場合には、報酬比例部分の年金現価にいたしまして三〇%を上回る付加給付をするということとを条件にして発足をいたしておるわけではございませぬ。発足

当時、先生御承知のように標準報酬の見直しというものが行われておりませぬでした。それからまた、年金額のスライドということもなかつたわけではございませぬ。それで企業年金自体、標準報酬を見直さず、なおスライドもしないという土台で三〇%の付加給付をするということであつたわけではございませぬ。

昭和四十八年の改正で標準報酬の再評価を行うことにいたしましたし、また年金額もスライド制を取り込んだわけではございませぬけれども、その際、企業年金で代行していただいております標準報酬の比例部分につきましては、発足と同様に標準報酬の見直し以前、スライド以前の部分をやっていただくということにいたしましたわけではございませぬが、その限りにおきまして従来の三〇%のプラスアルファをするということは維持されてきております。

○浦井委員 その限りでは三〇%のプラスアルファが維持されておるといふのはどういうことですか。

○木暮政府委員 同じお答への繰り返しになりますけれども、企業年金が発足いたしましたときには標準報酬の再評価ということがなかつた時代ではございませぬ。それからまた年金額の物価スライドも導入をされていなかつたわけではございませぬ。したがって、そういう状態で標準報酬の比例部分を代行していただく。その際には標準報酬の比例部分の三〇%増しを最低限としてやっていただく、こういうことであつたわけではございませぬ。四十八年の改正で標準報酬の再評価制度を導入し、かつ年金額につきましても物価スライドを導入したわけではございませぬが、企業年金につきましても、その標準報酬の見直し部分から年金額のスライド部分は政府の方で引き継ぐということにいたしました。企業年金の方には従来どおり報酬見直し前それから物価スライド前の報酬比例部分を担当していただくということにいたしましたわけではございませぬ。ですから、制度発足と同様に報酬比例部分の三〇%増の水準をやつてもらつてお

るといふことではございませぬ。

○浦井委員 本体の方に再評価の部分あるいはスライドの部分を任したわけではございませぬ。だから当然、基金の方は、これは三〇%プラス増をやるとすれば、かなり言い方が悪いかも知れませぬが経営努力をしなければ、これは当然三〇%を割るどころか、かなり厳しい、シビアな条件になっておるはずなんです。だから、それが現在のところ実質何%以上のところの線にあるかということを私は聞いておるわけなんです。

○木暮政府委員 先ほど申し上げました前提でございませぬけれども、三〇%以上四〇%未満のプラスをいたしておりますのが九百四十四基金のうち四百二十四基金でございませぬ。それから四〇%から五〇%のプラスアルファをしておりますのは百四十五基金、五〇%以上六〇%は四十四基金、それから六〇%から七〇%は二十七基金、七〇%から八〇%は三十三基金、八〇%から九〇%が同じく三十三基金、九〇%以上一〇〇%未満が二十七基金、一〇〇%以上二〇〇%未満が百五十五基金、二〇〇%以上三〇〇%が四十四基金、三〇〇%以上が十七基金、こういうことではございませぬ。

○浦井委員 私、もう一遍繰り返しますけれども、実際に現在、退職者が受け取る年金のプラスアルファが実質何%くらい以上になっておるのかということをお知らせしてほしいわけでは、

○木暮政府委員 いまのお話の数字は、各基金の創設以降の年限が違つておりましたり、加入者の経歴等がいろいろ違つておりましたり、一概に申すことができませんし、現実にはそういう統計をとつておりませぬ。

○浦井委員 それは、なかなかそういう数字は出されないうちか、あるいは機関誌などいろいろな雑誌であるとか、あるいは新聞などで見られるように、三〇%以上プラスアルファを維持していただくことが厚生年金基金ではかなり困難になっておる、こういうように理解してよろしいですか。

○木暮政府委員 三〇%の分母の考え方でござい

ますが、やはり制度発足のときには標準報酬の見直しというのではないで、まえてなつておりまして、それから年金額のスライドはしないというたてまえて発足をしております、そのたてまえどおりで来ておるといふことなっております。一方、その後、報酬の見直しとかスライドが導入されたわけですが、これはこれで年金の一大事業でございます、再評価しスライドさせていくことは、かなり後代負担にもなることとございますので、やはりこれは基金よりも政府がやってくれる方が安全確実ではないかということと政府でやることにいたしましたわけでございます、ですから制度発足の姿そのまゝのプラスアルファの比率はちゃんと保たれておる、こういうこととでございます。

○浦井委員 私、言うのは、再評価であるとかスライドが分母に加わって、分母が大きくなつていくわけでしょう。だから当然プラスアルファのパーセントが低くなつておるわけなんでしょう。私、言いたいのは、だから、そういう実態を、こういうわかりにくいことを言わずに、被保険者の方々に、こういうふうになつておりますよということ、を、わかりやすく知らせるべきではないか、そう私は思うわけなんです、何か年金局長ありますか。

○本喜政府委員 報酬見直し部分それからスライド部分は政府が引き受けておるといふことは、四十八年の法律改正で明らかにしておる事実でございます、これはそれなりに被保険者の方なり基金の関係者の方がよく御存じのこととございます。それに基つて、その後の基金の運営をしていただいております。

それで先生御承知のように、この基金は事業主代表とそれから従業員の代表の方々が代議員会をつくつてやっておりますわけでございます、それなりに周知徹底が図られておると思つて、なお先生のお話もございまして、PRには、よく努めるようにしたいと思います。

○浦井委員 大臣に、これは厚生年金基金のこと

は大臣もよく御承知だと思つて、政府管掌の厚生年金よりも企業で比例報酬部分の代行をやるような形でやられた方が、実際にあなたが退職をされたときには三〇％以上のプラスアルファがついて有利ですよというふうな文句で、言うたら働いておる人をつつたようなところが、かなりあるわけなんです。だから、そういうことを、いまの実態がどうかつこうになつておるかというのを被保険者、加入者の方々にきちんと知らせよう、まじめな努力をしていただきたいと私は思つておるわけなんです、大臣どうですか。

○小沢国務大臣 企業年金は労働者にとつても非常にいい制度だと思つて、いま先生御指摘の方の加入者をふやすために、いいぞいいぞとつてつて歩くような印象を与える、こういうことは当然氣をつけていかなければいけませんけれども、実態を正しく認識していただく努力は当然しなければいかぬと思つて、おっしゃるとおりつやつていただくと、私からも足りない点があれば注意をいたしましてやらせませう。

○浦井委員 これは局長いろいろなことを言われまうけれども、基金のプラスアルファの給付というものが、物価上昇というふうな経済変動によつて、かなり実質的な値打ちを維持していくことが困難になつておるといふのは、これはもう周知の事実なんです。だから皆さん方が厚生省と基金連合会が共同の研究委員会を設けて検討しておられるわけなんでしょう。こういうことを前提にして共同研究委員会を持つて検討しておるわけなんです。だから、かなり基金連合会はシビアな感じを持つておるはずなんです。

そこで私、時間が十分までなので先へ進みますけれども、その共同研究委員会の中で六項目、検討事項にした。その六項目のうち一つは有期年金の導入、もう一つはスライド給付の導入について、ある程度意見の一致を見たというふうにしては読んだわけでありまうけれども、その中の有期

年金の導入についてお尋ねをしたいわけなんです、この有期年金の導入というのは、厚生年金基金にとつては社会保障の原則として、有期年金を導入するということ、その原則を踏み外すことになるのではないかと、私は思つておるわけなんです。いま新聞や報道機関あるいは雑誌などが言つておるように、厚生年金基金が、これからますます企業でやつておるところの企業年金化しやすいような地ならしになるのではないかと、危険性を持つておるわけなんでしょう、その点はどうですか。

○本喜政府委員 企業年金をつくりまう際には、報酬比例部分を代行していただくということとでございます。報酬比例部分はもちろん定額部分とリンクしておる問題でございます、また報酬比例部分の中で報酬の見直し、あるいはスライドの部分は政府で引き受けておるわけでございます、それと一貫した問題でございますので、当然私どもの担当しております部分と同様に終身年金でなければいけないわけでございます。それは私ども、企業年金を認可しますときに一つの条件として、やつておるわけでございます。ただ検討委員会が勉強されましたのは、終身年金とは別に、企業なり、あるいは従業者の実態に即しまして、あるいは御要求に即しまして、さらに上積みをしていくべきところはどこであらうかという研究をされたのだからと思つてございまして、政府で預かつております厚生年金とリンクして終身年金でやる部分のほかに、有期年金というふうなことも考へてもいいんじゃないかということを検討されたのだからというふうな考へております。

○浦井委員 さらに上積みする部分のところ、有期年金の導入を検討する、そのことをいろいろと相談をしたのだとお話でありまうけれども、私は非常にその辺について危惧を持つておるわけなんです。たとえば定年制との関係がある。現在、日本の企業の大抵約半数が五十五歳定年制である。厚生年金の支給開始が六十歳で、空白期間が五年間あるというところで、この空白期間を埋めるため

に、むしろ定年延長は現在非常に大きな国の施策としても重要視されておる。社労委員会の関係で言えば、労働省も一定の努力をしておるわけなんです。そのときに軽々に厚生省が入つたところで有期年金の導入について検討をして、資料を読むと、厚生年金の支給開始年齢を逆に六十五歳に後退させようというふうな動きと全く符節が一致するわけでありまして、私は、これはやはり厚生省としても定年延長のために、もつと側面的な努力をすべきであつて、定年延長に水を差すような、そういう動きはすべきではない。こういうことは直ちにやめるべきだと思つておるわけでありまうけれども、ひとつ厚生省側の御意見をちよつと聞いておきたいと思つて。

○本喜政府委員 年金と定年制の問題と非常に深い関係があるわけでございますが、私どもの考へてまいりましたのは、将来、高齢人口が非常にふえてまいりますので、あした、あさつて、すぐどうこうというところではございませぬけれども、やはり年金の支給開始年齢は六十五歳ぐらいを一つのめどとして考へていかなければならない、こういうふうな思つておるわけでございます。その際には労働省の方で御努力いただきまして、雇用の条件も、それに合つたものにしていただくということが必要であらうかと思つてございまして。

それで有期年金の問題でございますが、これは企業年金の中で厚生年金とリンクする部分はルールどおりをやつていただかなければならないわけでございますが、さらに、どこにプラスアルファの重点を置くかということもございまして、これはせつかく企業年金をつくつたわけでございますので、労使の意見の一致した線で作つていただくということであつていいと思つてございまして。

それで退職後の生活を考へますと、先ほど高齢者になればなるほど年金額を上げてやつてもいいのではないかと、御意見がございましたけれども、逆に退職したては住宅ローンの払いがまだ

残つておるとか、あるいは子弟の教育費の負担がまだ終わらないというようなことで、退職後の前半にウエートをつけてほしいというような希望もあるわけでございまして、そういう希望に對応して、いろいろ御研究いただくこと自体は非常に結構なことじゃないかというふうに思っているわけでございます。

○浦井委員 ともかくにも軽々に有期年金というふうな形で、いまできておる年金制度の大もとをひん曲げるような検討はすべきではないというふうに私は思うわけですが、

私なせ、こういうふうにしつこく言うかということ、たとえば「基金連合会だより」の昨年の十二月号を見てみますと、厚生年金連合会の伊部英男理事長が、東京地方協議会の基金役員懇談会で、こういうことを言っておられる。要するに基金の一層の企業年金化の方向を主張しておられるわけでありまして、社会保障では公平が原則であつて、社長が百万円、守衛が一万円というふうな給付はいけなけれども、企業年金では、それであつてもよいのではないかと、あるいは、社会保障を言うなら終身年金がよいけれども、企業の二ードにこたえるものであるなら有期年金でもよいというようなことを言っておられるわけなんです。だからこれは、いま局長がある弁解をされたわけでありまして、肝心の基金の指導を行うような立場にあつて、そこでは厚生年金基金の原則をきちんと守つてやつていかなければならぬ理事長が、こういうような乱暴な発言をするというのには、私はやはり軽率であり、許せないと思うわけでありまして、ひとつ大臣にこの点について、基金連合会に適切な指導をしていただきたいということを私はお願いをしたいわけなんです、どうですか。

○木暮政府委員 企業年金ができてから十年ばかりたつてございまして、社会的な状況も非常に変化してきておるわけでございまして、俗に言われますように、企業の退職金負担というものが非常に重くなりまして、それを企業年金の形で

合理化しようというふうな動きもございまして、また官民格差という問題から共済組合と厚生年金とのバランス問題が論じられておりますけれども、だんだん明らかになってきておりますのは、企業年金部分が共済組合部分に乗つてきているんじゃないかというふうなこともあり、また一方、公的年金の将来像を考えると、厚生年金なり国民年金なりの一般制度がやっぱ費用負担の限界がございまして、年金水準の引き上げには限界があらうというふうなことがございまして、企業年金の役割りというものが新しく問ひ直されておる。基金連合会自体も従来の考え方にとらわれず、いろいろ勉強してみようということでおるわけでございます、そのこと自体は非常に結構だと思つてございまして、もちろん、その議論の成り行きが厚生年金なりあるいは年金体系全体を崩すようなものであれば、私も、それは是正も指導いたしませうけれども、現在の段階で、いままでの経過にとらわれず、いろいろ議論をし元氣を出してみようということでは基金連合会が取り組んでおられますので、そのこと自体は奨励こそすれ、いまの段階で一定の制約をつけるということはどうであらうかというふうなことを考へております。

○小沢國務大臣 伊部理事長は、私が終戦直後、厚生省官房総務課の事務官以来、一緒にずっとやつてきた二年後輩の頭にいい優秀な男でございまして、また非常に年金あるいは健康保険関係に精通した男でございまして、私は全幅の信頼を置いておるわけでございまして、発言の内容のたまたま一部をお取り上げになつて言われたわけでございますが、やっぱり企業者の方々というものは、こういう年金制度について、そう詳しい人はおられませんので、極端な例を引いて、わかりやすく話をしたというんじゃないかと思つて、企業が企業年金制度については、やはりこれは非常に大きなニーズが高まってきておりますから、これはむしろ、ぜひ伸ばしていくべきじゃないかと思つております。

しかし局長の言いましたように、社会保障の本

体である私どもの、この政府がやつておる年金制度に支障を来すようなことになつてはいかぬし、また、いまの有期年金化の構想について研究をしておりませうけれども、これはまあ定年といろいろな関係がある問題でございまして、おつしやるように考え方として一方においては、それを足を引つ張るんじゃないかというふうなお考えもあらうかと思つてございまして、われわれは遠い将来を考えた場合に、いろんな負担状況を考へてみますと、遠い将来ではあります、六十五歳、各国並みの支給開始年齢といふものを考へていかなければいかぬかなという危懼を持つておるわけでございます、いろんな計算上から、その場合に、世の中一般が六十五まで定年が延長されて、そして働いておる雇用が終つたら年金にスムーズに移つていけるということが一番望ましいので、そういう政治、行政の方向に持つていきたいと思つておるわけですが、しかし、それが全企業にわたつて、全労働者にわたつて全部一律に実行できるかどうかとなると、それはそれはなかなか簡単にいかぬと思つておるわけですが、そういう問題等もございまして、その研究はいかぬというわけにいかぬので、先ほど局長からも答弁しましたように年金制度というものは、やっぱり終身年金が本體でございまして、ただそれに何といふんですか、補足する意味における、そういう一つの制度のあり方等について、いろいろ検討していくということ、これはちつとも差し支えないことだと思つておるわけですが、

まあ、そういうふうなことでございまして、企業年金の理事長以下と十分よく懇談をしながら、あれは報酬比例部分の代行をやつておるんだし、まあ、それぞれ適当にやつておけというふうな態度じゃいかぬと思つておるから、これはもう十分われわれと一体になつて国民の所得保障というものを遺憾なく充実していくような、われわれの方と一体になつて、やっぱりやつていかなければいかぬわけでございますから、何回かひとつ会つ

て、よく話し合ひをして、そういう先生の御指摘の御心配のないような指導を十分徹底していきま

す。

○浦井委員 私たちは厚生年金基金制度そのものに反対であるわけなんです。やはり公的年金制度といふものを、もっと拡充強化をしていくということのために最大の努力をしなければならぬ。ところが、どうも最近の論調を見ておると、厚生年金基金を一つのためにいたしまして、何か公的年金はそのままにしておいて、あるいは、その中に、さらにまた企業年金がもっと大きなかつこうで入つてくるというふうな危懼を持たざるを得ないわけで、私はその点を強調しておきたいと思つておるわけですが、そういう点で、

そこで、もうおしまひなすけれども、最後に、これはすでに同僚議員も指摘をされた点とよく似ておるわけでありませうけれども、今回の改正案を見てみますと、いろんな問題点があるわけなんです。たとえば国民年金の保険料の引き上げの問題にしても、いろんな人たちに意見を聞いてみますと、やっぱり厚生年金に比べると現在でも高い、特に低所得者では高いわけなんです。だから、これは時間がないので、ずつと私、列挙して質問をいたしますので、ひとつ後で厚生省並びに大臣の方から、お答えを願いたいと思つておるわけですが、現在でも、すでに低所得者層の中では国民年金の保険料の負担率の方が厚生年金の被保険者の保険料の負担率よりも高くなつておる。これが、さらに国民の保険料を引き上げていくことによつて低所得者の生活を圧迫するんではないかというのを私は恐れておるわけなんです。すでに、いろいろ議論がありましたが、保険料というものを被保険者の所得に比例をしたようになつておる、そういう方式に変えるべきではないかというのが第一点であります。

それから第二点は、国年の被保険者の場合には農業者が非常に多いわけでありませうけれども、これが減つてきておる。一九六〇年に千四百五十二万二千人であつたのが、一九七六年、七百四十八

万八千人というふうには半減をしておるわけなんです。ということは、この国年に入るべき農村の若い労働力が町、都会に集中をして二次産業、三次産業に従事してゐる。そして厚年の被保険者になつてきておる。これは決して天然自然の現象ではなしに、やはり大臣よく御承知のように、高度成長政策というふうな形で政策誘導が私はあつたと思つておる。だから、これから国年の財政問題というのが非常に困難をきわめるといふお話がありましたけれども、国年の被保険者からだけ保険料を取るだけなしに、やはり、そういう農業人口を大量に都会に集めて、そこで、その人たちが雇用をして、かなりの利潤を上げた大きな企業からも私どもは年金特別税というふうなかつてで財源を調達すべきではないかといふことが第二点であります。

それから妻の年金の問題であります。これも簡単に申し上げますと、やはり一つは、根本的には夫の加入しておる厚生年金あるいは共済年金などで妻の年金権を確立するように、そういう方向でなければならぬのではないかと。当面は、遺族年金が老齢年金の五〇％でありますから、このパーセントを上げるということが必要であります。離婚や、あるいは傷害を受けたというふうな方に、そういう主婦も安心して年金給付を受けられるように改善をしなければならぬのではないかと。ということでありませう。

それから特例納付については、これは見ていかなければならぬのは高年齢層の低所得者ではないかといふふうな思つておるわけでありませう。ところが今回は月額四千円というふうな、先ほどから出ておられますように、十年あるいは十三年さかのぼると夫婦で百万円というふうな保険料を取つて、これは低所得者には負担にたえられないわけでありませうから、このままでいけば、せつかく大臣はこれで最後だと言われているけれども、無年金者の解消策にはならぬのではないかと。私には危惧するわけでありませう。だから保険料を特例納付の実施時点の額にすべきではないか。前

二回はそうであつたし、今回で言えば月額二千七百三十円でありませうが、この額にしていかなければならぬのではないかと。思つておるわけでありませう。それから、これは大臣が先ほどから、かなり決断をふるわれたようでありませうけれども、保険料納付に対する貸し付けの融資であります。これはぜひ私は断行しなければならぬのではないかと。いふふうな考へるわけでありませう。それが第四点。

それから児童手当についてですが、これは額が低い。しかも低所得者に限られておるといふことでありまして非常に不満であります。だから、さしあつて私が要望したいのは、今回の改正案によりまして月六千円で実施時期が十月からとなつておる。前二回の金額の改定の際にも十月実施であつたけれども、当時は児童扶養手当であるとか特別児童扶養手当、福祉年金、これは全部十月実施に、ところが、今回の場合は昨年、八月実施に、こういうものになつておるわけでありませう。やはり少なくとも児童手当を八月実施にすべきではないか、この点であります。

もう一つは、いろいろな児童手当制度の中で出てきた原資を使つて、福祉施設を創設するといふようなことが言われておるわけでありませうけれども、制度審の答申を見ても、児童手当制度に福祉施設を創設することには疑問があるといふふうな指摘をしておるわけでありませうから、財政上の余分があるならば、やはり給付の改善を優先させるといふふうな方向に進むべきではないか。

こういう問題点があるだろうと思つて、ひとつ一括をしてお答えを願つて、大臣の御意見もお聞きをして、質問を終わりたいと思つておるわけでありませう。○小沢国務大臣 所得に比例して保険料を取れ、という御主張は、一般的に社会保険では当然のことだと思つておるわけでありませう。それから、健康保険でも、健康保険でも、それから、国民年金の対象者の所得の把握といふことについて、非常な事務能力が必要でございませうので、現実問題として、なかなか困難だといふ実態があるわけ

であります。この点は、御承知を願いたいと思つてございませうが、なほ、制度として、どういふふうにあるべきかを、この思想から検討をさせていただきます。

それから、特別税の問題ですが、第一次産業から二次産業、三次産業にどんどん移つていったことは事実でございませう。むしろ第二次産業の方の一応、限界点に到達して、第三次産業に非常な移動が行われて、人口構成の中五割五分、第三次産業というふうな状況になつておる。その場合に、農村から移動した労働力によって企業が繁栄し、あるいはまた第三次産業が行われていくとすれば、特別税を徴収して国民年金の被保険者の足し前にして、そして一方、国民年金の被保険者の負担の増高というものを抑えていくべきじゃないかという御説でございませうが、これは、昔おまへさんは農村出身だからといふと、われわれだつてみんな、そうなんぞでございませうけれども、それを今日、現在のところの事業所で全部負担を特別税で出せといふことも、これは言うべくしてなかなかりわがたいわけでありませうので、この点は、もう少し軽たにはおしやとございませうと申し上げるわけにいかないと思つておる。

妻の年金権については、遺族年金について検討を進めてまいりませう。今日の現状でいかどうかは、いろいろ議論のあるところでありませう。ただ、これには関連する問題が、先ほど来、審議の過程で局長から話をしてございませう。十分私どもも検討点が多々ございませうので、十分私どもとしても検討させていただきますと思つておる。

無年金者対策の中で、私は今度はもう最後にしていただきたいと思いますと思つておる。これは、この次またやりますと言つたら政策にならぬわけでありませう。絶対にこれが最後にしていただきたい、これは強くお願いをいたしますが、同時に、PRを十分やりまして、それから保険料を下げるといふわけにいきませんが、この点は、申上げましたように、できませんけれども、貸付金の問題等の処置によつて、入りたいと思つて人が

入れないといふようなことのないような検討を、先ほど来、村山先生あるいは大橋先生あるいは和田先生にも申し上げましたが、これはひとつ、ぜひ前向きに検討させていただきます。

児童手当制度については、これは私、制度全般で再検討すべき点が多々あると思つてございませうが、なほ、現実の制度の中におけるいろいろな御質疑については局長からお答えいたします。

○石野政府委員 最後の、児童手当の点について御説明申し上げますが、この十月実施にいたしたものは、従来十月からといふこと以外に、低所得階層については初めてでございませうので、その準備期間も必要だといふことが一つと、それから、かたがた手当額を上げるにつかましても、仮に八月実施といふことになりませうと約十億ほどの財源が必要になつてまいりませう。そういう意味で困難である、こういうことでございませう。

それから、拠出金の財源で充てます福祉施設につきましても御意見がございましたけれども、私どもは、中央児童福祉審議会の御意見もございませうし、それから同時に、国民の意識調査の結果によつても、手当を出すとことよりも、むしろ、そういう環境整備の方に重点を置いてほしいという意見もかなり多々ございませう。そういうことを踏まえて、実は福祉施設を設置に踏み切つたわけでありませう。

○木暮政府委員 大臣から、みんな申し上げてしまひませう、申し上げることはないのでございませうけれども、一つだけつけ加えさせていただきます。と思つておる。これは、農業人口が減りまして、国民年金の被保険者がそれだけ減るといふようなことになつてございませうが、一方、三次産業の方、自営業者の方が余り減るといふような傾向はございませう。いまの見通しでは大体、現在規模の被保険者は将来、国民年金が続いていくだろう、こういうふうな思つておるわけでありませう。しかし、将来の社会変動はどうなるかはなかなか予測できませんし、現実には、現役の被保険者が少



なくなつて大ぜいの年金受給者を抱えている共済組合等も出てきているわけでございます。

それで、各方面で御論議をいたしております。基礎年金なり財政調整案というのは、一つは、そういう将来の人口変動、人口移動に備えて、各年金が協力しているという側面を持つておるわけでございますので、直接的に税金を取るといふことは別といたしまして、各年金制度が協力しているという体制は、私どもも懇談会で検討していただいておりますし、各方面の案も、そういう点を考慮されておるのではないかと、いふふうに考えております。

○浦井委員 終わります。

○羽生田委員長代理 次に、工藤晃君。

○工藤(晃)委員(新自) 最後の質問をいたします。どうぞお気軽にお答えをいただきたいと思つてます。きょうは決して言質をとつて云々するつもりで質問をいたしません。と申しますのも、高齢化社会を急速に迎へようとしております日本の現在、生命の保障それから生活の保障、生きがい、こういう三つのものは、二十一世紀へかけての重要な政治課題でございますと同時に、日本の一つの理想を掲げた政策を論じなければならぬ問題だと思つたので、どうかひとつ、そういう意味において大臣も、しゃべつたから、それが言質をとられたという形を、どうぞお忘れいただいて、私も、きょう、そういう長期的展望の上に立つた問題点について質問をしたいと思つたので、夢物語でも結構ですから、こういうふうにあつてほしいというところがございまして遠慮なしに言つていただきたいと思います。

日本人の貯蓄性は非常に高いということも、裏返せば老後の生活の不安あるいは病気になるいは住宅あるいは教育、こういう問題が非常に内因しているというふうに向つております。同時に年金の問題も、その中の歳をとつてからの生活の保障という大きな一つの柱を、これに求めていこうという世論が非常に強いらつておると思つてます。しかし現在のところは、まだそういう問題が満たさ

れていないために貯蓄性は逆に非常に高い、こういうふうなことも考えられますので、年金が誕生してからの歴史も浅うございまして、過渡期にあつておると思つたので、短期的展望に立つたいろいろな問題点もございまして、また、矛盾点もございまして、本日は、主に長期的展望に立つて日本の年金のあり方について、どのように考へておられるのか。あるいはまた、先ほど申し上げましたような三つの二十一世紀へかけての政治的展望の上に立つた年金制度が、いかにいふふうになるか、いふふうを思つておられます。

その中で、まず第一番に、昨年の暮れに福田総理に、社会保障制度審議会から「皆年金下の新年金体系」という建議がなされております。非常に斬新な発想であり、特に負担と給付のアンバランスな八つの制度の中で横断的に、そういうものを展望して、かくあるべしという重要なビジョンが述べられておりますが、その中の重要な骨子は、本年金と申しますか、そういうものを、それから社会保障年金を合わせたものを日本の将来の年金制度のあり方として持つべきではなからうか、こういうふうな述べておられると思つたので、それについて大臣は、これをどのようにお受け取りになつておられるのか、ひとつお考えを承りたいと思つたので、

○小沢国務大臣 制度審議会の基礎年金構想については、実は率直に言ひまして私個人としては非常に賛成でございます。

ただ、その負担のあり方は、あの構想によりまして、目的税によつて、いわば間接税から取るという考へ方のごいひでございますが、それが果たして合理的なのかどうか。これはやはり相当検討をしなければいかぬだろう。それから、基礎年金にプラス現行の各社会保険年金の仕組みを上乗せしていくという場合に、これはやはり、やり方については相当考へていきたいと思います。どうも全体の整合性がとれないんじゃないかなという感じがいたしますけれども、私よりは専門家の皆さん

が集まつた御意見でございますので、省内で参考にして、よく検討いたしましたして、五十三年度中には何とかひとつ結論を得たいと思つておるところでございます。

○工藤(晃)委員(新自) いま大臣は目的税の導入について、いろいろ問題点があるというふうな御指摘になつたわけでございまして、しかも、それから、そういう基礎年金という発想と、それから保険をたてまへとする社会保険年金という二つの考へ方について、それじゃ基礎年金の方は、この建議の中では「付加価値税の導入なくしては基本年金の創設はあり得ない」といふふうには書いてあるのですけれども、そうしますと大臣としては、この構想に対して何か別なお考えをお持ちでしょうか。

○小沢国務大臣 私は、付加価値税ということになりますと、基礎年金の保険、いわば保険料といふますか財源を国庫負担でやれ。したがつて、保険料でない国庫負担でやれ。その財源を間接税で取つていふことになりまして、必ずしも所得の高い人がよい負担するという思想ではないわけでございます。これはもう必要やむを得ず消費に向つた人たちが、その際に一定の額を出す、こういうことになります。そういうことが果たして所得再配分の思想につながるかどうかという点、これは一定の保険料として所得の高い人から低い人まで全体について一定率で、その率は非常に低くてもいいのだらうと思つたけれども、

そういうやり方をした場合には、この国民平等の基礎年金を、所得の高い人がある程度よい負担し、低い人は少なく負担しながら全部が公平な基礎年金の支給を受けるという点と比較してみますと、社会保障的な感覚から見てどうかという感じを持つたというところがございます。しかし、恐らく、それは上積み分の社会保険料の中で、その思想が入つておるから、基礎年金部分はこれでいいのだ。やはり全額国が出すべきなんだ。国庫負担でやるべきだという割り切り方をしておられるので、そういう面では私は一つの意見だと思つた

す。決して批判を申し上げているわけじゃないのですが、何かその辺にちよつと引っかかるなという感じを受けたといふふうな受け取つておいていただきたいと思います。

ですから、その辺のところを一体、年金の保険料の中にも所得再配分の機能といふものをどうやって入れていくか。これは恐らく財政調整の問題として、医療保険と違ひまして、やはり生活の態様がみんなそれぞれ違つた人の老後の所得保障でございますから、医療保険と同じようには考へられないと思つた。したがつて、所得再配分の機能といふものは財政調整の考へ方でいかにざるを得ないのじゃないかと思つたので、その辺のところの考へ方を、上積み部分についてどういふふうな考へるのか、基礎年金部分との関連をどうやって考へたいのか、いろいろ検討すべき余地、余地といひますか、われわれの方でいろいろ検討しなければいけませんという感想を持つたというところを申し上げたわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) そうしますと、最初に大臣が、個人的には、この発想は非常に賛成なところだと思つたけれども、そのところはどうか。

○小沢国務大臣 一定の基礎的な年金を、みんなが公平に同じように給付を受ける。この点が、やはり基礎年金としては、そうあるべきだと思つたので、私としては、個人的には非常に同感だと申し上げたわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) そうしますと大臣は、基礎年金構想については賛成だけれども、その財源をつくり出す方法として目的税を導入することについては多少疑義がある、こういうお考えを述べられたように思つたけれども、それから、大臣としては、その目的税を導入しないで何か基礎年金の財源をつくり出すような考へ方を私案としてお持ちでしょうか。

○本郷政府委員 将来の年金制度を考へます場合に、どこに財源を求めるといふのが非常に大きな問題であるわけでございます。それで現在は社

会保険システムでやってまいりまして、保険料を中心にしておるわけでございます。保険料を中心といたしまして申しますのは、一般の税金と違ひまして、自分のかけた保険料が返ってくる。日本は保険料比例制が非常に強いものでございすから、それが非常にはつきりと出ておるわけでございす。そういう意味では、保険料でございす。費用の負担がしやすいという面があるわけございまして、日本の年金がこまで来れたのには、一つは、そういう点があるかと思うのでございす。

しかし、保険料だけではございまして、国民年金の場合には三分の一の国庫負担がございすし、また厚生年金についても二割の国庫負担があるわけでございす。その保険料も今後、相当引き上げていかなければならない見通しでございすけれども、現在の厚生年金の二割、国民年金の三分の一の国庫負担、これも将来大変な額に上がっていくわけでございす。

(羽生田委員長代理退席、委員長着席)

そこで私どもの懇談会の中間意見でも、保険料のよさを生かしながらも年金を安定して発展させるためには、何か新しい財源を考えなければならぬのじゃないかという問題提起まではしていただいておりますが、中間意見の段階では一長一短で結論が出ていないということでございす。今後、制度のあり方と関連をいたしまして、費用負担をどうするか、一番中心的な問題の一つになろうかというふうに考えております。

○小沢国務大臣 私が目税を全部否定したと誤解しないようにしていただきたいのです。社会保障の財源として目的税というものを私個人として全く考えていないことではないんです。たとえば経過年金の部分についてどうするかの問題とか、あるいは、いろいろな年金制度全般の中の財源の一つに、そういう構想が出てくることは大変ありがたいと思っております。いま基礎年金部分についてだけの御意見でございすから、そこで若干そういう点で気になる部分があるなど

いうだけの意味でございすから。

○工藤(豊)委員(新自) 私の質問は、すべて長期的展望の、ある意味では理想を論じ合うことになりますので、まあすかつとした、いいものは、あらゆるシステムをとつても恐らく出てまいらぬと思ひます。いい面と悪い面が必ずついて回るものだらうと思うのですけれども、いま大臣が指摘されたようなところは当然懸念しなければならぬ点だけれども、所得保障という考え方を導入し、社会保障の一環として年金を考える場合には、どうしても基本的なそういう年金制度というものがなければ、格差はより拡大するでしょうし、また生活の保障にもつながりにくいという面がある。

そうすると、あくまでも年金というものが、高齢化社会を迎える非常にむずかしい社会の中で、所得保障という役目を果たしていくためには、どうしても、それに対する財源的措置としては十分なてこ入れをしなければならぬ。そうすると、所得再配分の問題として目的税がいいか悪いかという問題も、これから大いに論じなければならぬけれども、そういう意味において積立方式あるいは賦課方式、いろいろいままでも議論が出ておりましたけれども、やはりそういうようなことも含めて十分検討していただかなければならぬ問題だし、また、こういう年金制度というのは、一たんつくりますと途中でなかなか変更はしにくいだらうと思ひます。また、いまここで、そういう問題について十分な国民的コンセンサスを得ながら長期展望に立った制度を考えておかなければ、年金の性質からいって、そのときになつてからでは問題の解決には、とつてい間に合わない。

だから、きょうの課題として、やはり重要な問題だということについては、私は、これは一つの考え方として、基礎年金を目的税から取るという、こういう発想に立つて、ところが所得の再配分と申しますか、年金のあり方としては、より富める人によりたくさん年金を差し上げるといふことは、やはり社会保障のためまえからいふと、ど

うも納得したい。それよりも逆に生活の保障をしてあげるために、必要な層に対して手厚く支給しなければならぬという使命もあらうかと思ひますので、そういうことから考えて、たとえば基礎年金プラス社会保険年金、しかし、その社会保険年金の方で、その上限を決めておいて、非常に高額な年金をお取りになる方は、よりぜいたくをするために年金を差し上げるといふんでなくて、やはり生活の保障という一つのたてまえを通すための制度でございすから、余りにも高額な年金を、一人で使い切れぬほどの年金をお取りになるような方には、やはり上限を決めて、それで年金を、かけた年月あるいは所得から天引きされてしまふやうなことにならないやうな方法によつて、それで上限でカットした部分について、それを今度最下位の、何といふんですか、生活保障を、それによつて支えなければならぬやうなところへ、そういうものを配分していくという形をとれば、ある意味において所得の再配分という形にも通じるんじゃないかという考え方を持っているわけございまして、そういうことについて、そういう複合的な年金システムを取り入れた場合に、年金の上限の設定をする意思がどうかどうか。それはいま、ここで聞いても正確な答えはないにしても、考え方として、そういう考え方が持ち得るものかどうかをひとつお聞きしたいと思ひます。

○木暮政府委員 ただいまの先生の御提案でございす。私も、そういう考え方では今後の年金を設計していかねばならないといふふうには思つております。実は共済組合は現行法でも、はっきりそういう考え方を示しております。従前報酬の七割というのを上限にするといふことになつておるわけでございす。一方、厚生年金の方も、はっきりそういう形では上限が設定されておらぬのでございすけれども、標準報酬に基づきまして年金をはじいております。その標準報酬は御承知のとおり頭打ちをしておるわけでございす。

て、そういう意味では無制限に年金が出るという形にはなつていないわけでございす。また、定額部分をこしらえておりますので、低所得者の方に資源が流れるやうなやうな工夫もできておるわけでございす。

いま、おっしゃられたことは、個々の制度についても当然考えていかなければならない問題だと思ひますし、問題は八つに保険が分かれておりますので、幾つかの保険から年金をもらつていふ場合が出てくるわけでございす。そういう場合も、いろいろの制度からもらふ年金がまとまり幾ら以上になるといふやうなことは、何かやはり適当な天井ができるやうなことも将来は考えていかなければならないといふふうには考えております。

○工藤(豊)委員(新自) 私がお願いしたいのは、給料の何割を上限とするといふやうな発想も一つですけれども、お一人の年寄りが生活をするに足りる、十分な生活ができるというものをもつて上限として、それ以上、たとえばより高い年金を受けるやうな場合には、所得の七割にしても、それが非常に高いものであれば、やはり、そういう分け方だけじゃなくて、もちろん現在の物価にスライドしなければならぬでしょうけれども、十分過ぎるほどの年金をお取りになつておられる方には、やはりそういうものの基準ではなくてカットしていく方法も何か考えられたらいかかという

ことを提案しているわけなんです。それからもう一つは、いま、おっしゃられたやうに八つの制度が各個ばらばらにできてしまつていす。それはもちろん歴史的な背景もありましようし、その生まれきた性格も違ひましようから、これをどういふふうには調整するかというところは、これをどういふふうな問題でしようけれども、やはり、そういう所得の再配分機能といふものを年金の構想の中にどうしても生かすためには、そういう八つの制度そのものを全くそのままの形で存続させながら、そういう配分をしていくという方法は実際には、なかなかむずかしいんじゃないか。そう

すると結局、目的税という形じゃなく、その基礎年金の部分で所得再配分機能を持たせるか、あるいは保険年金の方で再配分機能を持たせるか、二つに一つしかないと思ふんですね。だから、そういうことについても、いまから十分御検討なさるだけじゃなく、国民にどういふものを選ばせるかという問題提起をいかれないと、なかなかむずかしい問題だらうというふうには、ひとつ考えのわけです。

それから、それに関連しまして、この制度審議会の建議の中にも、そのかわりにという形でありませうけれども、逆に、いままでの八つの制度に対しては国庫補助を全部なくしてしまふ。これもいろいろ考えますと、むずかしい問題があると思ふんです。ということは、共済年金の場合には一五%の国庫補助をなくす。それから厚生年金の場合には二〇%だ。国民年金の場合には三分の一の国庫補助している。それをすべて同じようになくしてしまつた場合に、やはりいろいろ問題が起きてくると思ふんですね。たとえば共済年金の場合には、労使という使の方は国でございませうから、当然これは国民の税金で、その半分を持つて居るわけです。それから厚生年金の場合には企業が半分持つて居るわけですね。ところが国民年金の場合には、三分の一の国庫補助を除いてしまつたら被保険者が全額負担をしなければならぬ。そうすると、片一方は保険料の半分を負担すればいい、ところが片一方は全額負担していかなければならぬという制度上の大きな矛盾がそこに出てまいらうかと思ふんですね。そういうことについては政府としては、どのようにお考えになつていらつしやるか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○木暮政府委員 制度審議会からいただきました建議、私も非常に重要な御提案をいただきました。ということで、今後、掘り下げていかなければならぬと思つておるわけですが、ただいま御指摘をいただいた点が一番頭の痛い問題でございませう。

それで基本年金をつくる。これは夫婦で五万円、

単身で三万円ということですが、それを五十五年で実施し、六十五年までに、その二階に乗つて来る社会保険年金の組みかえをしなさいという事になつておるわけですが、この組みかえ自体は、年金制度は当然のことながら過去の沿革を持つておりますので、従来のいきさつというものを全く考えないで組みかえることはできないわけですが、一つ国民年金だけを考えても三分の一の国庫負担、三分の二は保険料でやつて居るんだから、三分の一の部分は基本年金でやればよい。三分の二の分は、もともと保険料だけでやつて居るんだから、できるじゃないかと、一つはなるわけですが、いま思ふところ、しかし国庫負担が金目以外の要素を持つておるといふことも否めないわけですが、国民年金の場合、そういう大きな部分が基本年金に吸収された場合に魅力ある国民年金の二階建てができるかどうかは、なかなかむずかしい問題があるわけですが、また共済や厚生年金につきましても、確かに二割の国庫負担あるいは一五%の国庫負担を取るけれども、それ以上の基本年金をつくるというのであれば、それはそれで合つてございませうけれども、従来どおりの厚生年金なり共済年金を残すということになりますと、目的税で取つた費用も国民所得から出て居ることに変わらぬわけですが、いま推測をしておるわけですが、現行のままでも国民所得の一三%にもなつてしまつたかという推測をしておるわけですが、もっと大きな国民所得のシェアを食ふということにもなりかねないわけですが、いままでの沿革を考え、

既得権なり期待権というものを損なわないうようにしながら、将来の国民所得で賄えるように従来の社会保険を改編するということは、私どもに課せられた一つの大きな課題であらうかと思ひます。

○工藤(兎)委員(新目) そういうことを考えますと、今度の社会保障制度審議会の建議も、いろいろむずかしい実行するにはなかなか困難な問題をたくさん抱えて居るような感じがするわけですが、

ね。

それからまた、先ほども出ましたから私は質疑は省略いたしますけれども、すべて六十五歳という給付年齢の上限の年齢を挙げて居るようですが、こういう低成長、安定成長下で雇用の促進を図らうと片一方で言ひながらも、失業はどんどんふえていつて百三十六万人にもふえていつて居るという状態、その中で定年制の延長とどうか失業対策すら十分行えない、こういう状態の中で定年制を延長しよう、それも十年間も延長するということ、なかなか言うはやすく困難だ。そうすると、その間に起きてくるであろうギャップをどう穴埋めするのかということも大きな問題になつてまいります。そういうことから含めて、なかなか理想として、ひとつ形づけられても、現在の制度とどう整合性を持たせるかという事について、は、実際の問題としては、もう不可能に近い問題も含まれて居るのじゃないかという感じがします。ですから、そういう問題を含めて、ひとつ政府で、もつとすつきりするものも考えていただけかなければならぬのじゃないか、こういうふうにお思ふので、きょうはこの問題を質問したわけがございませう。

あと残された時間、これに関連しまして、一つの制度をおつくりになる際の具体的な案として提言したいと思ふのですけれども、日本の国民の一つの風習といひますか風土といひますか。現在、核家族化したとはいひながら、やはり非常に家族制度の風潮というものは残つて居ると思ひます。この家族制度も非常にいい部分がたくさん持つて居るわけですが、だから、そういう家族制度のなじめやすい部分を活用した今後の年金制度というものを考えてみる必要があるのじゃないか。高齢化社会の御老人に対する制度的な処置も必要でしようけれども、やはり個人個人の親子関係の中で、親を子供がめんどうを見ていくといういい風習をより促進させ、こういう考え方がもつと日本の年金制度の中に取り込まれていつていいのじゃないかと思ふんですね。

そういう意味から、実は私は昨年、五十二年四月二十日の社会労働委員会一つ提案して居るわけですが、その提案の要点は、年金福祉事業団の行う住宅関係融資の中に親と同居を推進するような貸付制度を積極的に設けたらどうか。要するに三世帯が生活できるような住宅構成を推進していつてはどうだろうかという意見を述べたわけですが、これについて厚生大臣から、老人と一緒に住めるような家をつくる人には、よけいに貸すことなどを考えてみようということであつたが、現在でも、そういう問題については御検討いただいて居るのか。あるいはまた、私がつと申し上げたのは、ただ融資制度だけではなくて、やはり日本の住宅政策の一環として、いままでのようなマッチ箱にただ夫婦二人が住めばいいのだというふうな発想から、三世帯が一緒に住んでも十分平和に暮らせるようなスペースの提供あるいは、その構造上の勘案をした、そういう住宅政策をもつともつと強力に推進してみたらどうかというふうな考えを持つて、きょう改めて大臣にもお願いをしてみたい、こう思ふわけですが。

○木暮政府委員 家族制度と申しますか、現在、核家族がふえておるわけですが、それでもまだ七割のお年寄りの方が子供と同居して居るという事実がございませう。これは欧米諸国に比べると非常に高い率でございませう。また、アンケートみたいなのをとつてみますと、お年寄りの方が子供と暮らしていきたいというの、これはまあ想像できるわけですが、非常に多いのと同時に、若い人も案外と言つたらおかしいのですけれども、両親を養つていきたい、あるいはまた両親が元氣なうちは別として、病弱になつたら、めんどろ見たいやうな感じが、かなり高率でございませう。こういう意味の家族制度というものを社会保障がどういふふうになつていくか。また逆に言えば、社会保障がどういふ意味の家族制度を促進するの、どういふ役割りを果たすかということ、非常にむずかしい問題でございませう。見方によれば、年金が充実すれば核家族

を促進するという意見もございすし、逆に、年金が充実しますと経済的な問題が親子の間に入らないで、むしろ家族が同居できることを促進するんだという見方もあるようでございす。こちら辺につきましては、今後の年金設計に当たりまして十分研究をしまりたいと思ひます。

それから、去年の社労委員会で先生の御提案のございました点につきましては、早速、五十三年度の予算に要求をいたしまして、おかげさまで、これは実現を見たわけでございす。現在、厚生年金の場合には最高五百万円の貸付限度というごとで住宅資金をお貸ししておるわけでございす。六十五歳以上の老人と同居する場合には、それにさらに六十万円の上積みをするというところが実現をいたしたわけでございす。面積につきましても、年金の貸付対象にいたしますのは百二十平米以下のものでございすけれども、やはり老人と同居される場合には百五十平米までそれを広げるといふような形で、ことしの予算が計上されておる次第でございす。

○工藤(晃)委員(新自) 私の提案に対して早速、方針を具体化していただきまして大変ありがたうございす。ただ、いま承っておりますと、それも非常に現実の問題としては、それを実現するには金額的には大変ほど遠いような感じがいたしますので、できるだけ、そういう施策は一步前進あるいはまた二歩前進するように強力に推し進めていただきたい。

それからまた、こういう積み立てられた年金の利用の問題もありませんけれども、そういうことはやはり積み立てておられる方々、受給者に、それがまた、できるだけ還元されるような方法を、枠として、より大きくとっていただきたい。特に、そういう住宅政策なんかは枠を大きくとっていただいて、そして親子一緒に住めるような環境づくりをして差し上げると、逆に言えば老後の年金額そのものは、それほど大きく差し上げなくても、お年寄りの生活の保障が十分できるんじゃない

か。そういう利点もありますので、年金制度と言え、すぐお金だけで給付していくという考えから、たとえば住宅政策に対して積極的な融資をし、そういう融資を受けた御老人は、逆に言って年金額を減らしてもらって、そういう部分を住宅の融資の返還に充当していくとか、何かそこにそういう住宅政策の促進が何らかの形で、また、そういう受給者そのものにも活用されていくような制度も、あわせて考えていただければいいんじゃないか。

それからまた、いま局長おっしゃったように、お年寄りの希望としては子供と一緒に住みたいという希望が非常に強いということをおっしゃいます。私の見た資料の中にも、そういうことが書いてございすが、しかし、その中で別居は生活水準の特に高いところと低いところに一種の両極分解をしている、こういうふうにしてございす。こういうふうにして所得の非常に高いところと非常に低いところが別居してしまうのだという形から考えても、やはり、そういうものに対応できるように、逆に言えば、そういう中間層の人たちが多く同居を求めておるわけでございすし、そういう意味から、ぜひ、この問題の促進のために、ただ年金を差し上げるといふ考え方だけにどまらずに、ひとつそういう問題も含めた日本の年金制度を活用願ひたい。

こういうことをお願いしながら、逆にまた非常に所得の低い層は、やむを得ず別居しなければならぬ、そして一方あるいは両方が生活保護を受けていくという、こういう層に対しては特別な配慮をしなければならぬじゃないか。単に決められた制度の中に乗せるだけじゃなくて、やはり、そういう好まずして別居しなければならぬ、風呂もない一部屋で生活しなければならぬような方々には、また新たに、そういう方々を収容するような施設にも十分配慮を願わなければならぬのじゃないか。そういうことについても十分御配慮願ひていると思ひますけれども、そういう方法をきめ細かにおとり願うということが望ましいと

思ひますので、そういうことについて、ひとつお考えを伺ひたいと思ひます。  
○本暮政府委員 将来の年金設計の上で先生おっしゃったことを、できるだけ生かしていかねばならないと思ひますが、一方で年金は小回りのきかない面がございまして、また小回りのきかないところが、国民が将来の生活設計の場合に頼りがいがあるという面もあるわけでございす。ところが、そこを勘案しながら将来の年金の方について十分研究させていただきたいと思ひます。

○工藤(晃)委員(新自) 最後に大臣から、こういう質疑を通して一つの発想をもう少し横断的にしていただきたいということ、それから横断的にやるだけじゃなくて、いろんなものを組み合わせる。たとえば、これもまた一つの発想になってしまひますけれども、一方で保護基地というようなものも盛んにつくっておられるようですが、やはり親子が同居するようになりますと、たとえ部屋はそういうふうなお互いのプライバシーを侵害しないようにでき上がったとしても、年じゅう顔合わせしているという事は、お互いにやはり苦痛な部分もございす。ですから、そういう保護基地に一年に何日かあるいは何週間か行つて、そういう同居している親子関係をもっと豊かに平和にさせてあげるために息抜きをさせてあげよう、年金というものと連動させた老後保障というもの。年金というものは、一つは老後のパラダイスをつくつてあげるための一つの手段ですから、どうかひとつ、そういう面においても年金の資金というものが活用されていって、親子ともども一緒に生活していらつしやる方にも、そういう部分で、お年寄りがその基地に保養に行けるような、そういうこともあわせて考えていただきたい。

○小沢国務大臣 大変いい御意見で、同居を誘導していくような老人年金を含めた対策であるべき

だということはお本当におっしゃるとおりだと思ひますので、その場合の住宅融資の問題を、さらに一歩でも二歩でも進めて、その需要にこたえていく、考え方にこたえていくようにいたしますと同時に、やはり、おっしゃる様に朝から晩まで一年じゅう一緒にいるということもなかなか大変で、お年寄りの方が年に何回か、あるいは月に何回か、それぞれ保養基地あるいは福祉施設を求めて行けるような誘導策をやることも非常に大事だと思ひますので、年金全体の中で福祉施設の方と同時に、社会や児童や社会福祉施設全体の中で、そういうものを総合的に考えていきたいと思ひます。

○工藤(晃)委員(新自) ぜひお願いをして、私の質問を終わります。  
○木野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。  
○木野委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、国民年金法等の一部を改正する法律案の採決に入ります。  
〔賛成者起立〕  
○木野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木野委員長 この際、住業作君、村山富市君、大橋敏雄君、和田耕作君及び工藤晃君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。  
その趣旨の説明を聴取いたします。村山富市君、  
○村山(富)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。  
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

す。

国民年金法等の一部を改正する法律案に  
対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講  
ずるよう配慮すべきである。

- 一 公的年金制度全体を通じ、各制度間の関連  
と将来にわたる人口の老齢化の動向を勘案し  
つつ、その基本的なあり方について検討を急  
ぎ、年金制度の抜本的な改善を図ること。
- 一 遺族年金については、妻の年金権のあり方  
の問題を含め、総合的な見地からその改善に  
努めること。
- 一 在職老齢年金制度の支給制限、公的年金等  
の併給調整については、そのあり方を検討す  
ること。
- 一 国民年金財政の健全化のために、所得比例  
制保険料について検討すること。
- 一 いわゆる経過年金については、その水準の  
あり方を早急に明らかにするとともに、その  
一環として福祉年金の充実を図ること。
- 一 無年金者の救済は、今回の措置の特殊事情  
にかんがみ、実施状況を見つつ、福祉的観点  
から低所得者に対する方策を別途検討するこ  
と。

- 一 本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給  
者、被保険者に個別的かつ具体的に対応でき  
る年金相談体制の早急な整備を図るととも  
に、業務処理体制の強化を図り、もつて国民  
に対するサービスの向上に一層努めること。
- 一 すべての年金は、非課税とするよう努める  
こと。
- 一 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金  
の適用の問題について、具体的方策を樹立し、  
その適用の促進に努めること。
- 一 積立金の管理運用については、被保険者の  
福祉を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸  
制度の普及になお一層努力するとともに、積  
立金の民主的運用に努めること。
- 一 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉

手当の支給額を一層増額する等支給内容の改  
善充実を図ること。

一 児童手当については、長期的展望に立つて  
基本的検討を進めるとともに、当面、低所得  
層を重点として給付の一層の改善充実を図る  
こと。

以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。  
(拍手)  
○木野委員長 本動議について採決いたします。  
本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求  
めます。

(賛成者起立)  
○木野委員長 起立総員。よつて、本案について  
は住栄作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を  
付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりま  
すので、これを許します。小沢厚生大臣。  
○小沢国務大臣 ただいま御決議になられました  
附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重  
いたしまして検討を重ね、努力をいたす所存でご  
ざいます。

○木野委員長 なお、ただいま議決いたしました  
本案に関する委員会報告書の作成につきまして  
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異  
議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しま  
した。

〔報告書は附録に掲載〕

○木野委員長 次回は、来たる十一日火曜日午前  
九時五十分理事会、午前十時委員会を開会するこ  
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法  
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する  
法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律  
(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のよ  
うに改正する。

- 第二条第三項中「一万五千円」を「一万六千五百  
円」に、「三万円」を「三万三千元」に改める。
- 第五条第四項中「一万五千元」を「一万六千五百  
円」に改める。
- 第五条の二第三項中「七千五百円」を「八千三百  
円」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和五十三年八月一日から施行  
する。  
2 昭和五十三年七月以前の月分の特別手当、健  
康管理手当及び保健手当の額については、なお  
従前の例による。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特  
別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上  
げる必要がある。これが、この法律案を提出する  
理由である。

社会労働委員会議録第一号中訂正

二ページ三段三行「丹羽喬四郎君紹介」は「江  
崎真澄君外一名紹介」に訂正する。

同 第三号中訂正

二ページ一段十七行「佐野憲治君紹介」は「古川  
喜一君外一名紹介」に訂正する。

同 第四号中正誤

少 段 行 誤 正  
四 一末七 ふうな ような

七 四一七 何らから 何らかの  
三 三三 根形 形

同 第六号中正誤

少 段 行 誤 正  
六 四二四 本日、 本日、参考人と  
して

第一類第七号

社会労働委员会議録第十号

昭和五十三年四月六日



昭和五十三年四月十四日印刷

昭和五十三年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局